

第九百九回 参議院法務委員会會議録第七号

昭和六十二年九月十七日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

九月十六日

辞任

土屋 義彦君

補欠選任

平井 卓志君

九月十七日

辞任

長谷川 信君
梶木 又三君
徳永 正利君

補欠選任

林 健太郎君
杉山 令肇君
吉川 芳男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

三木 忠雄君
鈴木 省吾君
守住 有信君
猪熊 重二君
橋本 敦君
梶木 又三君
下稻葉耕吉君
杉山 令肇君
徳永 正利君
中西 一郎君
長谷川 信君
林 健太郎君
林 達君
吉川 芳男君
矢田部 理君
安永 英雄君
関 嘉彦君
西川 潔君

政府委員

法務大臣 遠藤 要君

法務大臣官房長 根来 泰周君

法務省民事局長 千種 秀夫君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省人権擁護局長 高橋 欣一君

法務省入国管理局長 小林 俊二君

事務局長 片岡 定彦君

常任委員会専門員 岡村 健君

警察庁長官官房審議官 岡村 健君

警察庁警備局外事課長 国枝 英郎君

法務大臣官房審議官 佐藤 勲平君

法務省入国管理局登録課長 黒木 忠正君

外務省アジア局審議官 谷野作太郎君

外務省北米局安全保障課長 岡本 行夫君

建設省建設経済局建設業構造改善対策官 渡辺 弘之君

建設省都市局国際花と緑の博覧会推進室長 中山 晋君

本日の會議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(第九百八回国会内閣提出、第九百九回国会衆議院送付)

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨九月十六日、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として平井卓志君が選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 外国人登録法の一部を改正する法律案(第九百八回国会内閣提出、第九百九回国会衆議院送付)を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢田部理君 外登法の改正案が議題となつていゝるわけですが、私もどなたも申し上げては、依然として指紋捺捺制度を残している、あるいは登録証の常時携帯義務が厳しくそのまゝの姿で残っている、さらには罰則が重いというようなことを含めて、基本的にはこの改正案に反対ということであつて、いろいろな議論をしまひました。が、きょうは少くも各論的な問題を中心に質疑をしていきたいと考えています。

その前提として、まず法務大臣に外国の人々に対する認識を伺いたうのでありますが、法務省筋では、日本人と外国人は基本的に違ふ、もともと外国人というのには日本に住めない人なんだ、それを住まわせてやっているのであるから、ひどい表現であります。煮て食おうと焼いて食おうと勝手であるというふうなことも含めていろいろな評価、さまざまな受けとめ方があるわけでありまして、その点法務大臣はどんなふうにとめておられるか、その認識をまず伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(遠藤要君) 法務省所管の中に、先生御承知のとおり人権擁護も法務省自身が担当しておるわけございまして、今人種差別というところに対しては厳しい姿勢で法務省も対応しているというふうな点で、外国人だからというふうな差別的な考えは毛ほども持つておりません。むしろ今

日の国際日本というふうな姿から見ても、日本に住まされる外国人の方々は可能な限り快適な生活を送つてらうというふうな姿勢で善処していきたい。そのような点で、先生から今登録法に対しては反対だというお話がございました。けれども、私もどなたも申し上げては、きょうはさきの国会では、先生も御承知のとおり、五年に一度指紋捺捺をする、それが十四歳から十六歳に年齢を切り上げたというところで満場一致で御承認をいただいている。それを今度は一度だけだということに改善していかうという姿勢をとつておることで先生御理解願ふと思ひます。

改めて申し上げますけれども、法務当局としては差別ということに対しては毛ほども考えてない、むしろ差別をなくする姿勢をとるのが法務省の責任だと感じております。

○矢田部理君 国際化の流れが急速に広がつております。その点では日本人も日本に住む外国人も基本的には平等である、差別なしに扱うという立場に立つことが非常に重要だと思つております。その点で、内外人平等の原則ということに基づいて、とりわけ基本的人権などについては、外国人なるがゆゑに持てない、例えば選挙権その他ございまして、できるだけ保障していく、憲法上の保障を広く外国人の人々にも広げていくという考え方に立つべきだと思つております。その点はいかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(遠藤要君) 先生の御意見どおりだ、こゝ率直に申し上げたいと思ひます。そのような点で差別をなくしたいということ、今腐心をいたしておるわけございまして、さらに、差別がなければ登録も要らないではないかという御質問が後で先生から出てくるのではないかと思いますので、その点についてもお答え

申し上げておきたいと思ひますけれども……
○矢田部理君 いや、それは後で聞きますから。まず原則から質問した上で、各論の問題は随時聞いてまいります。

法務大臣もちよつと触れられましたように、そういう基本のところを押さえて切れないもので、それから、登録法その他の諸事項にもいろんな点で少しく無理な制度が温存される、なかなか払拭し切れないということが陰になってあらわれてきてゐるのではないかと思ふものですから前段として承ったわけでありますが、そこに入る前にもう一つ、指紋制度に対する国際的な反響といひますか動きなどについて、きょうは外務省からも来ていただいておりますのでお聞きをしてみたいと考えております。

この指紋制度については、朝鮮民主主義人民共和国あるいは南の韓国を含めて全体として強い反対があるわけですね。日本に住む朝鮮の方々もそういう立場をとっておられるわけでありまして、その朝鮮の問題とあわせてお聞きをしておきたいのは中国です。最近中国人の方々も指紋押捺を拒否してゐる方がおられるし、そのために現に逮捕者も出しておられるわけでありまして、これに對して中国政府はどんな反応を示しておられるか、どんな対応をしておられるか、外務省からまず説明をいただきたいと思います。

○説明員(谷野作太郎君) お答え申し上げます。先生ただいま御指摘の我が国の外国人の登録制度につきましては、日本におられます華僑の団体等から指紋の押捺制度の完全撤廃という要望が出されておりますが、中国政府からも政府レベルで私ども外交当局に對しまして、外国人登録制度の改善について一般的な先方政府の関心の表明がございました。

○矢田部理君 中国政府のアジア局長、楊という方ですが、この人の発言を知つたのでありますが、中国政府はこの指紋制度を非常に侮辱的な制度だと言つております。中国人が裁判にかけられてゐることも承知をしておる。そういう立場

から日本政府にも反対の申し入れをされているということですが、そういう申し入れが政府にあらつたでしょうか。

○説明員(谷野作太郎君) お答え申し上げます。中国政府とは私ども外交当局との間でいろいろ話し合いの場がございますけれども、そのような場におきまして、我が國に對するいろんな要望等がございます中で、この指紋押捺制度についても改善策を考えてほしい、このような先方の考え方の表明がございました。

○矢田部理君 最近、中国政府との間には光華寮問題など幾つかの課題があるわけでありまして、指紋問題なども状況によつてはさらに問題が拡大する可能性を秘めていると言つてもいいわけでありまして、その点でこの指紋制度、とりわけ中国人を逮捕して、拒否者に対していろんな行政上の不利益な扱いをするというようなことがまた問題をさらに拡大する可能性なしとしないので、十分慎重に對処していただきたいと思ふのであります。

もう一つ、この中国問題との関連で台湾の問題がございます。中国と国交を回復し、中国政府を承認したとき以来、日本政府は二つの中国論をとらないという態度を鮮明にしてきてゐるわけでありまして、そういう中であつて、台湾の日本事務所として亜東關係事務所というものがございまして、これは外交關係をなくしたわけでありまして、外交官特典も当然ないというふうに考えられるわけでありまして、この亜東關係の事務所の職員及び家族は大体百五十人ぐらゐと言われておりますが、この人々には外交官に準ずる扱いをしておる。登録等で指紋押捺を求めているということがかつてから言われておつたのでありますが、この点は現在どうなつてゐるでしょうか。

○説明員(黒木忠正君) 登録をしない取り扱いになつております。

○矢田部理君 亜東關係事務所は、大使館とか領事館とかという外交官とは違ひますね。にもかかわらずそういう扱いをするのは、二つの中国の立場をとらない、中国は一つであるという立場から見ると奇異な感じがしますが、いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども、亜東關係協会が外交機關であるとか領事機關であるという認識でございせん。この事務所の行つております事務の性格等にかんがみまして、なおかつ、こういった人たちの居住關係、身分關係が把握できるということを前提にいたしまして外国人登録を免除するという取り扱いをしてゐるわけでございます。

○矢田部理君 本来外交官などに認められてゐる扱いを、台湾政府と關係を絶つてゐるにもかかわらず認めておられる。これは私は、先ほどの中国人の指紋押捺拒否に對する逮捕事件とか制裁とあわせて非常に深刻な問題を日中間につくり出すのではないかと心配をしておるわけでありまして、そういう態度は大変遺憾であるというふうにまず申し上げておきたい。

もう一つ、今理由として述べられた、台湾の人たちは身分、居住關係が明確に把握できているから、言うならば指紋押捺を求めないのであるという立場、理由づけをするのであるならば、この外登法問題というものはもとと朝鮮問題だと言われざるが、朝鮮の人々はこの外登法ができる以前から日本に住んでゐるし、またその二世、三世であるわけですから、もつと居住關係や身分關係は明確な人たちがかなりゐるわけでありまして、その理由づけを一貫させるのであれば、むしろそういう人たちにこそ外登法上指紋押捺を求めない、しかるべき扱いをすべきではないかと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(小林俊二君) 亜東關係協会職員に關する取り扱いにつきましては、外国人登録法の本来の趣旨、もちろんそれは身分關係、居住關係を明確に把握するといふことが前提になるわけでございますけれども、この亜東關係協会の職員の身分關係、居住關係が明確であるといふのは、個々の職員の置かれてゐる状況といふことではございせんので、これらの職員が亜東關係協会という特

定の機關に所屬して、その機關を通じてその身分關係なり居住關係なりといふものが明確に把握し得るといふ状況にあるといふことから生じた扱いでございます。

外国人登録法には、外国人登録の対象から除外するといふものについての明文の規定はございせん。にもかかわらず、外交官であるとか外國公務員であるとかがこの登録の対象から外れてゐるというのには、そうした外国人登録法の本来の趣旨、目的に照らしてとられてゐる措置でございまして、外国人と申しまして、外國公館の職員であるとか外國公務員であるとかの場合には、所屬する公館あるいは所屬する政府を通じて直接的にこれを把握し得るといふ状況があるといふことを前提としてそうした取り扱いが行われてゐるわけでございます。

亜東協會職員につきましても、それと同じ物の考え方から、亜東關係協会という明確な機關を通じてこれを把握し得るといふ事実を前提として行われてゐることとございまして、在日韓國人・朝鮮人一般の個々の人々の中に、我が國との地縁、血縁關係が非常に緊密であるといふことによつて身分が把握し得るといふ状況があるとしても、それを特定する手段といふものは、個人に返つてくると申しますか、これを統一的に把握する手段が存在しないといふことから、それと同一に論ずることは困難であるといふことがあつたといふことを御理解願ひたいと思ひます。

○矢田部理君 理解するわけにはまいらないのでありますが、亜東協會をそういう扱いにしていふこと自体が日本の中国政策、本来とつてきてゐる中国政策から外れてゐる。また、その延長線上でその人たちに特別の外登法上の地位を与えるといふことも正しくない。その理屈が正しいならば、もつともつと与へるべき人たちが在日朝鮮人や中国人の中には圧倒的多数であられるといふことを指摘しておきたいと思ふのであります。

そういう中国側の深刻な問題とあわせて、最近指紋押捺問題は他の國々にも広がつておる。神父

の人たち、宣教師の人たちが数多く指紋押捺問題に反発をして拒否されているわけでありまして、それに関連して他の国々からも日本政府に対していろんな申し入れなどが出てきている、あるいはさらにいろんな動きがあるというふうにも聞いておられるわけでありまして、例えば、パチカンなどからお話が外務省筋にはもたらされてきておりませうか。

つい最近カナダの政府が、マツキントシュというプロテスタントの宣教師が指紋押捺を拒否しているとして、在留期間の更新が認められず不法残留というところで訴訟中でありまして、在日カナダ大使館に状況を至急調査して報告するようにということとで、カナダ政府などもこの問題に非常に大きな関心を示しているというふうに言われているわけでありまして。

これら諸外国の動きなどについて、外務省はどんなふうにつかんでおられるでしょうか。
○説明員(谷野作太郎君) 先生からたまたまお話がございましたとおり、パチカン側からこの指紋押捺の問題につきましては関心の表明がございました。

第二点のカナダの問題につきましては、カナダの市民の方々等からこの指紋押捺の制度に対しての心配といえますが、先方のいわゆる懸念といえますが、そういうものが私どもの大使館等に投書等の形で寄せられておりますけれども、政府ベースで先方からこの点について申し入れ等は今日までございません。

○矢田部理君 など、中国や朝鮮だけではなく、世界各国から日本の指紋制度のありようについていろんな問題点が出されておる。指紋押捺拒否問題などを契機にして問題が広範に広がっている。ここをよく見ておかないと、日本の外交政策にとつても、あるいはまた新しい外登法の問題にとつても状況を見間違ふ可能性があるということとを国際的に見て私は感じるわけでありまして、そのポイントになるべき一つとして韓国問題がございます。

これは私から説明するまでもなく、今度の外登法の改正案は、昨年の九月でしたか、中曽根総理が第二回目の訪韓をするに当たって、在日韓国人の方々が外登法に非常に反発をしておる、何とかこれをおさめるために一定の方向を出さなきゃならぬということで、急遽官邸主導型でこの法案をまとめた。したがって、いろんな点で未整理の部分や問題点を残したまままとめた形跡も感じられるわけでありまして。その結果、中曽根総理と全斗煥大統領との会談で、指紋押捺は一回限りにする、あるいはカード化することを説明して一応の決着を見たというふうな言われているわけでありまして。

韓国の人たちはこれで結構だというふうなことは必ずしもなっていないのであります。指紋押捺問題も含め、それから常時携帯の問題には特に強い反発があるわけでありまして、特に南の關係もこれで決着だというのには少しく早計に過ぎるという印象を強めているのであります。

最近、民主化推進協議会、民推協というものが韓国にできまして、民主化運動を進める母体の一つになっているわけでありまして、この団体等の動きについて、とりわけ指紋押捺問題、外登法問題についての対応などについて外務省はどんなふうにつかんでおられるでしょうか。

○説明員(谷野作太郎君) ただいま先生御指摘のとおり、民推協の側におきましては、この指紋押捺の問題はこの方々の大変大きな関心事でございまして、この方々の究極的に日本に対して求めておりますことは、指紋押捺制度の撤廃ということでございます。

○矢田部理君 韓国では大統領選が予定されているわけでありまして、この大統領選が終われば、またその結果いかんによつては対日政策を全面的に見直していききたい、その重要な一つにこの指紋押捺問題があるというふうな位置づけられているように思われるわけでありまして、ついせんだつて、在野の国会議員である権五台という方が日本に見えられました。これは、金大中氏らの指示で

在日韓国人の法的地位の実態調査のための特別委員会をつくって、その調査などなどのために日本に出向いてきたわけでありまして、指紋問題には反対だという態度を鮮明に出しております。

こういう状況から見ますと、今度の法案が中曽根・全斗煥会談を軸にして動いた、そういう背景の中に急遽成立をしたということがありますが、それで問題が終ったということにはならない。大変流動的な情勢を我々は見ざるわけでありまして、韓国との関係では九一年問題というのがございまして、三世の方々の法的地位というのがございまして、別途協議するということもあわせ考えますならば、やはりもう少し国際的な視野で問題を見ていかないと、一回限りだから従来よりは前進だ、私は前進かどうかについてはまた後で各論で議論をいたしますが、という説明で問題を乗り切ることは国際的にも非常に難しいという印象を受けるのですが、法務大臣として、全体の国際的なならみの中ではどんなふうな考えでしようか。

○国務大臣(遠藤要君) この法の改正というのは、官邸筋が云々という先生のお話でございましてけれども、先生の方がむしろよく御承知の上でそういうふうなお話をされておると思ひますが、これはやはり外国人登録制度自体をもつと改善してほしいという声が皆さんの耳にも伝わっておるわけでございます。私が法務大臣就任早々この問題を取り上げたことは新聞紙上にも公表されておる問題でございまして。何とかして一歩前進せしめたいというふうなことからこれに取りかかったというものが真相でございまして。今国際間においてどうかというお話がございまして、それぞれ別の国はそれぞれの国情を担うて指紋押捺制度を行つておる国もまだ数十カ国あると承知をいたしております。

そういうような状態で、私どもとしては、何も外国人に対して差別するとか何かという考えではなく、むしろ外国人永住者に対して身分証明書の正確な登録証を持つてもらいたいというのが私の

どの考えでございまして、自分は何々の国の永住者であるということをつきりきせるといふこととでございまして。先生も御承知のとおり、今日日本に不法入国した観光客を目的として入国したというふうなことで、現実にはそういう方法を講じている方々もたくさんある。そういうふうな点から考えますと、永住者の方々も大変迷惑も多い。そういうふうなことを承知いたしておりますので、正確さを期して、永住者の方々が快適な生活が送られるような方向に努力すべきだ、こういうふうな考えでございまして、私どもとしては、さきにも申し上げたとおり、国際日本と言われるような状態の中において各国との交流、そしてすべての面においてのつき合いというものもやはり平等にしていきたいというふうな考えであるということをお願い申し上げておきたいと思ひます。

○矢田部理君 法務大臣からたまたま出ましたので、指紋問題の国際的な比較といひますが、立法例みたいなものに入つていききたいと思ひるのであります。

法務省の調べで、二十カ国ちょっとが指紋制度を採用しているというふうなデータも出ておるわけでありまして、ヨーロッパ諸国、先進国は原則として採用していない。採用している圧倒的な多数は、言つてはなんでもありますが開発途上国ですね、アジアとか南アメリカ、ラテンアメリカというふうな。そして外国人だけに押させる国、これは日本とアメリカだけだと言われている。そして、そのアメリカも出生地主義をとつておりますから、最初にアメリカに渡つた人は押させられませんが、二世三世には指紋をとられない。加えて相互主義でありますから、相手国がとる場合にはとるけれども、そうでない場合はとらない。しかも、その相互主義もさらに崩れてと言つてはなんでもありますが、最近日本からアメリカに行つた人たちは実は事実上とつていないというふうな状況なんですね。

日本だけがどうして指紋でなきゃならぬのか、国際的な比較、立法例から見てもどうもやっぱり

合点がいかない、納得しにくいのでありますが、この点はとうとうに説明されますか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録制度あるいは指紋制度に関する国際的な標準といったようなものはございません。普遍的な基準があるわけではございません。それぞれの国の置かれた国内の状況に照らして妥当と考える措置を、あるいは制度を維持しているものと考えます。

米国と日本との比較でござりますが、ただいま申し上げたような前提でこれを考えますと、米国には米国の事情があつて行われている面が種々ござります。移民という、要するに永住者の資格で入国を認められ、あるいはその資格を国内において認められた人々については相互主義の適用はございせん。一律に十指の指紋の押捺を求められているわけではございません。これは外国人のみに適用がある制度でござります。米国のこの点についての指摘がござりますと、米国は出生地主義から二世、三世については適用がないではないかというたゞいまのような御指摘があるわけではございません。

しかしながら、この点で一つ御注意いただかなくてはならないのは、米国において二世、三世に外国人登録制度あるいは指紋制度の適用がないというの、これらの人々が米国で生まれたからではないわけでありまして、米国籍を取得するからであります。米国の市民権を取得するから外国人ではなく、外国人ではなくということの放射的な効果として登録制度の対象とならない、あるいは指紋制度の対象とならないにすぎないわけではございません。したがって、最も明確なことは、もしこの二世、三世が父母のあるいは父母のいずれかの本国の国籍を引き続き維持するという措置をとるならば、その手続をとるならば、引き続き外国人登録制度の対象になるわけでありまして、さらに指紋制度の対象にもなるわけではございません。したがって、問題は、外国人がそこで生まれたから制度の対象とならないということではないんだという点に御注意いただかなくてはならない

と存するわけでありまして。

我が国においても二世、三世が日本国籍を取得すれば、その日から外国人登録制度の対象にはなりません。あるいは指紋制度の対象にもならないのでありまして、その法的な仕組みにおいては米国の現在の制度と何ら変わるものがない。言いかえれば、出生地主義をとっている国は指紋制度を維持してもいいけれども、血統主義をとっている国においては指紋制度を維持すべきではないという議論が成立する余地は論理的にはあり得ないということでありまして。

○矢田部理君 あなた、そう力んで説明するほどの中身じゃないんですよ。アメリカはいろんな外国人を受け入れる包容力を持っているんです。日本の国籍法のように、道交法違反があつてもなかなか受け入れない、どちらかというとかなり排他的な制度を維持している国と、メキシコから渡ってくる人々は非常に数が多いと言われておりますが、事実上これを受け入れていく、定着させていくというような大きな包容力を持った国と単純にその部分だけ比較して、したがって国籍などの取得も容易なわけでありまして。そう力んでアメリカと日本が云々と言われると私もいささか、あなたは専門家で外交官ではあるけれども、まだ反論のできないわけじゃないのであります。

いすれにしても、要するに外国人ですからできるだけ同一人性ということを考えなきゃならぬでしょう。しかし、どうしても指紋でなきゃならぬということには即実にはならないのであります。きのうも参考人から話が出ておりましたように、あるいは写真で、あるいはサインで、あるいは両方の併用で、その他の方法もあるかもしれせんが、とうとうなことで十分代替可能と見るのが常識的な見方ではないでしょうか。特に、今度推進をしている、この制度で予定をされているラミネートカードというふうなことになるればますますその色合いは強くなってくるというふうには実は考えるわけでは

おられました。この方が八三年十月二十一日付の朝日新聞の「論壇」で次のように言っているわけですね。「運転免許証のように、張り替えのきかない刷り込み写真を利用できれば、指紋はまず不要といえる」。今度はまさに写真の張りかえのきかない刷り込み方式ということになるのではありせんか。とうとうなことで、簡単に今までは写真だ、まあそれは他人でも似ている人があるとか何とかいろいろ少し外れた理屈を幾つかつけて、それを全体の論理にしようというそのやり方にも問題がありますね。

もう一つは、写真だと比較的張りかえが自由だから入れかわることが可能だとかいうことが言われてきたわけでありまして、今度は写真でラミネート化すれば簡単に張りかえもできない。そうなりますと、法務省自身が、これは参事官というとかんがりの専門家だと思つておりますが、もう指紋は不要だとか朝日の「論壇」できちっと指摘をしている。内部ですらこういう声が出ているんですよ。だから、指紋でなきゃならぬというのは少しく強弁になっているのではないかとこのように思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) ラミネートカードの採用によつて偽造が従前よりより難しくなる、あるいは写真の張りかえが困難になるということとは私も期待をいたしていることでござります。したがって、その点についての登録証明書というものの依存可能性と申しますか、信用性と申しますかが高まるということも期待しているところではござりますけれども、写真というものが科学的な最終的な決め手となり得る状況には残念ながらまだございせん。その点につきましてはやはり指紋とはかなりの程度の差がござります。指紋による同一人性の照合というもので確認された結果はほとんど絶対的にこれに依存することができるわけではございせん。しかしながら、写真によつて、その疑わしい状況がある場合にこれが決め手となるということとはなかなか困難でござりますので、そこには依然としてやはり指紋と写真

の間には質的な相違が存在する、照合の手段としての相違が存在するという状況は全く払拭されているわけではございせん。また、近い将来に指紋と写真という二つの手段のみによつてこの問題が解決されるという見込みがあるというふうにも申し上げかねるわけではございせん。

ただ、程度の問題として、ラミネートカード化した結果、写真の張りかえといったようなことそのものは積極的な偽造等の手段を防止するすべにはなるであろうということも期待いたしております。しかしながら、それが張りかえていない、あるいは変造されていないとしても、写真そのものがその同一人性の決め手となるといふような状況には残念ながら今のところまだないと言わざるを得ないと存じます。

○矢田部理君 同一人性をとことんまで追求する、私は同一人性の問題を全部否定したり、茶化したりするつもりはありませんが、とことんまで追求して最後の一人まで確認できなければ行政はどうにもならぬということでも実はないような気がするんです。事実またそんなことが仮に指紋制度を採用したからといってできようはずもないのであります。

現に、きのうもちょっと議論になりましたが、ヨーロッパ諸国ではサインでやっているわけでしょう。例外的にサインのできない人に指紋を求めるとか、正規の旅券を持っていない人から指紋を求めることはありますが、原則としてはサインなどあるいは写真も含めてやっているわけではあります。それで何か深刻な問題が出ていますか。日本は海に囲まれているから比較的出入りが難しい、出入国の管理がきちつとしやすいわけではあります。地続きですよ。多くの人たちが出入りもし在留もしているわけではあります。サインなどでやっている。そんなに深刻な社会問題が、指紋でない方法をやっている結果問題が出ていますか。余り私は聞かないんですが、この点はどう考えますか。

○説明員(黒木忠正君) ヨーロッパ諸国において先生御指摘のような具体的な大きな問題が起こつ

ているかということになりますと、それは私も承知いたしております。しかしながら、今先生が御指摘の署名のできない人、例えば外国人登録を警察で行う際に署名のできない場合には指紋を押すという制度をとっておりますイギリスにおきましても、滞在外国人の実態がよくつかめないというところで向こうの入管当局においては大変大きな問題になっているというふうに聞いておりますし、ちよつと話は別でございますが、登録証明書の問題につきましても、最近フランスではラミネートカードの登録証明書をくり始めておりますし、カナダなども今までなかった制度を新たに採用しようという動きがあるやに聞いております。

こういったことを見ますと、やはり諸外国における外国人の滞在者の把握問題というのは最近国際的に問題になりつつあるのではないかと、いうふうに私も考えております。

○矢田部理君 外国人を把握しちやいかぬとまで私は言っているんじゃない。ただ、把握の手段方法が人権にもかかわっており、憲法上の基本的な問題にも抵触する疑いの濃い指紋方式ではなしに、もうちよつと先進諸国もとっている一般的な方式で賄い切れるという立場から申し上げているのであります。現に、法務省の内部からもそういう声が参事官などから出ているということに徴して考えれば、あなたの方の指紋に固執する態度は少しくかたくなに過ぎないのか。入管局長も外交官出身であればもう少し国際的に物を見て、確かに開発途上国などはそういう制度が残っているようではありますけれども、先進諸国の動きもにらんで前向きに問題を解決していくのがとるべき道ではないかというふうに思っているのではありません。そういう指紋制度に反対をする運動といえますか、が全国各地でこの何年か起こっているわけですね。

そこで、押捺拒否の実態について少し伺っておきたいのですが、指紋押捺を拒否している人は今何人ぐらいいるでしょうか。それから、五、

一四通達で指紋押捺を拒否したからといってすぐあれするんじゃないやなくて、しばらくの間留保をして説得を続けなさいということ、留保者という扱いの人たちがいるそうでありまして、その人たちはどのぐらいおられるか、まず示していただきたいと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 最近の統計でございますと、指紋押捺を現に拒否している人が九百五十一名、それから指紋押捺の意向表明をし現在説得中の者が百十一名でございます。

○矢田部理君 それらのうち非永住者の数はどのぐらいでしょうか。

○説明員(黒木忠正君) 指紋押捺拒否者につきましては、いわゆる入管法上の永住、協定永住などでございますが、永住者が九百十七名、したがって永住以外の資格を持っている人が三十四名、それから先ほどの指紋押捺の意向表明者の中で永住者が九十九名、非永住者が十二名、こういう数字でございます。

○矢田部理君 さらにそれに関連をして、再入国による申請に対して不許可の処分をした人、あるいは在留更新等を断つた方々の実態、数字等についてわかれば示していただきたいと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 再入国不許可につきましては五十五名不許可になっております。それから在留期間更新の関係でございますが、不許可が七名でございます。

○矢田部理君 今統計上の数字でも明らかにされただけでございますが、千名以上の人たちが依然として指紋押捺を拒否されている。その人たちに對する制裁措置として、従前は罰則の適用があり、現に捜査中の人たちが相当数おられると思うのであります。あわせて行政上の不利益措置、これはやらなきゃならぬという性質のものではなくて、法務大臣の裁量にかかる部分ではないかと思はれるのであります。一たん外に出たらもう入れない、再入国の不許可ですね、さらには本来あるべき在留期間の更新を認めない、認めても短期間しか許さない、その結果国外に出てほしいというような

人たちが相当数に上っているわけですが、それらの人たちのいろんな深刻な状況が、恐らく法務省にもいろんな形で何とか認めてほしいと参つてきていると思うのであります。

例えば、新聞などにも出ておりますが、プロテスタントの宣教師でロナルド・フジヨシさん、この人の奥さんの父親がハワイにいて病氣なんです。お医者さんからも一度せひと、こういうことで文書なども寄せられているわけでありまして、再入国の許可が出ないためにハワイに戻れない。何とか戻してほしい。家庭内でもいろんな深刻な問題が出ています。家庭内でもいろんな深刻な問題は、NHKの青年の主張全国コンクールで二位となつてカナダ旅行をプレゼントされた青年がこれまた指紋押捺を拒否しているために再入国の許可が出ない、したがってカナダに行けないというやうな状況も指摘をされておる。ポネットさんの在留期間問題などが不法残留、既に違反調査が始まろうとしているというやうなことで、神父さんたちの活動が非常に阻害をされている。一々中身を説明すれば長くなりますから、既に御承知だと思ひますからこの程度にいたしますけれども、こういう問題をこれからどう解決していくのかということについて、これは法務大臣に伺つた方がよろしいかと思ひます。

一つは、今度の改正法案では、一回だけ指紋押捺をしていけば二回目は、今までは五年ごとに、更新ごとに押捺を求めたのを求めない。今私が指摘をした人たちは一度はしているんですね。したがって、新しい改正法ができましたとこれから先は指紋押捺を求められない人たちでもあるかと思ひますが、そうなつてきますと、従前、指紋押捺拒否で罰則の適用を考えられていた人たちがもうこれから先は処罰されなくていいという状況になるわけですね。新法では、本来、免訴の判決というやうなことが刑事訴訟法上は考えられるわけでありまして、ところが、この改正法では附則五項という経過規定を置きまして、これから先の人には指紋押捺を求めないから、したがって罰則の適用などは

なくなるわけですが、従前の人には依然として処罰していくんだというような規定を特設しているわけでありまして。

こういう人々には、法務大臣、新しい法律ができて、これ以上はもう二回目以降の指紋押捺は求めないという制度にもなるということであるならば、もう罰則の適用などは考えずに、私もこの法文の削除を求めたいという気持ちが基本でありますけれども、仮にそれができないとしても検察庁が起訴猶予にするなど、従前の問題はきちつと早い時期に処理をしてしまふべきではないかというのが第一点であります。

二番目の問題としては、先ほどから指摘をしておりますように、在留期間の問題とか再入国問題で行政上の不利益措置、これは法務大臣の裁量でやつてきているわけですね。指紋押捺の拒否があつたのでそれを理由にしてだらうと思ひますが、大変不利益な措置をとる。親の病氣見舞いにも行けない。日本の活動が在留期間の短縮や打ち切りで阻害される、国外退去を求められようとしているというやうなことなどについても、一刻も早く処理をして不利益扱いを解除するといふやうな方策をとつてしまふべきだと思ひます。ところが、法務大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。○国務大臣(遠藤要君) 先生のお尋ねは、既に一回押印している者は処罰しなくてもいいじゃないかということであり、いま一つは、行政上の不利益を受けている者について、法成立と同時にもう解除していくべきではないかという御趣旨と承知をいたしております。

率直に申し上げると、この法改正の提出というのは、現行法が誤りだから改正案を提出しているのではなく、現在の事態の推移に即応した制度の一部適正合理化を図る、改善を図つていく、こういうふうな目的で提出したことでございまして、故意に現行法に違反しその状態を継続している者についての改正後のその違反者といひましようか、そういうやうなのに対して不問に付するといふことは、法の輕視の風潮を助長するといふやう

な考えを持っており、また既に処罰を受けた違反者との均衡を欠く結果ともなり得るというのが法務省内部の考えだと承知をいたしております。

しかし、この問題は、私がいつも申し上げているのは、二番目のいろいろな行政上の不利益や何かを受けるのも、これを先に提出していただいていたならばこのような問題が最小限度にとどまったものではなかったかと、こう思うほど、私は何とかしてこれから違反者を出したくない、そして永住者の外国人の方々はやはり日本の法律を尊重していただいて、民主主義国家の一員として快適な生活を送っていただきたい、そういうふうな考えを持っておるわけでありませう。憲法は、日本国民のみではなく日本に永住される外国人の方々に御協力をお願いしなければならぬ、こういうふうな考えを持っておるわけでございます。

私は、率直に今申し上げると、役所内部からいかなうな議論が出るかは別として、この改正法案が成立後に改めてこの問題は検討していききたい、そういうふうな考えを持っておるわけでありまして、原則として指紋は一回限りだ、こういうふうな趣旨にもそう、多少のずれはあるだろうけれども、というふうな点もございまして、先生の御趣旨もわきまながら私は検討してまいりたいというふうな考えを率直に申し上げておきたいと思ひます。

そういうふうな点で、今の先生の一回押印してある者は処罰云々という話がございましてけれども、私は、まあ法的には処罰等云々ということが出ておられますけれども、その面をこれからの運用の面においてどういうふうにしていくかということとで検討していききたい、こういうふうなことであり、行政上の不利益問題についてもこれもやはり前向きで検討してまいりたい、こういうふうな考えを持っておることを率直に申し上げたいと思ひます。

○矢田部理君 これ以上申しませんが、できるだけ早期に法務大臣の勇断といひますか、決断をお願いします。

願ひしておきたいというふうに考えております。○国務大臣(遠藤要君) そのような気持ちでできるだけ早期に結論をつけたい、こう思っておりますので、ぜひきょう成立をお願い申し上げたいと思ひます。

○矢田部理君 きょうの成立問題は、委員長初め各理事の方にお任せすることにしたしまして、

国際的な最近の指紋問題に対する関心の状況、それからそれぞれの個人が良心の名で拒否をしたことが大変生活や仕事の上でも、そしてまた人道的に見ても深刻な問題をもたらしている。その比較量から見ても一刻も早く法が成立するということがあるならばその趣旨に照らして決断してしまふべきだと思ひますので、重ねて要望しておきたいというふうに思ひます。

それから、ちよつと前後しますが、指紋は一回限りだ、だから前進なんだというお話を法務大臣も先ほどからされているわけでありませうが、この点一言だけつけ加えておきますと、もともと指紋の回数が多いから多くの人たちは少なくしてくれということと指紋問題に反対してきたんじやないんです。指紋押捺というやり方そのもの、あるいはそれを刑罰で強制するという制度それ自体に反対をしてきたのであります。量の問題ではなくて質の問題だということ十分に認識していただきたいのが一つ。

それからもう一つ、これはまた法務省のある人の文章を引用するのでありますが、「外人登録」という雑誌があります。外国人登録事務協議会全国連合会編。ここで法務省の入管局の登録課指導係長小島さんという方が書いておるわけでありませうが、それによりますと、「登録外国人の同一性の継続を担保するためには、ある期間を置いて二度、三度と押さなければ意味がなく、登録証明書が正しくその名義人によつて携帯されることを担保するためには、登録証明書を交付する都度指紋を押させる必要があることは言うまでもないことである。」というふうに書いて上で、「もし、一度だけ押させることとすれば、登録における指紋制度

は、その意義を全く失ひ、外国人に対するいやがらせ以外の何ものでもなくなつてしまふ。」一回論が大変いい制度である、改正で前進であるというふうに現在の法務省は説明をされるわけでありませうが、法務省の専門家のもう一人の方はかつて、一回じやもう意義を全く失つてしまふ、外国人に対する嫌がらせだとまで言っているわけでありませう。

それらのことを考え合わせれば、指紋問題というのはもうそろそろ本格的に清算をする時期に来ているというふうに思ふわけでありまして、その点後でも申し上げますが、今後の課題としては、指紋全廃に向けてそれにかゝる方法等の検討も含めて進めていただきたいというふうに考えるのですが、大臣としてはいかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君) 指紋の問題は入管局長からお答えした方が正確なお答えになると思うわけでございますけれども、一つは登録に對して正確さを期したい。それからいま一つは、登録をされたいない方々が、さも自分が永住登録者だというような偽装されるような行為をもたせたくない、登録者を守りたい、そういうふうな気持ちでこの指紋の押捺というのが創設された、こう承知をいたしております。

しかし、今先生の御指摘のように、終生指紋制度というものが残るのかどうかということになると、この問題はやはり今後の社会風潮その他の動きによつて改善されてくるのではないかと、こう思ふわけでありまして、法務大臣としてのお答えにいろいろ個人的な心境を漏らしてもどうかと思ひますけれども、正直のところこの法案を出すのがぎりぎりいっぱいだったんです。一回だけだということにすんなかなか厳しい状態があった。そういうふうな点をひとつ御理解願ひますが、私は将来先生の御指摘のようなことでいくのがふさわしいなとも感じております。そういうふうな点でこれからの課題だと、こう承知をいたしておるわけでありませう。できるならば指紋のない、本當に法治国家として環境のよい日本国であつてほし

いなというふうな考えを念頭に置いておるということをお願いしたいと思います。

○矢田部理君 法務大臣のその気持ちをぜひ法務省内部にも残し、かつ広げておいていただきたいと考えるわけでありませう。

特に私が申し上げておきたいのは、同一人性の確認はいろいろな方法でヨーロッパ諸国でもやっているし、できる。どうしても不正登録とか何かがあれば、それはそれ自体として処罰をすればいいのであつて、指紋制度を残さなければそれが防げないんだということには即ならないし、現に黒木課長もさつき、余りヨーロッパに深刻な問題が出ていゝとは聞いておらないということでありませう。そういうことで、国際的な社会が今つくられつつあるわけでありませうから、時代の流れから見れば基本的には言へば人権、プライバシー、憲法上の基本的権利というものにかゝる問題点からいっても、これは早期に廃止をする、他の方法で問題を処理していくということを検討してしかるべきだというふうに考えておりますので、その点を申し上げておきたいと思ひます。

それから、指紋制度と並んでもう一つ悪名高いのは常時携帯なんですね。なぜ常時携帯をする必要があるのかということが私は今もつてよくわからないんです。外国の方々は日本の自治体や政府からいろいろ行政サービスを受けますが、そのサービスを求めるときとか権利を行使するときには言うならば登録証を示さないとか、必要に応じて提示するということのようなことは私は理解できないわけではありませう。一般的に言つて、近所に買い物に行くのに、庭先に出るのにも言つてみれば持っているなりや法の建前は処罰をされる仕掛けになつてゐる。外国でも身分証を持つていなさいということはあるそうですが、こんなに厳格にすぐ警察取り締まりの対象になる、処罰の俎上にのせられるというのはいかがかという気持ちが強いのであります。

そこで、そういう立場から、外登法違反の実態

について数字的な説明を、これはまず警察庁の方からいただきますようか。

○説明員(岡村泰孝君) 昭和六十年におきまして外登法違反の送致件数の総数は三千五百七十二件でございます。そのうち主だった罰条について申し上げますと、不携帯が二千八十八件、新規登録の不申請が四百八十六件等でございます。

○矢田部理君 警察庁からいただいた数字によりますと二千数百件から四千数百件ぐらいの二、三年外登法違反で取り締まりの対象になった件数ということがあられるわけですね。そのうち不携帯というのが二千件から二千数百件あります。言うならば圧倒的多数が不携帯なんですね。逆に言えば、いかにこの制度が問題ありというふうにも考えられるわけがあります。

ついでながら法務省の方に伺っておきたいと思うのですが、警察で取り締まった外登法違反事件が法務省にというか検察庁に回ってくるわけでありますが、その件数や処理状況について御説明をいただきます。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察の統計といたしましては、外国人登録法違反事件全体についての統計ということになっておられるわけでございます。内訳まではとっておらないところでございますが、本年の一月から六月までの間につきまして、最近不携帯だけにつきまして調査いたしましたので、その両方の結果について申し上げます。

まず、昭和六十一年の検察庁におきます外国人登録法違反事件の受理人員は三千百十九人であり、このうち起訴いたしましたのが千八百六十八人、不起訴にいたしましたのが一千八百九人です。これは先ほど申し上げましたように外国人登録法違反事件全体の数字でございます。

次に、登録証明書の不携帯だけににつきまして本年一月から六月までの間に検察庁で受理いたしました事件が四百七十五人であり、このうち起訴いたしましたのが二百三十一人、不起訴にいたしましたのが二百四十四人であり、

○矢田部理君 警察庁の出された数字が昭和六十

年の数字でした。今法務省は六十一年の数字を出されたのですが、両方にお聞きしたいのは、警察庁の方では六十一年の数字はないんでしょうか。それからあわせて、検察庁の方では警察と並ばせる意味でも六十一年の数字を出していただきたいと思ひます。

○説明員(岡村泰孝君) 六十一年につきましてはただいま集計中と理解いたしております。

○政府委員(岡村泰孝君) 外国人登録法違反事件全体の数字は六十一年もわかっております。それによりますと、受理いたしましたのが三千三百二十人であり、そのうち起訴いたしましたのが千七百四十九人、不起訴にいたしましたのが千四百七十八人であり、

○矢田部理君 そうしますと、警察の数字では六十一年は三千五百七十二件、うち検察庁が受理したのが三千三百二十件ということになるわけであり、必すしも送致、送検をしなかったという数字があるということでしょうか。とすれば、理由その他についてお聞かせをいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 統計のとり方が検察の場合には人員でとっているところがございます。警察はあるいは件数でとっておられるといたしますればその間のそこが生じるだろうと思ひます。

○説明員(岡村泰孝君) 警察庁の統計は送致の件数でございます。

○矢田部理君 ちょっとにわかにわかりにくいのですが、警察は件数ですか。それから検察庁は人員ということでしょうか。

○説明員(岡村泰孝君) 警察は送致件数でございます。

○矢田部理君 人員よりも送致の件数の方が多いんですね。だからちょっとわかりにくい。一人で何件もやっているというふうにもなるわけですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 例えば一人で違反が二件ありますような場合、二件として送致されまし

ても私どもの方は人員で計上いたしておりますので、それが一になるということが一つの食い違いの理由ではなからうかと思ひます。あるいはまた、年末などに送られたものが年内の受理にやなしに年明けの受理になるという場合もあるだろうと思ひます。そういう意味で若干の食い違いがあるうかと思ひます。

○矢田部理君 食い違いそのものは今当面の関心ではありませんから、そこはまた後で説明をいたいただくことにいたしまして、検察庁に送られてきた件数のうち不起訴の件数がかなりある。先ほどのデータ、お聞きした六十一年では三千三百二十受理をして、起訴したのが千七百四十九、不起訴は千四百七十。それから最近の状況を見ましても、四百七十五のうち起訴二百三十一、不起訴二百五十四でしょうか。この不起訴の理由というのはどこにあるのでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 不起訴の理由はいろいろあるうかと思ひますが、例えば前科とか前歴がないというふうな事情もございまして、あるいは本人が違反について反省いたしておつて今後の再犯のおそれがないというふうな点もあろうかと思ひます。また、事案の軽重といったようなものもあろうかと思ひます。

○矢田部理君 検察庁の実際の統計は私にはわかりませんが、起訴、不起訴の割合から見ると不起訴の数がかなりの比重を占めているんじゃないか、他の犯罪その他に比較して。半分以下が不起訴。ここから類推をしますと、もともと常時携帯などにも問題がある上に罰則そのものが非常に制度上重過ぎる。例えば道路交通法違反とかその他い

わば住民登録に類するものが外国人登録であります。その他の法令に比べて、一年の懲役とか二十万円の罰金とかちょっと持っているだけで数万円取られてしまう。そういうものも今の刑罰法規の体系からいへば警察は取り締まる。しかし実際を見れば不携帯、これまで一々起訴したり罰金を多額に取つたりというのは少し酷に過ぎるという

恐らく現場的な判断もあつて不起訴率が高いので

はないかというふうにも考えられるのですが、刑事局長いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) やはりそれぞれの法律の趣旨、精神というものを踏まえまして、行政罰則はいろいろありますけれども、それぞれの行政罰則の精神とか趣旨、こういったものを踏まえまして検察といたしまして適正に起訴、不起訴の選別を行っている結果であらうというふうに思われます。

○矢田部理君 模範回答ではあるんですが、少し不起訴の率が高いという印象は受けませんか。私データを持っていないからわかりませんが、半分以上不起訴というのは珍しいんじゃないでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 今、手元に資料がございせんので、全体の起訴率がどの程度になっておるのかちょっと申し上げがたいところでござい。しかし、こういう起訴率から見ましても、検察が機械的に起訴しているというわけではないのでございまして、個別の事情につきまして慎重にいろいろ検討いたしまして、適切な処理を行うよう努めた結果がこういうことになっているんだらうというふうにお聞きいただきたいと思います。

○矢田部理君 そこで、次の問題に移りたいと思ひますが、どうも常時携帯という制度そのもの、これは外登法違反では圧倒的多数ですね、七割前後に及んでいる。それから罰則がやたらに重たいということも含めて大変に問題がある。だから、本当はそのところを今度の改正ではもっと本格的に真剣に考えるべきだったと思ひます。

そういうこともあつてか、あれはいつでしたか、御承知のように、鳴崎法務大臣の時代に閣議で外登法違反の警察取り締まりに当たってはできるだけ常識的に柔軟にやつてほしいという向きの話が国家公安委員長になされて、それをもとにして警察が下におろしたという話が伝えられているのでありますが、その経過をちょっと御説明いただきたいと思ひますが、どなたがよいでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 一昨年五月十四日の閣

議と申しますのは、いわゆる三十六万人の大量切りかえを控えまして、法務省が中心となって登録制度のあり方について全般的な見直し、検討を行ったその最終段階でございます。そしてその検討を行う見直しの対象といたしましては、在日外国人団体等から表明されておりましたさまざまな要望なり希望なりというものもこの対象としたわけでございます。その中に常時携帯に関する要望もございました。

そこで、その常時携帯のあり方についても種々議論を政府部内で行ったのでありますけれども、結論といたしましては、この常時携帯という制度を法律の規定の面から緩和するとか修正するとかいうことは技術的に非常に困難であるということとございました。現に各国の法制度などいろいろと調査検討もいたしましたのでありますけれども、身分を証する文書を携帯するあるいは提示する義務を定めている国はほとんど世界各国にわたっているわけでございます。そしてその中に、その規定の仕方その制度のあり方をもっと緩めているというふうな事例はございません。

そこで、法制上でこうした要望にこたえることができないとすれば、残るのは運用の問題ということになるわけでございます。この運用が余りにも厳し過ぎるというふうなことになりますと制度そのものが非常に問題となつてくるという結果にもなりますので、そうした運用の面において行き過ぎがないようにということで、種々事務局レベルでも関係省庁と話をしたわけでございます。その結果を取りまとめ、所管大臣同士の閣議における発言ということでこれを最終的に確認していただいたというのが経緯でございます。

○矢田部理君 閣議でどういふ発言がなされ、それが警察庁としてどういふふうな受けとめられたか、その事実関係を正確に。
○政府委員(小林俊二君) 鳴崎大臣の御発言は次のとおりであります。
「指紋制度の問題に関連して、外国人登録証明書の常時携帯義務の問題があります。その違反事

案の取り扱い、主として警察の所管事項であり、警察庁においても、登録証明書の提示要求や不携帯事案の取り締まりについては、事案の性格にかんがみ、適正妥当に行われるよう指導されていると承知しておりますが、その運用について今後とも常識的かつ柔軟な姿勢で臨むよう指導願いたく、この際申し添えます。」
以上でございます。

○説明員(岡村健君) 警察庁といたしましては、ただいま申されましたような観点から、かねてから都道府県警察を指導してきたところでございまして、昭和六十年五月十四日の国家公安委員会委員長談話を受けて、全国会議の場においてこの趣旨が第一線に徹底するよう指導してきております。さらに今後とも機会をとらえてこの点を指導してまいりたいというふうな考えております。

○矢田部理君 そこで、警察庁に伺いたいと思うのであります。
言葉として常識的かつ柔軟に対処してほしいというところで、それを受けてそういう指示を出したということですね。一般の現場の警察官が、常識的にやらない、今までだつて常識的にやってきたと。それから柔軟にやらない、こう言われてみても、はて柔軟とか常識的とかいうのはどういふことなんだろうとかいうことで少しく戸惑いを感じませんか。もうちょっと行政の指導のあり方としては、基準を示すとか例示列挙型で下におろすとかいうことにならないと、現場で逆に混乱をしたりあるいは統一性に欠けるうらみがでてきしまいかという気がし、衆議院でもその辺はもうちょっと具体的にという話もあったのであります。その具体的な方策、方向、考え方をい

○説明員(岡村健君) 外国人の登録証明書の提示要求あるいは不携帯事案の取り締まりについてであります。これは場所的な条件あるいは時間的な条件、被疑者の年齢あるいは境遇、さらには違反の態様などさまざまな要素を総合的に判断いたしまして、ただいま申されましたような常識的か

つ柔軟な姿勢で処理しなければならぬと考えております。したがって、ただいま御指摘のように、一つの統一した基準を示すということは大変難しいし、いかなることかと思う次第でございます。

登録証明書の常時携帯制度の運用につきまして若干申し上げたいと思つて、警察官が登録証明書の提示を求めるのは、職務の執行に当たりということ、それから外国人の身分関係、居住関係を確認する必要がある、この二つが前提条件となるわけでございます。具体的には、職務質問、犯罪の捜査、交通の取り締まり、泥酔者の保護など、こういった職務の執行に当たつて外国人の身分関係、居住関係を確認する必要がある場合でございます。

したがって、例えば交通検問の折に、外国人であるという理由だけでむやみやたらと自動的に登録証明書の提示を求めるといふことはないわけでございます。登録証明書が不携帯であっても必ずしも事件処理を行うとは限らないわけでございます。例えば近所の店へ買い物に行くときとか、あるいは自宅付近で散歩しているとき、あるいはおふろ屋さんに行くとき等々、この種のケースでまた登録証明書を忘れた場合、あるいは少年がたまたま登録証明書を忘れたケースでありまして、両親などと連絡をとるによりまして本人の身分関係などがその場で確認できるときで、しかもそれが少年の健全育成のためになると判断される場合などが挙げられるわけでございます。

さらに、登録証明書の不携帯といたしまして事件処理を行う場合でありまして、努めて任意取り調べによつて処理するよう指導いたしておるところでございます。

うに考えております。
○矢田部理君 中央でなかなか統一的に示せないということになると、現場は逆にまたなかなか容易でないということにもなるわけでありまして、これは大臣に伺つた方がいいのかもしれないのですが、日常生活を行つていく上で、近所の店に買い物に出かけるとか、散歩したりジョギングをするとか、ふろ屋に行くとかいうのはしばしば衆議院でも出てくるわけでありまして、そういう日常生活上、建前からいへば、しゃくし定規に解釈をすればこれでもやはり持つて歩かなければならぬわけですね。しかし、そういうものについては考え方として一々不携帯を問わないということが示されたように私は受けとめたのであります。そういう意味で言うならば、率直に申し上げて生活圏というのは範囲は少し不明確かもしれませんが、生活圏とか居住地域、住んでいる市町村ぐらいでは、不携帯だ、けしからぬというふうなことで一々取り締まりをするということはないというふうな対応をしてはどうかというふうに私は思っているんですが、法の直接の執行の責任者として法務大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君) 登録証の携帯というものは、これは率直に言うところ永住者の身分証明書だと、こう申し上げても誤りではないと思つてございまして、こういうふうな問題は不法入国なり密入国がなくなればこの必要もなくなつてくるのではないかな、こう考えられますけれども、現状ではまだそこまではいつておらぬというふうな点で常時携帯ということに義務づけておるわけでございます。

この点で今先生いろいろ御指摘がございましたけれども、生活居住地域といつても範囲がどこまでかということになると大変面倒な問題で、小さな村なり町ならば大体地元の警察や何かでも永住外国人や顔というのはほとんど認識している。そういうふうな人に登録証明書を提示しろと言つていふことはほとんど聞いたことがないわけでございます。やはり東京とか都市、今も警察

庁からお話しのとおり、時には青少年が深夜に町を徘徊しているという場合などに提示を求められるというような経過が多い、こう承知をいたしておきます。しかし、そういうような点がございませうけれども、法をつくって、罰則はしないということ、これを法務大臣がここで言っておたのは一体何のために法を出したのか、先生は専門家でございませうのでよくおわかり願える、こう思います。

さきに、嶋崎元法務大臣と国家公安委員長とが閣議で、運用の面で先ほど来お話しのとおりであろうと思います。私も、先生の御発言等がいろいろありますので、さらに一層常識的かつ柔軟な姿勢で処理していくという方向で努力したい。そういうような点で、ここで先生に気持ちよく御理解願えるには、処罰しませんが、警察なり検察の方が一体何のためにこれを出しておくんですかというようなことにもなると思いますが、私の気持ちとしては、処罰をしない方向で弾力的な姿勢をとってもらふことに努力したい、こういうふうなお答えを申し上げて御了解願いたい、こう思います。

○矢田部理君 いまひとつ歯切れがよくないんですが、警察の方も、隣近所に買物に行くとか、それから散歩とかということはもう言っておられるわけですね。特に法務省の方が柔軟にやつてほしいと公安委員長を通して警察の方にも注文をされた、衆議院の附帯決議でも今度はまた弾力的にやれ、それもわかりました、こう法務省としては受けとめたわけですから、もうちょっと柔軟とか弾力的という基準を、法務大臣としても警察の方の顔だけを見ないで示していいのではないかと、考え方はこういうことだということとして。

どういう基準でやるかというのはいくらもいろいろ考えたが、いろんな問題があることは承知をしておりますが、例えばさっきも申し上げましたように、本当は県単位ぐらいで考えてもいいと思うのであります。少なくとも自分の住んでいる市町村ぐらいは、特段の事情がない限り不携帯を即違反

として摘発するとか取り締まるということとしては、例えは区とか署の管内とかいろいろな区切り方があるかと思いますが、もうちょっとそんな感じでの基準を示していただかないといまひとつわかりにくいと思うんですが、法務大臣どうですか。

○国務大臣(遠藤要君) その物差しがなかなか面倒なんで、先生の御発言の中身はわかるんですが、なかなか言葉にその点がすっきり御理解願えない、こう思うわけです。

私は、町なり何かで顔見知りの外国人というのはほとんど警察自体も御理解願っている、そういうような地域ではそういうふうな問題が起きないのではないかと、そういう一つ。それから、たまに不携帯であったというふうな場合に、後にその登録証を提示したというふうな場合には、これは罰しないと言ふとちよつと言葉が変になつてくるわけですが、そういうような場合には私は運用の面に入るような方向で努力したい。そのときは持つていないけれども、後で登録証を提示したというふうな場合には運用の面で処理できるような方向で努力したい、こういうふうな考えを持つておるわけでありませう。

○矢田部理君 後段の話をもちと質問したかったのですが、前段は現場における警察取り締まりについての考え方ですね。それから後段は、取り締まった結果持つていなかった、しかしその後持つてくるものが提示その他で身元確認ができればそれを一々起訴したり罰金を科したりはしないといういわば処分の問題、その点については、先ほどの不起訴処分が非常に多いというのはそういうことも反映しているんじゃないかと思ひます、そういう方向で処理する、これはいいですね、大臣として。

○国務大臣(遠藤要君) 今先生のお話しの方向で私は努力したい。

ただ、率直に申し上げると、法務大臣が指揮権を発動したような感じがなく、運用の面といひましようか、そういうような面で委員の御発言の趣

旨を検察当局にも伝えておきたい、こういうふうなことで御理解願いたいと思ひます。

○説明員(岡村健君) 常時携帯義務につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな要素を勘案して総合的に判断することが必要であらうかと思ひます。したがって、御指摘のように、一定の区域内で携帯義務を事実上免除するといったような統一的な基準を示すことは大変難しいことであらうかと思ひます。

現に、居住地のごく近くで、登録証明書の不携帯を端緒といたしまして密入国者を発見して逮捕したような事例もあるわけでございます。居住地の近くであるからといって、必ずしもそれがすべというこゝろに密入国その他の犯罪に結びつかないと思ひます。

○委員長(三木忠雄君) 関連質問を許します。安永君。

○安永英雄君 今、警察の方からそんなふうな話ですけれども、先ほどの大臣の答弁といひますか、お考えというのは、居住地あるいは生活圏、こういったものについては処罰しないという方向で今後検討していく、こう言われておるんだから、それでいいと私は思ふんです。それから、一定期間内に提示をして本人が確認できるといつた場合には、これはもう処罰する必要があるんじゃないですか。これをあいまにする必要はないんじゃないですか。こういうことは私は当然だと思ふんですが、大臣どうですか。

○政府委員(岡村泰孝君) ただいま御指摘のございました居住地と申しますか、生活圏と申しますか、これ自体が具体的にそれではどこまでのことを言うのかということにつきまして必ずしも明確な定義は下し得ない点もあらうかと思ひます。また、不携帯であつてもその後証明書を提示できた場合といひますと、これは非常に早い期間に速やかに提示できる場合もありませうし、かなり遠方に旅行等いたしておられて速やかに提示できない場合もあらうかと思ひます。そう

いったいろいろの事情もあるわけでございますし、大臣が答弁されましたような趣旨、方向、こういったものは私も十分考えて処分する際の一つの事情として考えなければならぬと思ひます。でございますが、具体的に基準をつくつて、この場合は一律不起訴だとか、この場合は一律起訴だというふうなことはなかなか難しい問題があるかと思ひますのでございまして、要は個々の事案に応じて適切に処理をするということでございます。

また、先ほど来申し上げましたように、本年一月から六月までの間の不携帯の起訴率を見ましても約四七％という数字になるわけでございます。こういった点を考え合わせますと、やはり検察といたしましては個別の事情に應じて適切な処理に努めてきたところでございますが、今後ともさらに一層処理の適正を期したいということはこので申し上げられると思ひます。

○安永英雄君 生活圏、居住地の問題、それはおっしゃるとおりです。だから、今後一つの統一した考えの方の検討をすると言ふんだから、私は納得しているんです。それは何言われたつて納得しているんです。問題は、一定期間内に提示して本人を確認できる、こうなれば処分する必要はないんじゃないか、このことをなぜはつきり言えないのか、こう私は言つておるんです。どうですか。

○国務大臣(遠藤要君) 先ほど来の矢田部先生また安永先生の御発言の趣旨は十分承知いたしておりますので、その方向で検察当局と協議して善処したい、検討したい、このように御理解を願いたいと思ひます。

○矢田部理君 今の大臣の発言でぜひ……それは、個別的な条件とか何かを勘案すること、私は全くわからないわけじゃないし、ほかの犯罪があるときにやっちゃいかぬなどとまで言つていへば、少しく統一的な基準なり目安なりをつくらなければ警察の現場が逆に混乱しはしまいか。その点で、少なくとも考え方の重要な基本に

同一市町村とか居住区とか生活圏ということをもひとつ念頭に置いてこれからの取り締まりを進めてみてはどうか。

それから、居住関係とか身元の確認がポイントなんです。たまたま持っていないかったとしても、そういうことが電話その他で確認できる、あるいは近々提示してもらって確認できたということになりますればそれは不起訴の重要な要件、考え方にしているのではないかと。そういうことを十分に大臣としても検討し、警察当局とも相談をしてほしいということで、大臣答弁のさらに具体的な展開を期待したいと思うのであります。

ここまで問題を言うのは、やはりこれは罰則が物すごく重い、それから常時携帯というのを罰則で大変厳しく締めている。日弁連からも人権侵害の事例が警察の説明にもかかわらず幾つか指摘をされておる、きょうは一々出しませんが、そういう点で、常時携帯問題を含めて、外登法問題というのを取り締まり中心ではなくて、もうちょっと指導とか、道交法がそうである、指導を中心にするというふうなことで、私はこれからの運用面では指導をひとつ念頭に置いていたきたいというところが一つ。

それからもう一つは、この程度の事案で言うとなれなれであります、さつき申しましたように、警察も言うておられるわけでありましたが、仮にどうしても取り調べる場合についても任意捜査ということと原則にするというふうに警察が言うておられました。今までもしばしば強制捜査というふうなことがあって、それが人権侵害の疑いで各弁護士会なりからも指摘をされておるわけでありまして、この指導と任意捜査、さつき言ったことなどを十分織りまぜてこれから運用面で適正を期していただきたいし、柔軟かつ弾力的にやっていただきたいということとを特に法務大臣に申し上げておきたいと思っております。

○政府委員(岡村泰孝君) 不携帯の法定刑が罰金二十万円以下ということでございますが、これはほかの行政罰則に比べて著しく重いというふう

うには私も考えておらないわけでございまして、ほかにも行政罰則によりますと二十万円以下というものがあられるわけでございます。ただ、日本の法定刑は御承知のように非常に幅が広いわけございまして、二十万円以下の具体的にどこを選択するかという問題があるわけでございまして、この点につきましては檢察といたしまして適正に罰金額を定めるように努めているところでございまして、その点ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○國務大臣(遠藤要君) 今のお尋ねで、何も外国人登録者を罰したくてこの法をつくっておるのではなく、何度か申し上げておるとおり、快適な生活をする日本においてやっていただくためのことで、常時携帯をせよお願いしたいためにそういうふうな罰則が設けられておるということでございまして、罰則が中心でないという考えでこれから指導していきなさいと思っておりますので、御了承願います。

○矢田部理君 次の質問に移りますが、附則の九項です。

これからラミネートカードの作成事務等の根拠になる規定がこれだと思っておりますが、地方入管局の長は、「自分の間」「市町村の長が作成して交付する登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする」という規定がございまして、この「自分の間」というのはどのぐらいの期間を想定しているんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) ラミネートカード式の登録証明書の作成に地方入管局が関与することが必要となりましたのは、調製を行う機械、装置が非常に高価なものでございまして、三千三百幾つかにわたる各市区町村の窓口これを配備することが到底財政、経済上不可能であるということから生じたこととございまして、したがって、偶発的な状況のためにそういう措置をとらざるを得なかったということとを法文上明示するために「自分の間」という表現が用いられたのでございまして、財政、経済上の問題が解決される等、客観情勢

に変化が生ずるまでという意味でございまして。それは財政上の余裕ができるというふうなこともありましようし、あるいは機器の開発がさらに進んで非常に安価になっていくというふうなこともございまいましよう。いろいろこの問題に影響を及ぼした客観情勢に変化が生ずるまでという意味でございまして。

○矢田部理君 それから、当該市町村長の事務になるわけですね、機関委任事務として。その事務の主体は当該市町村長だということは御確認いただけますか。

○政府委員(小林俊二君) ただいま申し上げましたように、地方入管局が担当いたします調製という事務あるいは作業は、登録証明書の作成という事務あるいは作業の一部でございまして、そして、それが市区町村長からのいわば原稿の送付によって調製が行われるということとございまして、主体はあくまで国から機関委任を受けた市区町村であることに変わりはございません。

○矢田部理君 そこで、この条項は成立の経過で非常に問題があったんですね。つまり、最初は、地方入管局長は市町村長が交付する登録証明書の作成に必要必要な事務を処理するものとするという規定であったのを、自治省その他からいろいろな反発があつて今のようになつたというふうにも伝えられておるわけでありまして。

そこで問題は、「当該市町村の長からの求めに応じて」ということになつておるわけですね。機関委任事務ではあります、市町村長自身の事務だと、主體的に言えば、しかもその求めに応じてやるということとありますから、いや入管局には求めずに自分でやりますと言ったらそれでもいいということになるんじゃないやありませんか。それはそうですね。

○政府委員(小林俊二君) 今回の法改正によりまして、省令等も含めて、一連の手続を経て今後作成し交付される登録証明書の形式その他は法定されることになるわけでございまして、そうした法定される登録証明書の作成に必要な機器の配備その

他も国がこれを責任を持って実施するわけでございまして、市区町村が独自に同様の装置を配備するということは予定しておりません。また、その装備もこの制度の趣旨あるいは目的に沿った特注品でございまして、一般に市販されている装備ではございません。

そういうこともございまして、また各市区町村における取り扱ひの不整合と申します、取り扱ひがばらばらになるということはいろいろな意味で好ましくございませぬので、そういう方向で各市区町村がみずから独自の措置をとるということに動く、あるいはそれを希望するということも出てこないのではないかと考えております。

○矢田部理君 専ら財政事情だということでしょう。それから事務の取り扱いだということですから、全国の各市などから私に問い合わせがある、よくそこを確かめておいてくれと。そして当該外国人から見ますと、後で問題にしますが、二度手間になるんですよ。今までは市町村の窓口に行つてその場で登録とか変更申請等ができたのに、一たん持つていつて、それから市町村の機関で処理をしてそれから法務省の入管局に送る、戻つてきた、また取りに行かなきゃならぬ。市町村の事務としても非常に事務量がふえる。それから当該外国人にとつても負担が過重になる。そんなことから、市町村によつては、いや自分のところの財政でやりません、専ら財政事情だということであるならば、それから、もともと我々の事務だ、お願いする気持ちはありませんと言われれば、法文のとおりいうせざるを得ないんじゃないやありませんか。

あなたの説明は、法文から見てもおかしくありませんか。

○政府委員(小林俊二君) これは今回の法改正の一連の作業の中で種々検討された一つの点でもございまして。私どもは、市区町村あるいはこれを指導監督する都道府県との登録事務につきまして常時極めて緊密な連絡協議をいたしております。その過程におきまして、実は法務省当局といつたしましては、各市区町村の中で外国人人口の極

めて大きい市区町村にはその機器を備えつけてもいいのではないかとこのことを議論した段階があったのでございます。

すなわち、すべての市区町村において地方入管局に送るんじゃないで、外国人人口の非常に多いところでは市区町村自体に機械を備えて、そしてそこで即日交付の可能なような手配ができるんじゃないかということも議論したのでございいます。ところが、都道府県、市区町村の側から、そういうばらつきが出るのは困る、だめなら全部やめにしてもらいたい、そして一括して地方入管局で処理して送り返してもらいたいという希望がありまして、そしてこういうふうになったという経緯がございまして、先生のおっしゃるようなばらつきが生ずるような手配というものを市区町村側から希望してくるということはまあ今後ないのではないかとこのように考えております。要するに、隣の町では即日交付される、うちでは二週間かかるというんじゃないかと困るというのが地方自治体の方の希望でございました。

○矢田部理君　そういうのはないのではないかとこの議論はあなたの独断ですよ。あるかないかはこれからの問題です。私が聞いているのは、法文の解釈上そうなりはしませんかと。そのとおりですと答えるを得ないでしよう。「求めに依じて」と書いてある。求めないで自分のところでやりますと云えば、そうですかと言わざるを得ないのであります。それと云うのが一つ。

その基本になりますのは、本文の方の五条ですね。登録証明書の交付等々については即時交付、その場で交付というのが原則になっているわけですが、二項に例外規定がありますが、その原則に忠実に従うサービスに徹するということであるならば、それは中央に出して二度手間をかけた時間のかかり方なものであります。あなたの説明は、実態上そういうものはないのではないかと見込みは、そうかどうかは知りません。制度上はそれは可能だということに言わざるを得ないと思うので

ありまして、あなたの解釈は間違っているし、法文に沿っていない。

事実、どうも法務省が一たん機関委任事務として地方自治体にお任せしたのをもう一回引き揚げて管理の体制を強化するのではないかと、いろいろな登録事項の変更その他についてチェックの機能を果たそうとしているのではないかとこのように疑いも指摘をされているわけでありまして。自治体の人たちは、外国人の人たちを外国人としてとらえないで、住民の一人としてとらえていろんな登録事務についても合意を形成してきた経過があるわけですから、例えば、登録申請、変更申請といふことも即やらなきゃならぬわけでありまして、一定の猶予期間を置いてみる。その猶予期間ももつと上積みをして、運用上はその点でも即違反というふうなことをしないようにしていただきたいと思うわけでありまして。

その点も含めて、今まで自治体で形成してきた慣行といいますが、外国人を住民として取り扱ってきた経過といいますが、これを重視してこれからの処理をしていっていただきたいというふうに思いますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君)　市町村に対して、各自治体がこの仕事に携わっていただいております、確かに矢田部先生御指摘のとおり、外国人としてよりも自分たちの地域の住民としての扱いをしているという点もそのとおりだと私も思います。そのような点で、従来の慣行を尊重しながら遂行してまいりたいと思っております。

○矢田部理君　あと二、三問で終わりますが、一つは、従来自治体の窓口で登録事項の変更とか切りかえ登録等をやってきたわけでありまして、それについて登録事項も非常に多いわけですね、勤務先だの職業だの。そんなものは要らぬじやないか。物すごく二十項目にもわたるわけでありまして、これも多過ぎるという議論があるわけでありまして、そういう切りかえ等が不注意でよくれたとき即これまた外登法違反ということ処罰をせずに、相当の猶予期間を置いてしかるべきだ。従

来もある程度は置いてきたのでありますが、今度入管局の出先がこの問題を管理するということになりまして、求めに応じてはありますが、これがきつくなりはいまいかという議論もありまして、従来の猶予期間にプラスして相当の幅を置いて運用をひとつ考えていただきたいと思うんですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君)　自治体から入管局に来てきつくなるということは法務当局としては全然考えておりませんが、十分先生の御意思を尊重してまいりたいと思っております。

○矢田部理君　猶予期間等も相当程度考慮するといふことでよろしいでしょうか。――うなずいておられますから。

最後の質問に入りますが、もう一つ、外国人登録法上の問題で、指紋捺捺者の年齢が十六歳から本当はこの根拠とか問題点も少し聞きたかったのではありませんが、特に在日朝鮮人の人たちの二世、三世がこれから登録を迎えるわけでありまして、まさにその人たちの問題だということとをきのう同僚の先生からも指摘されましたね。これは十六歳、高校一年生ぐらいから指紋という大変重大な問題の選択を迫られる、これを何とか年齢を引き上げてしかるべきだということに私は私も考えております。二十歳ぐらいからということではないのです。

それから、先ほど申し上げましたように、指紋制度そのものに、一回ならいいという性質のものではなくて、本質的な問題が含まれているので、これをやはり全廃する。さらには、常時携帯問題についてもいろいろな問題点が出てきているわけでありまして、本格的な改善策を講じるということなどを含めて、外国人登録制度全般についての見直しをしてほしい。さしあたっての改正を今度やられるわけでありまして、これからは次に向かつて、次の見直し作業に入ってほしい。いろんな批判や問題があるわけでありまして。

そして、それについては、本来私はこの法文に見直し条項ぐらゐを入れていただくのが至当かと

思つて、これからのいろいろな委員長初め理事会でも御検討いただきたいと思うわけでありまして、少なくとも大臣としても、三年ないし五年をめどに、今出たような問題については全般的に見直していただきたいというふうな答弁をいただければ、それをいただいて私としては質問を終わりたいと思います。

いかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君)　指紋捺捺制度が是非かという問題、それに登録証の常時携帯、今日まで議論の中心になっておる問題であり、かつまた、年齢の問題において今先生から十六歳を二十歳ぐらいというふうなお話もございました。この十六歳の問題も基準として十六歳というものが最も適切じゃないかなというふうな判断で御提案を申し上げた理由の一つには、御承知のとおり、かつて、五十七年ですか、法改正をした際に、十四歳から十六歳ということで、指紋は五年に一度、そして年齢は十六歳ということで、満場一致で御承認をいただいたいたしました。そういうふうな点から、十四歳から十六歳にもいろいろ議論がございまして、そこで落ちついたという点から、私は、大変失礼な話だが、この問題に対して、皆さんから快く受け入れていただけるんじゃないか、登録制度というのを。

今まで五年に一回が一度きりだ、そして年齢も十六歳だという点で提出をいたしましたわけでございますけれども、いろいろの議論、私もよく理解をいたしたわけでございますが、今ここで法務大臣が法案を提出の中において余り余計なことを申し上げることになると、矢田部先生から、それじゃその法案撤回して修正云々などという話が出てはとんでもないことになりますので、現在の時点としてはこれが最良の私は法案だ、こういうふうなことを申し上げておきたいと思つております。おきたいというよりも、そのような気持ちでおります。

しかし、将来やはり、いろいろの先生方からの御質問なり全般的な環境を見ますと、指紋という問題に、まあ私は余りこだわっておらなかった

んですが、大変厳しい批判もある、そういうような点を考えると、一体写真だけでどうかという点もこれから検討の一つだ、こう思っております。さらにまた、年齢の問題についても、十六歳から二十歳という飛躍してもどうかと思っておりますが、十二、十四と来たので、十六になったという点からいって、まああとと申し上げませんけれども、そういうふうな点で逐次やはり検討していくべきときが来る。そういうような点で、今先生からお話のとおり、私自身も、私は法務大臣はそのときまでやつておらないと思っておりますけれども、引き続き事項としてその点をやはり残しておいて検討していく。それも社会情勢その他もございまして、けれども、今先生の御指摘のとおり、三年ないし五年の間に前向きで検討して皆さん方と御相談申し上げるような状態を醸し出したい、かような決意を持っておることを申し上げておきたいと思っております。

○矢田部理君 他に幾つか質問を残してしまいましたし、また答弁で必ずしも納得できない部分もありましたので、質問を留保して、とりあえず時間が参りましたので今のところは終わりたいと思っております。

○委員長(三木忠雄君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、長谷川信君が委員を辞任され、その補欠として林健太郎君が選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、梶木又三君及び徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として杉山令肇君及び吉川芳男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会開法第六二号)を議題とし、質疑を行います。

○猪熊重二君 法案について伺います。前提として、二、三点お伺いしたいと思います。

まず、外登法上の指紋云々ということ抜きにして、指紋制度というものが法律上どんなぐあいに取り扱われているものだろうかというふうな点についてお伺いしたいと思います。

まず、民事局長にお伺いしたいんですが、民事の実体法、手続法上において指紋捺捺が法的に義務づけられているような場面はあるでしょうか。

○政府委員(千種秀夫君) 私どもの所管しております民事関係の仕事の上で、法律的に指紋捺捺が義務づけられている例は、私は承知しておりません。

○猪熊重二君 そうすると、いわゆる民事の実体法、手続法の上において、人の同一性というふうなことはどんなことによつて確認しているのか。特に、例えば登記の問題とか、あるいは前回のときにも私も質問しました公証人による公正証書の作成とか、こんなような場合に人の同一性の確認がどのような方法によつて行われておりましたか。

○政府委員(千種秀夫君) 大体の制度の運用といたしましては、身分関係は戸籍がございますので戸籍の謄抄本、また本人につきましては、印鑑証明などがございまして、法律行為につきましては印鑑証明書、こういうものが使われているわけでございます。そのほか、本人を確認するのは、例えば公正証書のような場合、あるいは遺言なんかの場合でもそうでございますが、現認してそれが本人であることを承知できる証人を立ち会わせる、こういうことが制度的に行われております。

○猪熊重二君 そうすると、しつこいようですが、

れども、民事上、指紋捺捺という方法以外の方で人の同一性が確認されている、そのようなやり方というのはいつごろからやつていて、それによつて支障が生じたとかいうふうなことはありましたか。

○政府委員(千種秀夫君) 私も実は、詳細に研究したわけではございませんが、今の民法制度、こういうものができました明治以後は大体そういう制度で行われてきていると思っております。それで障害があつたかと言われますと、いろいろ事故があつて新聞に載つたりすることもございますので、全くなかつたとは申せません。

○猪熊重二君 続いて、刑事局長にお伺いします。刑事法上で指紋の捺捺が強制されているような場合は、この外登法の問題を除いてございでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 刑事関係の法令におきましては、外国人登録法による指紋捺捺義務があるだけであるというふうに承知いたしております。

○猪熊重二君 例えば、監獄法施行規則二十条で指紋をとる場合があるとか、あるいは刑訴法上検証の一種として指紋捺捺が義務づけられている、こういうふうな場合はあるようですが、それ以外に、刑事法においても指紋を捺捺することによつて人の同一性を確認しなければならぬというふうなことがあるわけでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほど申し上げましたように、捜査の過程におきまして同一性確認のために指紋採取の必要が生じる場合がございますが、それ以外は、先ほどから問題になっております外国人登録法の指紋捺捺ということだけであるというふうに思っております。

○猪熊重二君 刑事法の問題でなくして刑事局長にお伺いして気の毒かもしれませんが、いわゆる一般警察等の取り締まり法規上においてこの指紋捺捺が義務づけられているというふうな規定は、知る限りで結構ですが、ありませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 先ほどから申し上げており

ますように、刑事訴訟法上は身体検査令状によつて指紋の採取ができる、あるいはまた身体の拘束を受けている被疑者については令状によらないで指紋の採取ができる、こういう規定が一般規定としてあるわけでございます。そのほかには、先ほど委員御指摘になりましたように監獄法にそういう規定があるようでございますが、その程度であらうかと思っております。

○猪熊重二君 そうすると、先ほどの民事局長のお答えのように、民事法上においても、それから刑事法上においても、いわゆる犯罪者の場合は別として、それ以外の場合は指紋捺捺というのは現行法上考えられていない。そうすると、この外登法上の指紋捺捺というのは非常に特異な法規制というか、刑事法上における被疑者あるいは受刑者に対する指紋捺捺義務というものと非常に関連づけて考えられる、世の中において一般的にそのように考えられると言わざるを得ないと思うんですが、まして、この指紋の問題のときに非常に重要なことは、自分が押す立場に立つてではなくして、押させる立場の論理で物考えることは非常に間違ひである、私はこのように考えるんです。

いずれにせよ、我が国の法制上犯罪に関する以外に指紋捺捺がない、それにもかかわらず外登法上指紋制度というものがあつたということについて、入管局長、一般論としてこの指紋制度についてのあなたの考えをお伺いしたいと思う。いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 指紋捺捺が義務づけられている例として他に、例えば入国審査官、入国警備官等いわゆる制服職員が身分証明書を携行することを義務づけられている場合に、その身分証明書に指紋の捺捺を義務づけられているという例がございまして、すなわち、入国警備官、入国審査官の場合には省令でその義務が法定されているわけでありまして、そういうことは御参考までに申し上げます。そういうことは御参考までに申し上げます。指紋の捺捺というものが外国人の居住関係あるいは身分関係の識別・把握のために用いられているということは、

日本人の場合にそういう例が少くないという事実からして特異な面があるということは事実でございましょう。ただ、この場合には、それを必要とする目的なり理由なりというものが合理的に説明可能であるかどうかということによって事の当否が問われるべきものであろうかと存じます。

先般来、今次国会におきまして、両院法務委員会御説明申し上げておりますとおり、この指紋制度を含む登録制度を通ずる外国人の身分関係、居住関係の把握に特別の手当が行われておりますのは、これらの人々の我が国における入国あるいは在留といったことが政府の許可にかかわらめられているという法律上の現実に基づくものでございまして、その範囲内において在留あるいは入国が行われているということを確保する必要があります。したがって、言いかえれば、不正規在留であるとか不正規入国であるとかいうことを立法政策的にどう評価するか、そのことの重大性をどう考えるかということがそれを担保する制度に反映されてくるということであらうかと思ひます。

したがって、指紋の押捺というものが、こうした不正規の事態に関する評価の重大性というものを反映して現在こうした制度として存在しているんだというふうな御説明が最も一般的に可能かと思ひます。

○猪熊重二君 今、局長のお話の中で、外登法の指紋押捺という問題を入管法の問題とどうも私はすりかえていっているように思ふんです。密入国者がどうだとか不法残留者がどうだとか、だから外登法における指紋の問題というところに話を持ってこられる。これが私は非常に納得しがたいんです。おもちゃみたいな話ですけれども、入管法というのは六法全書の中でどこに入っているかということなんです。六法全書の中で入管法というのは「警察・防衛法編」の中に入っているわけですね。要するに、警察法だとか破壊活動防止法だとか道路交通法とか銃砲刀剣取締法だとか、こういうものと

一緒に出入国管理及び難民認定法というのは法の分野として入れられているわけなんです。ですから、入管法においてそういう警察取り締まり的なことをお考えになるのはそれはまたそれなりの理由もあり得るでしょう。しかし、外登法はここの第二分冊の方の民事法の分野の「民法編」の中に入っているんです。しかも外登法が入っているところは民法はもちろんのこと、住民基本台帳法の次に編纂されているわけですね。住民基本台帳法、外国人登録法、年齢計算ニ関スル法律、要するに、外登法というのは住民の戸籍関係を含めて身分関係、居住関係をあらわす民事法にすぎないんです。というふうなこの六法全書を編纂した人は考えているわけなんです。

入管局長の説明は、何か入管法と外登法が一緒になって、取り締まれ、取り締まれと取締法規みたいな説明だと私は思ふんです。この辺の発想を、基本をよくお考えいただいで外登法についての解釈なり運用なりしていただかなきゃならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録法の目的は、「公正な管理に資する」という非常に広義な意味を持っている表現で規定されているわけですが、その広義であるという点でおわかりいただけます。その目的とするところは具体的には極めて広範にわたるわけでございます。諸般の行政の正確なあるいは適切な執行に資するということとございまして、その諸般の行政の中には入国管理行政が厳然として含まれているわけでございます。そのほかに、福祉行政であるとか教育行政であるとか、あるいは税務行政であるとか、実際に日本人の住民の場合の住民基本台帳であるとか、あるいは戸籍だとかが果たしている役割と同じ役割を、同じ機能を外国人登録の場合にも果たしているという面は大いにあるわけでございます。

そういう面から先生の今御指摘になったような分類も行われているんだらうと思ひますけれども、ということとは、入国管理行政あるいは在留管

理行政がそれと無縁であるということの意味することにはならないのでございまして、これらの面での行政の適切な執行に資するという面はあくまで存在するわけでございます。

○猪熊重二君 押し問答をしても仕方がないので、人権擁護局長にお伺いします。先ほどお伺いしましたように、指紋押捺というのは、日本においては刑事被告人や受刑者にかかわる問題であるというのが事実でもあるし、世間一般の評価でもあるわけなんです。その国内法的な状況と、さらに諸外国における外国人に対する指紋押捺の状況というものについて、午前中にも矢田部委員からの質問もありまして明確になっていくわけですが、このような国際状況をも考慮して、現在の外登法における指紋押捺制度というものがいわゆる国際人権規約B規約に言う人の品位を傷つける行為に当たるとかについての御意見はいかがでしょうか。

○政府委員(高橋欣一君) 人権擁護局といたしましては、一般に、ある法律がある条約に抵触するかどうかという法律解釈をする立場にはございませぬけれども、具体的な人権侵害事案として提起されてまいりました場合には、その事案の処理に当たってそうした法律判断もしなければなりませんので、そういう立場からお尋ねの点について人権擁護局の見解を述べさせていただきます。と、外国人登録法における指紋押捺制度の必要性及び合理性にかんがみますれば、この制度がそれ自体で直ちに国際人権規約B規約七条に言う「品位を傷つける取扱い」には当たらないと考えております。

ちなみに、先生も御存じと思いますが、東京高裁の昭和六十一年八月二十五日の判決がございまして、この判決は詳細に論じまして、指紋押捺制度がB規約七条の「品位を傷つける取扱い」には当たらないということを判示しておりますが、私も人権擁護局といたしましてこの判決の論理に依拠して考えていきたい、このように考えております。

○猪熊重二君 東京高裁の判決も、この前も申し上げましたが、法務省の方でどうしても二度押さなければならぬんだ、二度押して同一性を確認しなければならぬんだ、確認するためにはこういう指紋押捺という制度以外にないんだという論理を前提にして判示しているわけですね。

それで、私が今、人権擁護局長にお伺いしたのはそういうふうなことでなくして、現在の改正法のもとにおいて、いろいろ人の同一性に関する問題について指紋以外の方策とか、いろんなものを考えた上でも、なおかつ無理に指紋を押さないとすることが人の品位を傷つける行為に当たらないかどうかということをお伺いしているわけなんです。指紋以外に人の同一性を判別する手段はないんだという前提に立てば、判決のような結論、今の局長のような結論が出てくるわけなんです。人権擁護局長としてもこの法案についていろいろ御検討もされておられるかと思ひますので、そういう点を踏まえても、なおかつ人の品位を傷つける行為に当たらない、こういうふうにお考えですか。

○政府委員(高橋欣一君) 私の理解によりますれば、東京高裁の判決というものは、いろいろと人の同一性の識別の方法についてあれこれ論じて、その上で判断しておったと覚えておりますが、あの論理は、結局一般論として言えば、制度の合理性あるいは必要性ということに帰着するわけでございますので、そういった判断といたしましては私もどももそれに依拠できるものというふうに理解しております。

○猪熊重二君 それでは、直接改正法についていろいろお伺いしたいと思います。少し細かい点になるかもしれませんが、改正法による新規登録について現行法との差異を中心にお伺いします。改正案は、登録原票及び指紋原紙にだけ指紋を押すというふうにして、登録証明書に從前指紋押捺されていたけれども、これは指紋押捺しなくてよろしいというふうな改正をする、そのかわり、直接押捺はしないけれども、指紋原紙もしくは登録

原票を出したときに、押した指紋を転写するというふうな改正法ではなっておりますが、これを転写することにした理由はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 現在、予定されておりますラミネートカード式の証明書というものは、運転免許証をお考えいただければ御理解いただけると思うのでありますけれども、そのものに直接指紋を押捺するということは物理的に困難でございます。そこで、そうした形式の登録証明書に指紋を表示するために転写しなさいと書いてございまして、そのために転写となつたわけでござい

す。他方、従来五年に一度ずつ切りかえのたびに指紋を押捺していただいておりますから、その都度新たに交付される登録証明書にも指紋を押捺していただけたわけであります。五年に一度というのを廃止いたしまして、原則として新規登録の際に一度押していただくだけになります。必然的に新規登録の際に、たとえ登録証明書作成のために特別に指紋を押捺していただいたとしても、二回目以降におきましては押捺がないわけでございますから、登録証明書のための指紋の押捺ということができるわけでございます。したがって、最初のときだけ特別に三つ目の指紋を証明書のために押していただくとしても、二回目以降の意味がなくなるといふことで、そういうことならば初めからもう押捺は登録原票と指紋原紙だけにしていただいてそれを転写することによつたということになつたわけでございます。

○猪熊重二君 少しでも数が少なくなる方がいいのかもしれないけれども、いすれにせよ、私は、指紋を外国人の方が市区町村の役場の窓口で押す場所に関して少し申し上げたいんです。

これは、前々回ぐらいに西川委員の方からも御指摘があつたんですが、どういう場所でも現実に指紋を押させているかという点について、法務省としては現場の状況というものは把握しておられるんでしょか。

○政府委員(小林俊二君) 入管局におきましては登録課を中心といたしまして都道府県あるいは市区町村の登録事務に直接携わつておられる方々と極めて緊密な連絡を維持しております。それは、例えば打合せ会であり、あるいは研修会であり、その他のいろいろな機会がございます。そうした機会を通じて地方の事情についても種々話をお伺いする機会が多いわけでございます。そうしたお話を通じて感じますことは、この問題はその地方によつてかなり事情を異にするという面がございます。しかしながら、基本的には私も同じく地方の直接の担当の方々に對してその指紋押捺を含む登録事務につきましては、登録を受ける人々の心情を十分に考慮して適切に對應していただきたいという指導をしているわけでございます。

こうした一般的な指導に基づいて地方でどういう対応をしておるか申しますと、必ずしも統一はされておられません。地方によつては別室を用意して指紋の押捺をしていただいているところもございまして、あるいはカウンターについて立てを用意して、そして一般の日本人の受け付け事務とは區別をしてやつておられるところもございまして、全くその區別をしていないところもござい

ます。と申しますのは、私も話が何うところによりますと、かえつて特別の取り扱いをすることによつて登録をされる方がむしろ不快な感じを受ける、何もこそそこそとやらなきやならないことではないんじゃないかといつたような反響をされるというところもあるようでございまして、それぞれの方々の一般的なその地方における受けとめ方によつて最も心情的な負担の少ない方法で、少なくとも相手方の立場を考慮して、考え方を考慮して扱うようにということを願ひをしているわけ

でございます。○猪熊重二君 私も都内の某区役所に行つてみたんですけれども、要するに、広いカウンターがあつていろんなお客さんがいる。そのお客さんがいるところからカウンターの割れ目から中へ入つ

て皆さんが見ているところで立つたまま押させるという状況で押させていました。

局長のお話だと、こそこしているよりそういうところで、みんなが見ているところで押すのがいいという人もあるいはいるのかもしれないけれども、何かもう少し人の目を遮る方がよろしいんじゃないか、あるいは例え立つて押すよりも座つて押す方がよろしいんじゃないか、うか、いろいろその辺についても少し工夫していただくというのを法務省の方としても役場の方にいろいろお話ししていただきたいと思います。

次に、この改正法には写真について規格は何も書いてないけれども、これはどういうことになるわけでしょうか。写真の規格や提出すべき枚数についてお伺いします。

○政府委員(小林俊二君) 写真の枚数は二枚でございまして、規格につきましては今後確定されます法務省令で定めることにいたしております。

○猪熊重二君 写真二枚はどのように利用するんでしょか。

○政府委員(小林俊二君) 一枚は市区町村が保管いたします登録原票に貼付いたします。他の一枚は登録証明書を調製するための、私どもは今原紙と呼んでおりますけれども、いわば原稿のようなものでございまして、その原稿に貼付いたしまして、そして地方入管局に送付いたします。

○猪熊重二君 そうすると、二枚目の写真はラミネートカードで登録証ができた後は不要なものになるわけですか。不要なものになったらその処理はどう考えておられるのでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) これは先ほど申しましたように、登録証明書を作成するための原稿のようなものでございまして、登録証明書は運転免許証と同じように撮影によつて作成をいたすわけでございますから、その調製が終わつた後には不要になるわけでございます。しかしながら、例えば何かの事故があつて、その地方入管局で作成した証

明書が途中で紛失したとか、そういうことがあつてはならないわけでございますけれども、あるいはその登録者に手渡される前に何か事故があつて手交されなかったというような場合には改めて作成を求められることも全くないとは言えないわけでございますので、一定期間は少なくともこれを地方入管局で保管いたしまして、そして再調製と申しますか、そうしたために応じられるようにする必要はあるだろうと考えております。しかし、終局的にはこれは廃棄するということになるのではないかと考えております。

○猪熊重二君 それで、要らなくなつたら提出した本人に返すというふうなことも可能なんですか。

○政府委員(小林俊二君) これは、登録証明書の作成用原紙に張りつけてございまして、それをまたはがしてお返しするということが物理的にうまくいくかどうか非常に問題があるかと思ひますので、廃棄ということになるのではないかと思ひます。

○猪熊重二君 その写真を持っていって、新規登録の申請をして登録証明書をもらうということになるんですが、この登録証明書は、先ほどもお話がありましたように、現在だと一時間だか少し待つていただければその日にもらえる。今後はラミネート式になつて、非常に便利になるのかもしれないけれども、もう一度もらひ直しに行かなければならない、この期間はおよそどのくらいと考えておられるんでしょか。

○政府委員(小林俊二君) 現在私どもが考えております手順では、各市区町村が申請を受け付けてから三日以内に地方入管局に對して送付を行う、地方入管局ではその送付を受けた、それが接した後三日以内に調製を了して送り返すということを考えておりますので、郵送に必要な期間を考慮に入れますと全体として二週間程度かというふう

に考えております。なお、二度手間になるといふことはそのとおりでございますけれども、そのために受領のための

代理人の出頭ということも考えておるわけですが、一言申し上げておきたいことは、現在までのところ原則は即日交付ということですが、ほとんどの場合が即日交付でございまして、実際に登録証明書が作成されるまでそこかなりの時間お待ちいただくわけにございまして、すなわち、作成の記入その他の手続がございまして、その間待たせていただくわけにございまして、今後は申請書を提出して、それが受理されれば作成する間待たせていただく必要はございませんので、比較的短時間に申請のための手続は終わりますので、お帰りの点はあるかと存じます。

○猪熊重二君 新規登録に関連して、在留資格について、改正法で今度「在留資格」というふうに変えまして、今までの「在留資格」と別にいわゆる昭和二十七年法百二十六号及び昭和四十年法百四十六号に該当する事由を在留の資格として登録証明書に、また登録原票にも記載する、こういうことになっております。そうすると、この改正法によると記載事項の変更ということになるわけですが、記載事項の変更ということになると、十四日以内に變更登録の申請をしなければならぬという規定が一方あるわけですので、もしこの法が施行になった場合に、自分が持っている外国人登録証明書の記載内容が変更になるので、全員が變更登録の申請をする必要があるわけでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 御指摘のような変更が行われるのは事実でございますが、この変更はその個々の外国人の居住関係あるいは身分関係に變動が生じたということではございませんで、法定の登録事項が変わったということにございまして、更正登録の申請義務を課するということは適当とは思われぬ次第でございます。また、こうした事項は特に申請を受けなくても、市区町村あるいは法務省当局で把握のことでございまして、法改正後におきまして市区町村の長が登録原票の記載を職務で書きかえるということにする予定にいたしております。

また、個々の外国人が携行しておられる登録証明書の記載の問題につきましては、その後その当該外国人がさまざまな申請のために市区町村の窓口に出頭された際に書きかえをする手続をしたいというふうなことを考えておる次第でございます。

○猪熊重二君 そうすると、登録原票の方の訂正は第十條の二によって行うということなんですか。それから、登録証明書の方の変更登録の申請が必要でないというの、もう少し、どういう根拠から必要がないということになるのですか。

○政府委員(小林俊二君) 市区町村が職務で行う事実上の書きかえは、いわば事実上の行為、要するにその登録者の権利、義務関係を全く含まない行政上の事実行為ということにございまして、そのために経過措置を規定するというようなこともしなかつたわけにございまして、この点は政府部内で議論をした結果そういう結論になった点でございまして、確かに問題点としては一応検討の対象となつた経緯はございました。

○猪熊重二君 では、国の方で勝手に「在留資格」というところの真ん中に「の」の字を入れて「在留の資格」とやって適当に在留資格をつくつておいて、自分の方でやったことだから、おまえたち變更登録は要らぬよと、そういうことじゃ少し都合がよ過ぎるんじゃないかと、そういうことで私は申し上げたわけなんです。それはそれでいいです。

ところで、登録証明書を作成する人は五條一項によれば、市区町村の長が作成する、こういうことになっております。先ほど矢田部委員からも質問があつたんですけれども、この附則の九項は非常に私も不明確な条項だと思つてゐるんです。この附則の九項についてお伺いしますと、「登録証明書の作成」ということと、「登録証明書の調製」ということに関連して、「作成」と「調製」はどう違うんですか。

○政府委員(小林俊二君) 「作成」と申しますのはより広い概念でございまして、申請を受けてからその証明書を本人に手渡すまでの過程を指すものというふうに申し上げることができると存じます。

「調製」というのは、作成よりも狭い概念、すなわち作成のうちの一部を指すというふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。すなわち、実際に機械を使用して物理的に証明書というものをつくり出す、その作業を指すものであると申し上げることができると存じます。

○猪熊重二君 どちらが広いのか狭いのか知らぬけれども、要するに今のお話だと、調製というのは具体的に登録証明書をつくり出すということだという御趣旨でしょうか。

○政府委員(小林俊二君) そのとおりでございます。つくり出すと申しますと原稿を作成するものも調製の一部分になるということも言ひ得ないではございませんけれども、実際にそのカードをつくり出す作業であるというふうにお考えいただいてよろしいかと存じます。

○猪熊重二君 「登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるもの」と、こういうふうな規定にありますが、この調製に関する事務のうち法務省令で定める事務というのはどんなことを考へておられるのでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 原稿が市区町村から送付されてまいりますとその原稿をもとにいたしまして、運転免許証を作成する機械とほとんど同じ機械を使用してこれをカードの形にいたします。カードの形になったものをラミネーターという機械にかけまして、そしてラミネート化する、その過程が調製の作業でございまして、

○猪熊重二君 先ほど矢田部委員から質問がありました、私も本当にそのとおりだと思つてゐるんですが、

「当該市区町村の長からの求めに応じて処理するものとする」、こういう規定になつていると、求めてこなかった場合はどういふことになるんですか。

か。要するに、当該市区町村の長が求めてこなかった場合です。市区町村の長が自分で作成する場合もあるだろうけれども、自分で作成しなせぬ、それから調製を求めてこなかったということになつたらどういふことになりますか。

○政府委員(小林俊二君) 地方入管局といたしましては、管内の外国人がいつ切りかえなり何なりの手続をとるべきかということ把握しておるわけではございませんので、あくまで市区町村の方から原稿を付して作成願ひたい、調製願ひたいという依頼が参りませんといかなる作業も行ひ得ないわけにございまして、先生御指摘のような場合には、地方入管局としては何らの措置もとられずに終わることになります。

○猪熊重二君 それから、当分の間こういう処理をするんだということで、この「当分の間」については先ほど財政的な理由だと、こういうふうなことをおっしゃられましたのですが、そうすると、財政状況の変更によつてこの附則による取り扱いというものが早晩変更され得る可能性が十分にあるのかどうか、その辺いかがですか。

○政府委員(小林俊二君) これは、国の機関委任事務であるという関係上、事務の移管を受ける地方自治体の方の考え方なり希望なりというものと密接に関連をいたしているわけにございまして、

午前中の委員会でも御説明申し上げましたように、検討のある段階におきましてはそのすべての登録証明書の調製作業を地方入管局が行うのではなくて、その外国人人口が一定数以上を擁する大きな地方自治体におきましては、その機械を備へつけてその窓口で作成するということも考へてい

いんじやないかということで御相談をしたのでありますが、種々紆余曲折があつた末、ばらつきが起くるのは困るという一般的な御意見でございまして、要するにオール・オー・ナッシングだと。全部の市区町村の窓口で備へつけるか、あるいは全部の窓口で備へつけないで、すべて地方入管局でやつてもらうかどつちかにしてくれというのが總意であるように承知いたしましたので、前

者は不可能でございますから後者になったわけでございます。

三千三百余りの市区町村の窓口は数百万から一千万近くもする機械を備えつけるといふことは、恐らく予見し得る限りの将来不可能であろうと思ひます。したがって、もしこの「当分の間」といふことに実体的な意味があつて、現在のつくり方を變えろとするならば、一つの事例としては、その地方自治体の方で、当初法務省側が示唆いたしましたように、外国人人口が一定以上の大きな市区町村においては自分でその調製をするという方向にいきますといふようなことになった場合には、一定の修正を加えてそれらの市区町村のみには機械を備えつけてその場でつくつていただくといふこともあり得ないことではないかと思ひます。そういう意味で、現在のやり方が未来永劫確定したものではないといふことを示唆する意味もあるわけでございます。

○猪熊重二君 当事者の立場からするとこういう点を非常に心配しておられるわけなんです。現行のように市区町村の長の申請を受けて証明書も発行するといふことになると、実際の話が、期限を超過してきてもまあまあというものの取り扱いはあると。まあまあということになっているわけなんです。ところが、登録証明書の作成事務を地方入管事務所に持つていくと、まあまあじゃなくて、あ、こいつはおくれているとか、これは届け出ができていなかったとかいふふうなことで、いわゆる届け出あるいは変更登録、こういうことについて違反といふものが入管にはつきりわかることになると、市区町村の場合にはまあまあと、入管の方はだめだめといふことになったんじや、ちよつと忘れた場合だつて何だつて今までは非常に取り扱いが厳しくなつて、じゃんじやん告発でもされた日にはたまつたものではないといふ心配もあるわけなんです、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(小林俊二君) ただいま御説明申し上げました経緯からも御理解いただけますとおり、

入管局といたしましては、すべての登録証明書の調製を地方入管局で行わせるといふことを初めから予定して主張してきたわけではございません。そのことからまあわかりただけだと思うのでありますが、地方入管局が調製といふ物理的な作業に参画するといふことを通じて、実際の登録業務の執行に關して地方入管局が指導監督といったような機能を果たすことを私は決して期待はいたしておらないわけでございます。

○猪熊重二君 期待してはいないといふんじやなくて、そのことを理由にしての告発だとかどうとか、そういうふうな新しい事態は発生させませんといふふうにお答えはいただけませんか。

○政府委員(小林俊二君) その作業の実施に当たりまして、例えばその写真が欠落していたとか、明らかに過誤による瑕疵があるとかいふようなことに気がついた場合には、その關係の市区町村に連絡をして、これはこうなつてゐるけれども、こうじやないのかといふようなことを注意を促すといふようなことはあり得るかと思ひますが、これはあくまで物理的な作業の一端でございます。それ以上のものでない地方入管局が何らかの機能を果たすといふことではないといふふうに御理解いただいてよろしいと思ひます。

○猪熊重二君 ぜひそういうことで、つくる仕事だけで、それ以上の余計なものを見たり告発したり、余計なことはせぬようなことで運用していつてもらうといふふうにお願ひしたいと思ひます。

ところで、ラミネートカードでつくるといふことになると、現在の自動車運転免許証とほぼ同じようなものができるのかと思ひますが、もし同じようなものだとした場合にこれの偽造、変造の可能性といふふうなことにいつてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 私どもが承知するところによると、警察庁におかれても運転免許証の偽造の防止といふことにはいろいろと工夫を凝らしておられるようでありまして、私どももそうした知恵をおかりして、今後この登録法改正が施行

に移るまでの期間内にさらにその偽造を困難にするような工夫で実施可能なものがあれば取り入れていきたいと思ひますので、ラミネートカード化といふ機会をとらえて従来に比して偽造といふことが困難になるといふことは十分期待し得るのではないかと考えております。

○猪熊重二君 私は、この登録証の中に指紋を刷り込むといふか転写するといふことについて少しお伺ひしたいんですが、まず登録証明書には写真が刷り込んである。それから登録事項である二十項目が記載されている。そうすると、写真とそれ二十項目に対する質問といふか疑問をいろいろ問ひ合わせるというか、こういうふうなことをすれば登録証明書の写真と記載事項だけでその人間の同一性などといふものは一〇〇%判明する、このように考えますが、いかがですか。

○政府委員(小林俊二君) ラミネートカード方式の登録証明書を採用することによつて証明書による同一人性確認の機能といふものが増進されるだろうといふことは期待されるわけでございますが、先ほどからもお話し申し上げておりますとおり、写真による同一人性の確認といふものは最終的な決め手とはなり得ないものでございまして、あくまで写真と指紋との機能における差異は今後とも存続すると言わざるを得ないと存じます。

なお、その登録証明書と運転免許証の写真の違いでございますが、登録証明書の場合には本人が提出する写真をそのまま使うことにいたしてあります。一方、運転免許証の写真は原則として所管の警察署におけるあるいはその他の指定の場所における官側の撮影によつて得られた写真を使用することになつております。したがつて、同一人性確認という面における写真の機能は運転免許証の方が大きいといふことも言ひ得るわけでございます。そうした方式を採用することについても法務省においては検討はいたしましたけれども、市区町村あるいは都道府県との協議の結果、現在までのやり方をその点で変えるといふことはあらず

もがなな摩擦を生ずるおそれもあるという御意見が強かつたので、この点は断念をしたという経緯もございします。

○猪熊重二君 確かに、今入管局長がおっしゃる通りに、運転免許証の場合には試験場に本人が行つて、向こう側の機械に顔を出して、出してといふか向こうの係員がもう少しあごを引くとかもう少しこういふふうにしるとか言つて確かに撮つた写真であつて、皆さんよく撮られてゐる。ところが、御自分で持つてくるものだから變なものを持つてくる人もあるいはいるかもしれないその差異があることはわかりますけれども、しかしどっちにしたつて五年間ですからね、五年でそんなに年とるわけじやない。五年には五つしか年とらないんですからそんなに變わるわけじやないで、写真と登録事項で十分にはつきりするんじやなからうか、私はこう思ふんです。

今おっしゃる通りに、いやそういうわけにはいかぬ、どうしても指紋が必要だ、こうおっしゃるんだとすると、登録証明書に指紋があることによつて本人の同一性を確認するための資料になるかならないかといふことについて、私はこれが資料になり得る場合はほとんどないと考えているんです。どうしてかといふと、まず今申し上げてゐるのは、何度もしつこいようですけれども、登録証明書における指紋の転写の問題です。それから、市区町村の長なり担当者ですけれども、これじやわからぬと言つたときには指紋登録台帳なりあるわけですから、そのときには指紋が見られるわけ、証明書を押しである指紋を照合する必要は何もないわけですね。ですから、市区町村の長の場合には登録証明書にあることは必要ない。そうすると、それ以外に登録証明書に押しである指紋によつて人の同一性を判断するといふふうな場合はどんな場合をお考えなんですか。

○政府委員(小林俊二君) 登録証明書に指紋が表示されているといふことの意味につきましては、照合といふケースがもちろんございしますけれど

も、その前にその登録証明書の不正使用を抑止するという心理的な効果が極めて大きいという問題があるわけでございまして、むしろ日常的にはその機能の方が大きいと言つてもよろしいかと存じます。

照合につきましては、照合を求められる事態、例えば挙動不審の外国人が司法警察官によって、警察職員によって認められた場合にその提示を求められて、その提示された登録証明書の本人であるのか、名義人と本人が一致しているのかどうかというのを確認する必要があるといったような場合、あるいは入国警備官が通報によって不法就労者あるいは不法入国者が検挙されているといったような情報を得て現場に踏み込んで、そこで容疑者を発見してその容疑者の身分事項を確認するために登録証明書の提出を求めるといったような状況が考えられるわけでございします。

そうした場合に、提出された——提出されなければならぬけれどもまだ対応いたしませんけれども、提出された場合に、提出されたその登録証明書の名義人が提出した本人であるかどうかという確認をする必要があるという場合も生じるわけでございします。こうした場合に、そこに押捺されている指紋と所持している本人の指紋との照合という問題が生じるわけでございします。ここで、先生が恐らく御指摘になりたい点は、しかし強制的に採取するわけにいかないじゃないかということであらうかと思ひますけれども、まず第一に、その所持している本人が自分のものであるということとを積極的に立証しようと思えば任意に指紋を押捺すればそれで済むこととございまして、それで押捺された指紋との照合の結果立証されるということも大いにあり得るかと存じます。

それからまた、そうでなくともいろいろな職務質問を通じて本人のものではないという疑いが極めて濃くなった場合には登録証明書の不正行使という容疑が生ずるわけでございします。他人の登録証明書を譲り受ける、あるいは他人の登録証明書を行使するということは外国人登録法に定める犯

罪でございします。したがって、刑事訴訟法に定める手続によって強制的に本人の指紋を採取するという段階に移行するということも大いにあり得るわけでございします。

○猪熊重二君 問題をそうごとくことと言わなくても私の方も困るんです。というのは、私はこの証明書の所持人に間違いありませんと言って本人が押す場合があればそれで照合できるなんて言うけれども、そんなことをここで今論じられても困るんです。きのうも申し上げたように、本人の任意で押す場合とそうでない場合とをこつちやにして話されても困るんです。

その次の問題として犯罪の容疑がある場合に、逮捕するというふうな場合には、証明書に指紋があらうとなかろうと、取っ捕まえて指紋を押させりゃいいじゃないか。それは犯罪の問題なんだ。私が申し上げているのはそんな自発的に押す場合でもないし、犯罪を現に行うとか、あるいは犯罪を行った疑いが明らかであるとか、こういうふうな場合、これもまた押すのはそれは別の問題です。そうじゃなくて、登録証明書に指紋が押して

あったとしても、この指紋によって登録証明書の所持人の同一性を類別する、判定する場面というのは、私が考える限り考えられないんです。任意捜査でなんか押させられないんだから。任意捜査で指紋を押させることはできない。あなたが言うように自発的に押せばなんて言うけれども、そんなことを考えている段階じゃない。強制捜査なら押させることはできますよ。そのときにはこんなところを見なくたって捕まえていつて押させて、原票と合わせりゃいいんであって、何でもなしにに対して指紋を押させて照合するという場面はあり得ない。

だとしたら、ここへ何で運転免許証みたいな登録証に顔のほかにべたんと押させておくのか。それこそ嫌がらせ以外にないだろうと、こう思うんです。いかがですか。実際にあるんですか。ここに押してあることの効用が、意義を発揮する場合があるんですか。

○政府委員(小林俊二君) 先ほども申し上げましたように、指紋を登録証明書に表示するということの最大の意味は、この不正使用を防止するというところでございします。そのために、私どもの承知する限り、指紋制度が導入されて以来、成人のすなわち指紋の表示されている外国人登録証を他人が使用していた、不正に所持していたという事例が発見されていない、発見されているのは子供のケースだけであるということも御説明申し上げたことがあるかと存じます。したがって、この抑止効果、抑止機能というものが最も日常的に重要な意味を持つていらっしゃるということとございします。

それから、照合という件に関しても今申し上げたようなことがあるんです。犯罪ということであるならば、刑事訴訟法手続の面に移り得るということに、強制的に押させたとしても、この押させたいものを照合する相手となる指紋がなければ照合ということとはできないわけでございしますから、その場合にも本人が登録証明書というものを保持していた場合にはそれとの照合というものは可能になる。初めてそこで可能になるということもあり得るというところでございします。また、その登録証明書の不正行使ということ自体が外国人登録法に定める犯罪であるということが、そうした状況に移り得ることをまた容易ならしめるのではないかと考えております。

○猪熊重二君 抑止力については私は申し上げたいことは山ほどあるんだけれども、ほかのことももう少し聞かずにやならぬことがありますのでその点はやめておきます。

それで今度は、再度の指紋押捺に関して若干お伺いしておきたい。改正法のもとにおいても再度の指紋押捺をする場合がある。条項的には三類型にしてあるわけですが、「既に押した指紋の指を欠損している場合」、この場合は理論的には、その指がなくなつてしまつたんだから、今度押すということは一度押すということと論理的には同じことになるだろうと思ふんです。その次に、登録原票及び指紋原紙のいずれもが紛失、滅失したと

き、もしくはその指紋が不鮮明であるとき、これもまあまあやむを得ない場合ではあるだろうとは思ふんです。

ただ、私がここで心配するのは、鮮明、不鮮明というふうな判断を市町村の長がした場合には、市町村の長は意地悪くすればちよつと薄くなつたら不鮮明だと、こう言う。こつちから見ればまだよく見える。この鮮明、不鮮明というふうなことに對してはどのような判断の相当性というふうなことに對してはどういうことが担保になるんでしょうか。

○説明員(佐藤勲平君) まず、今委員仰せられたとおり、不鮮明かどうかという点の判断は市町村長が行うこととなつておりますので、命令を受けた本人はその押捺を命ぜられたという立場に立つてその判断の結果を知り得るという立場に立つことは申すまでもないところであります。ただ、事実上その指紋押捺するという場合は市町村に備えつけてあります登録原票に押すということになるわけであります。その登録原票の様式といひますのは、前の指紋と次に押す指紋との指紋欄が並べられるような様式になつております。そのために、押捺を求められてその原票を出されればその前に押した指紋がすぐ自分の前にあるわけでございします。その状況は見ることでございします。ということが言えようかと思ひます。

それから、不鮮明かどうかという点の判断の問題ですけれども、市町村がこの十四条五項の規定に基づいて、いわば法律に基づいて行う判断行為でありますし、押捺を命ずる行為自体に違法が生じるとか、また不当なことになるということはないとふに考えております。

ただ、それに対してどういう担保があるかという御質問でございします。一応行政処分につきましては委員御承知のように行政不服審査法という法律がございまして、この法律の第四条には行政不服審査法の適用を排除する規定がございします。これの一項の十号というところの「外国人の出入国又は帰化に関する処分」というのは行政不服審査法の対象から除外されておるということと

ございますが、この問題については除外されてい
ないというふうに考えております。

○猪熊重二君 写真の鮮明、不鮮明よりも一番大
切なのは、一番目の要件である登録されている者
と登録申請者の同一性が指紋によらなければ確認
できないとき、このときを拡大解釈すると今と全
く同じになるし、もしこれを非常に厳格に解釈し
て、いやでできるということになればもう一
回限りということとは本当に確定するわけなん
です。同一性が指紋によらなければ確認できないと
きということに関連して、一般的には、先ほどか
ら申し上げているように、写真と登録事項に対す
る質問ということによって同一性が確認できるわ
けですが、それでもできないときに第三者による
証言によって確認するというふうなことにしてい
てはどうお考えなのか。

特に、昭和六十年五月十四日の通達は今でも
生きているのか、この通達の趣旨に従って第三者
の証言によって確認するというふうなことも考え
ておられるかどうか、この辺をお伺いしたい。

○政府委員(小林俊二君) まず第一に、この点は
委員御指摘のとおり、地方で余りにばらつきが目
につくようでは困るのであります。したがって、
そういうばらつきが生じないように当局におきま
しても新しい通達あるいは研修のような機会を通
じて全国的に画一的な処理が行われるように努力
をするつもりでおります。

そこで、そのいわゆる五・一四通達でございま
すが、この通達は現在なお生きております。実際
には、この改正法を御承認いただきまして、それ
が施行されるまでは現在と同じような格好で残る
わけでございますが、この改正法が施行された後
における取り扱いにつきましては包括的に見直す
必要がある部分が生じ得るかと思ひますので、そ
の際その五・一四通達の訂正という格好でこれを
修正するか、あるいは五・一四通達は一応廃棄し
てこれにかわる新しい包括的な通達を出すことに
するか、この点につきましてはまだ検討いたして
おりまして結論を出しておりません。

しかしながら、特に御指摘の第三者による証言
という方式は、今後利用する余地があるのでは
ないかというふうに考えております。すなわち、
外国人登録法に定める市区町村の長の調査の一環
として利用される余地が残るのではないかとい
うふうに考えております。

○猪熊重二君 この通達の趣旨を入れた上でのま
た通達とかあるいは協議会の開催とか、こういう
ことは非常に結構だと思ひます。そのときに、本
人にも納得してもらおうということについても十分
に本人の意見も聞くというふうなことも入れても
らいたいと思ひます。こんなことで国じゅうで
けんかしていてもしょうがないんです。ですから、
どうしてもあなただからぬと、だつたらしょうが
ないから、もう一回押させられてもやむを得ぬな
と本人に納得できるようなことで、本人との協議
というふうなことにしてもこの通達なり何なり
やる場合にはまた考えてやってもらいたいと思ひ
ます。

それから、これに関連してちょっとお伺いま
すと、一回指紋をもう押したから二度目は要ら
ないということに関連して、在日の外国人が再入
国ということも考えず、あるいは再入国という
ことを考えたけれども、再入国の許可も得ずに出
国して再入国したときに、既に指紋を押したこと
のある者に当たるのか当たらないのか、その辺は
どうでしょうか。

○説明員(佐藤勲平君) お答えいたします。

外国人登録法の第三条は新規登録の要件を定め
ておられるわけでありましても、この定めるところ
によりまして、ちょっと読ませていただきますと、
「本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき、
」括弧がありましますので「ちよつと除きますが、
」入つたときはその上陸の日から九十日以内に、
「登録の申請をしなければならぬ。」というふう
になっております。そして、今外しました括弧の
部分は、「入管法第二十六条の規定による再入国
の許可を受けて出国した者が再入国したとき、
それから同じ「入管法第六十一条の二の六の規定

による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者
が当該難民旅行証明書により入国したときを除
く。」というふうになっておまして、したがつ
て、今の再入国とそれから難民旅行証明書による
入国の場合は新規登録の必要はありませんけれ
ども、今委員おっしゃった、前に在留したことがあ
るといふことだけでは新規登録の申請義務が免除
されておきません。この段階では新規登録とい
うことをするということになっております。

外国人登録法はそういう意味で今の再入国と
難民旅行証明書による出国、入国というのはい
法律上継続した在留というふうに見えるわけでご
ざいます。そのような前提でこの登録法が理解さ
れておるといふふうに考えられるわけでありま
す。

さらにつけ加えて申し上げれば、二重申請の禁
止の規定とか、それから外国人が出国の際には登
録証明書を返納するとかいう規定もそのような仕
組みを前提として初めて理解されるところであり
まして、そのような前提から考えれば、この十四
条にあります「これらの規定により指紋を押した
ことのある者」というのは、委員の言われた、前
に在留したことがある者というものはここには
入ってこないというふうに理解せざるを得ないと
思っております。

○猪熊重二君 最後に、指紋及びその登録証明書
の問題に関して大臣の御意見を伺いたいと思
ひます。

大臣、非常に人情家で、また困っている人のた
めにできるだけという、このお気持ちにはわかるん
です。さらにもう一步私が申し上げたいのは、き
のうの参考人のときに申し上げましたけれど
も、入管局長は盛んに抑止力、抑止力と言われ
ども、今から三十年も前のこと、昭和三十年以前
のこと、このときに仮に、現在いる在日韓国人・朝
鮮人の関係者の方が仮に登録証明書にしろ悪いこ
とをしたとしても、それはもう三十年も昔のこと
なんだ。それ以後はほとんど悪用はされていまい
というのを局長自身も認めているわけだ。そして、

悪用されていないのは指紋があるからだというの
が局長の見解になるわけだけれども、この間も申
し上げたように、今から押す人はこし十六に
なった子、あるいは来年なる子なんです。この子
が押させられるわけなんです。三十年前のお父さ
んだかおじいさんだかおじいさんだか知らぬけれ
ども、その人が仮に悪用しようがしまいが、これを
三十年もたつてから、まだ生まれてもいなかった
ときの悪いことの問題としておまへ押せと、こ
んなの抑止力なんという全然わけのわからぬ概念
でやられたんじやたまらないんです。

だから、この指紋を押すという問題について、
今私が申し上げたような事情を含めて大臣として
の御見解を承りたい。

○國務大臣(遠藤要君) 先ほど、矢田部、安永両
委員にもお答え申し上げておる次第でございます
が、この法案の提出は、御承知のとおり、一歩でも
改善して外国永住者の方々の不満の一部を解消せ
しめたいという気持ちで提案をいたしましたわけで
ございまして、まだまだこれで満ち足りたという考
えは私も持っておりません。しかし、御承知のと
おり指紋押捺拒否者が出る、さらにまたそれに
よつて罪に問われるというふうなことが重なり
合つておつては、永住者の気持ちと日本国の立場
として一体どうかというふうな点を考えると、
もつとやはり永住者に対して快適な生活を送つて
もらうような方法に努力すべきだというふうな私
は信念でございまして。

それで立法に当たつて、大臣就任当初からいろ
いろこれに手を入れたわけでございましてけれど
も、なかなか自分の思うようには進んでいかぬ。
しかし、刻々とそのために罪に問われる人がふえ
てくる、そういうような点に焦りも感じました。
しかし、最小限度の、今会期においても皆さん方に
御審議を煩わすにはこれが精いっぱいという法
案がこのとおりになったと、そういうふうな心情
もひとつ御了察をいただいて、重ねて申し上げま
すが、先ほど矢田部委員なり安永委員にもお答え
申し上げたとおり、先ほど来先生からも御指摘に

めに開く国際博覧会でございます。

○橋本敦君　その国際博覧会の中核的な施設として花の休憩所というものがつくられる。この花の休憩所というのはジャングルの熱帯植物からアルプスの高山植物までを集めた我が国最大級の植物園にする、こういう規模壮大なもので、面積約七千平米、そして総事業費は四十一億を超えということ、まさにこの事業の第一号事業として着工されている、そういう重要な事業であることは

間違ひありませんか。

○説明員(中山晋君) そのとおりでございます。

○橋本教君 こういう大きな、そしてまた、国として積極的に進めている事業に、業者が談合等暗い影があるのは犯罪の影、こういうものをこの事業に植えるようなそういう不法行為をやるといふことは国としても許すことができない、そういうものだと思っておりますが、どうお考えですか。

○説明員(中山晋君) 非常に好ましくあらざる問題であると思っております。

○橋本教君 当然のことですね。

ところで、朝日新聞が大きく報道したところによりまして、この問題の空調設備工事は、空調機器などの空調本体、それとも一つは換気、ダクトなどの配管系統、この二つに分かれて入札をされているようですが、大手の指名十二業者がこれに参加をして、十六日入札がそれぞれ行われたという事実は、これは間違ひありませんね。

○説明員(中山晋君) はい、そのとおりでございます。

○橋本教君 きのう質問通告をしておきましたから既にお調べと思えますけれども、この二つの工事について空調本体を入札した会社、配管系統を入札した会社はどういう会社ですか。

○説明員(中山晋君) 一つは朝日工業社でございます。もう一つはダイダイン株式会社でございます。

○橋本教君 朝日工業社というのは空調本体を入札した会社ですか。

○説明員(中山晋君) 空調設備その一、その二と分かれておりまして、今おっしゃったように本体というところで私把握しておりません。

○橋本教君 もう一つ名前をおっしゃった会社は配管系統ですか。

○説明員(中山晋君) 私の手元の資料では設備その一、その二になっておりまして、配管かどうかというのとはちよつと持ち合ましておりません。

○橋本教君 それじゃ、要するにその二社がそれぞれ入札したということはわかりました。

今、大阪市はその契約にストップをかけている、こういうことですが、その報告を受けていますか。

○説明員(中山晋君) はい、そのとおり受けております。

○橋本教君 契約にストップをかけたその理由は、どういふ理由だと報告を受けていますか。

○説明員(中山晋君) 談合の疑いありというふうに聞いております。

○橋本教君 この事件について新聞が報道するところによりまして、十六日に入札が行われるけれども、これに先立って八日と九日には実は談合がなされた。それで、それぞれその二を今おっしゃった会社が入札するというところに談合の結果決まった。そして入札が行われる十六日の日には、これは大阪府役所近くの喫茶店で談合の仕上げをする、そのためのいわゆる札渡しと言われることが行われるという内部告発の情報が朝日に寄せられた。朝日新聞はそのことを大阪府に通告をして、結果ふたをあけてみるとそのとりの会社が札渡しをしているというところが一つは明らかになっている。だから、まさに談合の結果だという疑いが濃厚であります。

それだけではなく、十六日朝の札渡しと称せられるそれが市役所の近くの喫茶店で行われた、この事実が現に確認をされているわけでありまして、札渡しというのはどういうことかというようにお考えになるかもしれないが、要するに談合の結果落札する価格が決まっているので、入札をしないほかの業者に、これこれ以上の金額で、あるいはあなたは幾らで札を入れなさいということをして紙を渡してそれぞれに指示する、そういうことでありますから、まさに談合の仕上げであります。

そういうことが実際にその通報どおり当日の朝喫茶店で行われたということで、その模様は新聞で堂々と報道されている、こういうわけでありまして、まさに現場が確認をされた、こういう事実であります。そういう状況で、大阪府としてもこの問題については契約をそのままするわけにいかないというところで、急遽契約中止の処置をとったというところだと思ふのですが、そういうように報告を受けていますか。

○説明員(中山晋君) 調査をしているという報告は受けておりますが、その現場をおしやつたように押さえたという話は聞いておりません。

○橋本教君 そうですよ。私は現場を市役所が押さえたとは言っていないんです。現場が押さえられた写真まで報道されている、そういう重大な事実の明るみに出た状況であるということは報告を聞いていますか。

○説明員(中山晋君) はい、聞いております。

○橋本教君 刑事局長、談合罪というのは、構成要件的に言いますと刑法九十六条ノ三だと思ひますが、わかりやすく言えばどういふ行為を処罰するということなんですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 公正な価格を害しあるいは不正の利益を得る目的を持って談合したということが構成要件になつておるわけでございまして、これはもう少し解説いたしますと、入札者あるいは競売人があるいは通謀いたしましてある特定の者をして契約者にする、そのためにほかの者は一定の価格を決めて入札するとあるいは入札をしないとか、そういったことを協定することをいうというふうに言えると思ひます。

○橋本教君 罰則はどうなつておりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 二年以下の懲役または百万円以下の罰金であります。

○橋本教君 これは公の公売入札に關してその不正を許さないために設けられた規定ですね。

○政府委員(岡村泰孝君) そういふことでございまして。

○橋本教君 したがって、もうけのために、公正であるべき公の入札及び事業の遂行という公益的な事業に、私利私欲をもつて不正を働いてこういった行為をやるといふことは、厳しく処断するのは当たり前でありまして、

そこで、刑事局長、今御説明いただいた構成要件、よくわかりましたが、その点からいへば、今私

が指摘をした大阪の花博工事に關連をしたこの問題で、業者が特定の者を入札したことに談合して合意し、それを行うためにほかの指名入札業者には特定の価格以上の価格で入札するようにそれぞれ札渡しをして、そして相意思を通じて入札をするという行為をやつたというこの事実が新聞で報道されているとおりの事実だとすれば、私はこれは刑法で言う談合罪に該当する違法行為だときつぱり言わざるを得ないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘のような事実關係が証拠によつて十分に証明されるならば、刑法九十六条ノ三の談合罪に当たり得るであらうというふうに思われます。

○橋本教君 建設省、お聞きのとおりであります。したがって、建設省としても、大阪府は工事を中止して調査すると言つておられるようでありまして、この工事は国の責任においても進めている大事な工事でありまして、まさに談合罪に該当する疑いが十分ある事実として徹底的に調査を国としても大阪府に指示をするのが当然だと思ひますが、その指示はしていただけたでしょうか。

○説明員(渡辺弘之君) 先ほど中山室長から申し上げましたように、本件につきましては、大阪府が現在鋭意調査中というところでございまして、その結果を見守るといふふうに考えておるところでございます。

關係方面の御調査の結果、仮に法令に違反するような事実が明らかになつたという場合におきましては、建設省といつたしましても厳正な措置をとる所存でございまして。

○橋本教君 厳正な措置をとられるのは結構ですが、大阪府の調査を単に見守るだけでなく、国として厳正な調査をするよう大阪府にも指導を強められたい、こういうことですが、これはできるでしょうか。

○説明員(渡辺弘之君) 本件の工事につきましては、発注者は大阪府ということでございます。大阪府がみずからの責任において適正な業者を選正

な手続により落札し工事を発注するというふうには本来なっているわけですが、そうした考へ方にとつて大阪府がやられているというふうな考へていられるところがございますけれども、仮にそうしたことに疑念があるならば大阪府としても十分に調査して厳正な対処が行われるものと信じておるところでございます。

○橋本教君 もう一つ国の方は腰が弱いですね。

談合罪の刑事犯が成立する具体的なおそれと重大な疑念があることを私は指摘して、それは避けられない、刑事局長も答弁されたとおり。だから事実とすれば国としても厳正に措置するとおっしゃっているわけですから、大阪府の調査は調査として当然やるべきですが、国としてももっと大阪府に対して厳しく指導すべきだと、こう思います。しかし、調査の結果違法行為があれば厳重に対処するというのですから、ぜひ対処してもらいたい。

そこで刑事局長、この事件について、大阪府は前からこういう談合罪があった経緯もありまして、実は、談合罪が、言うまでもなく内輪での談合です。それからなかなか証拠がつかみにくいということもあって、立件するまでに至らない経過もいろいろあるわけです。しかし、今度の場合は国が関与する国際的に花博として大きく打ち出す重大な事業でこういう汚職、腐敗、違法行為が行われるということは国としても放置できないわけでありまして、今私が指摘したこの件について検察庁としても十分捜査あるいは調査をするという姿勢で臨んでいただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 大阪地検といたしましては昨日の朝日新聞の報道は承知しているところであると考へております。こういうような報道がなされたことも踏まえまして、大阪地検といたしましては適切に対処するものと思っております。

○橋本教君 具体的な告訴あるいは告発ということもなされて、新聞その他で犯罪の端緒を認知し得れば当然捜査権の発動ということはある得るわけ

で、大阪地検においてもこうした報道については重大な関心を持って捜査責任者として対処しておられる、こう伺つてよろしいですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 本件に關しましては、何分昨日の報道で初めて大阪地検も知ったことであらうかと思ひます。それを知りました以上は、やはり関心を持って対処するものと思つております。

○橋本教君 こういった重大な違法行為については徹底的に解明するという検察の姿勢を貫いて捜査を遂げていただきたい。どういふ発展をするかわかりませんが、そのことを厳しく要求してこの質問は終わりたいと思ひます。

これで一般質問は終わりましたので、建設省、ありがとうございました。

それでは、続きまして外国人登録法の法案に關して質問をいたします。

法務大臣は、前回の質問でもきょうの委員会でも、この指紋押捺制度ということについて将来は検討するという方向でいろいろとお考へいただいております。御答弁をいただきました。今度は改善だといふお話があるのですが、指紋をとるといふそのこと自体は一回であれ何回であれ変わらないわけですね。

そこで問題は、その指紋をとるといふ国家権力が法の強制で指紋をとる、そのことに人権の問題として、あるいはプライバシー侵害の問題として大きな問題があるということ、今日国際社会の中で日本はどうかという議論をしているわけですから、一定の改善論ということにとどまらないで、やはり基本的に指紋をとるといふ制度そのものがどうかといふことに、大臣がおっしゃるようによ、将来も深く突っ込んで検討していただきたいといふことであります。

その際、具体的にこの指紋制度にかわる代替措置としてどういふものが考へられるか、私どもは写真でどうかとか、いろいろ申し上げてまいりました。どういふことが考へられるかといふことについて、将来積極的に検討をするために政府部内

に適切な機関を設置していただいて、その検討を進めるといふようにしていただく必要があるのではないかと考へます。大臣はわざわざ、いつまでも私が大臣していいないので、必ず申し送りしておきますといふことを国会において明らかにされておりますが、その申し送りの前に、大臣の御指導でそういった研究機関、そういうものを設置するといふことでやっていたらどうかと思ひます。

○国務大臣(遠藤要君) 今、この改正案を御審議を願つておる、間もなく時間の問題で採決していただけるものと、こう承知をいたしておりますけれども、それに当たつて今、これからの問題を申し上げるといふのもちよつとどうかと、こう思ひますけれども、私自身としてはこの改正法が定着して、その結果を見守つていかなければならぬといふことも一つございします。そういうふうな点を考へて、何としても永住者の方々に快適な生活をやつてもらおうといふことが大切なことだな、こう思つております。

そういうような点で、改善すべき点は、自分たちがこの法案をつくつたんだから法律は守つていかなければいけないんだといふことだけでなく、そして処罰を目的としておるのではございせんから、そういうような方向でこれから進めていきたいと思ひますけれども、まだ改正案が、時間の問題ではあると思ひますけれども、その矢先に今ここでこういうふうな審議機関をつくつて次に対応したいといふようなことは、私もまだ大臣はいましばらくやつておられると思ひますので、その間に、この成立後に改めてまたお話し申し上げる機会もあるのではないかと、こう思つております。御理解願ひたいと思ひます。

○橋本教君 私がそういうことを大臣にまず申し上げたのは、大臣のお立場もよくわかつてはおりますが、衆議院の委員会の附帯決議で、指紋押捺制度にかわる制度について検討することといふことが全会一致で決められていたわけですね。だから、この附帯決議の尊重と実行という意味におい

て申し上げた次第でございます。

あの附帯決議についてどうお考へでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君) 附帯決議も法案が通つてからのことでございまして、法案が通れば何といおうと附帯決議を尊重して、推進していきたいという考へでございます。

○橋本教君 それでは、これはまあその程度に伺つておきます。

局長に伺いたいんですが、今度一回だけになったというのは、法案の立て方として、例外的にそれが規定されるにとどまつていられるという形であるのではありませんか、この改正法案について、私の言う意味がわかりただけかどうかわかりません。つまり、指紋は一回だけにしたということ、表の、真つ正面の仕組みではなくて、指紋をとるんですよ、これが法の基本的な建前であつて、例外として一回押した人は五年ごとに押すようなことは今度しなくていいようにしますよといふ、前進だとおっしゃる面は建前から言へば例外的な措置としか見られていないのではございせんかといふ質問です。質問の趣旨は明快でしょう。

○政府委員(小林俊二君) 五年に一回、要するに一生に一回とられるといふことは例外であつて、実際にはいろいろな理由で結局五年に一回とか何回もとられるんじゃないかと、そういう……

○橋本教君 そうじゃありません。

○政府委員(小林俊二君) それじゃちよつとまだ御趣旨をはつきり把握し得なかつたように思ひます。

○橋本教君 そうですか、じゃ委員長もう一度。今度改善だ改善だ、こうおっしゃるんですが、この改正法案の仕組みを見ますと、十四条で、原則として一回とか何回とか言わずに、「十六歳以上の外国人は、云々と、こうあつて、登録原票及び指紋原紙に指紋を押さなければならぬ。」こう書いてありますね、十四条、十四条はこれだなんだ。だから、これが法の建前として原則なんです。十六歳以上の人は皆さん指紋を押さなければならぬ。ただ、何回かといふことはこ

ここに書いてない。その何回かということについて改善だとおっしゃるのは、その十四条の第五項で、「第一項及び第三項の規定は、これらの規定により指紋を押した者の者に適用しない。」、こうなりますから、だから除外規定として一回指紋を押した者はもう押さぬでもいいんですという意味の除外規定として法の仕組みとしてはできていないということになっているじゃありませんか、建前としては、それはそれでいいです。

○政府委員(小林俊二君) そのとおりであります。○橋本教君 そこで、要するに指紋を押せということなんです。一回だけだと言いうけれども、押した者は一回だけだと言いうだけの話であって、押すのが嫌だ、押すのを拒否した人についてはどうなるんですか。

○政府委員(小林俊二君) 押捺を確保するように行政的にも努力をいたしますし、また法に定める刑事手続の対象にもなるわけでありまして、

○橋本教君 つまり、今局長がおっしゃったのは十八条の規定によって罰則がありますと、押さなければ、こういうことですね。じゃ、その十八条の規定によって罰則がある前にこの一回の押捺を嫌だと言って拒否した人は今度はいきなり十八条の刑罰によってその行為が強制されるというより前に、さらに何回も押さないということを法制的に強制される仕組みがあるわけでしょう、違いますか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録法は指紋押捺について物理的な強制は規定いたしておらず、あくまで行政的な指導と刑罰による担保ということに依存しているわけでありまして、

○橋本教君 その行政的指導はおきましよう。刑罰による威嚇、それも後で触れます。そして私が聞きたいのは、もしそれを押さなかったということになれば、いいですか、押さなかったということになれば、今度は登録証明書の切りかえ交付、これが五年ごとということが短縮されるといふような不利益を受ける、そういう意味の行政的不利益が強制されるのはありませんか。

か。○政府委員(小林俊二君) その規定は行政的な不利益を目的とするものではございませんで、要するに押捺された指紋という同一人確認の最終的な決め手が提供されていない者についてはより期間を短縮した切りかえ登録によって身分の確認を行う必要があるという理論的な考察から生まれた結論であります。

○橋本教君 今のは何条ですか。○説明員(佐藤勲平君) 今度の改正案で御提案申し上げてある第十一條の第三項の新設規定がそれに当たるわけでございます。

○橋本教君 つまり局長、一般的に短縮するんじゃなくて一遍押さないという、その一遍の指紋押捺を嫌だと言って拒否した人に対する特別の今度の三項が今おっしゃるようになされた、こういうことですよ。そしてこの三項によりまして、「法務省令で定めるところにより、当該登録の時に当該登録を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において指定する日から三十日以内」、この間にもう一遍押し直さないということが言われることになるんです。

そこで聞きますが、「法務省令で定めるところにより、と、この法務省令というのはどういうものですか。○説明員(黒木忠正君) 委員、先ほどこの十一條三項が押捺拒否者のためという趣旨の御発言がございましたけれども、必ずしもそれだけではございまして、この三項に書いてあります該当する者というのはいろいろな場合があるわけでございます。

一つは、在留の資格のあることが確認されていない者、すなわち不法入国者とか不法残留者であります。それから、外国人登録法第十四条第二項本文に該当することにより指紋の押捺をしない者、すなわち在留期間が一年に満たない者も入ります。それから、同じく外国人登録法第十四条第一項または第三項に規定する申請が、代理人によつてなされたために指紋を押されていない者。具体的に申し上げますと、疾病その他身体上の故障によりみずから市町村の窓口申請のためには受領のために出頭できないために指紋を押していない者、これも入ります。それから、そのほかに指紋押捺拒否者という場合もございまして、在留の資格のない者というカテゴリーには一時庇護のための上陸の許可を受けて上陸した者といったようなものが入っております。

これらの者につきまして、確認の申請の期間につきましては、その該当者、それから登録の確認を指紋によらないで登録の確認をするという合理的な期間というものを定めて、それを省令に定めようということでございます。

○橋本教君 そこがよくわからない。もう一度端的に聞きますが、十六歳以上になつて指紋を押さない、私は私の信念と気持ちから指紋を押すのは拒否します、こういったことがあつた場合に、その人についてはこの十一條の三項のどこでどうするんですか。具体的に条文を示してここでこうすると言つてください。

○説明員(黒木忠正君) 十一條三項第二号でございまして、

○橋本教君 そこで私が聞くのは、それで法務省令で定めるところによつて云々ということあるの「法務省令」、これはどういうものですか、こういうんです。もうあるのか、これから定めるのか。

○説明員(黒木忠正君) ここにございまして「法務省令」と申しますのは、外国人登録法施行規則でございまして。現在この種の規定はございせんので、この法律が成立いたしましたならば外国人登録法施行規則の一部改正を行う、こういう段取りになります。

○橋本教君 私が明らかにしたかったのはそのことなんです。そこで、それがなければここに「一年以上五年未満の範囲内において」と云々と、こうなっているわけ、そうですね。

〔委員長退席、理事猪熊重二君着席〕

次について押せという命令を市町村長からもらうことになるのは一年で、あるいは三年でそうなるのか、五年でなるのか、これははっきりしていませんが、今現在。○説明員(黒木忠正君) ただいまのお尋ねの趣旨はちよつとわかりかねたんですが、一たん指紋の押捺を拒否いたしましたも、登録というものが行われればその者は引き続き指紋押捺の義務はずつと残っております。ただ、今度の規定では、従前は五年ごとに、仮に指紋押捺を拒否した人であっても次の確認の期間は五年先であるという規定でありましたものを、今度は一年以上五年未満の範囲内において次の確認の期間を短縮することができる、こういう趣旨でございます。

○橋本教君 だから、短縮される方は短縮される不利益を受けますよと、こう言ふんですよ、そうでしょう。ほかに何の理由もないのに短縮されるんだ、指紋の押捺をやらなかつたというだけで短縮される。だから、指紋押捺をやつたら五年でいいやつが、やらなかつたからというところで、ここに書いてあるように「一年以上五年未満」とどこに來るかわからぬけれども短縮される、こうなるんです。いいですね、そうですね。

そこで、一年以上五年未満だから、どの辺で二年にするか、二年半にするか、三年にするか、これはどういう要件で、だれが決めるんですか。

○説明員(黒木忠正君) これは先ほど申し上げましたこの一、二、三に該当する場合、いろんな場合がございまして。それぞれの場合に依つて、その内容に応じてこの種のケースは、例えばでございまして一年とか、このケースは例えば二年とか、三年ないしは四年というふう具体的に個々のケースについて法務省令で指定する。したがって、例えば今指紋押捺拒否ということだけを考へてみますと、それにつきましては例えば二年とか三年とかという期間を特定いたしました省令に規定する。したがって、市町村長はその省令に従ひまして、仮に二年と決まれば二年の期間を

指定すると、こういう形になります。

○国務大臣(遠藤要君) ただいまの御質問に対して、省令は最終的に法務大臣が決定いたします。

○橋本教君 それで、今おっしゃったように二号に關するいわゆる指紋押捺拒否に対して、一年以上五年未満の範囲内で省令で何年で決めるか、これは何年ぐらいの見当なんですか。これは大臣でなくても、実務ですから。

○国務大臣(遠藤要君) 法案成立後にいろいろの議論、社会環境等を考慮して決定したいと思いますが、今まだ何年ということはおぼろげです。

○橋本教君 しかし、何年ということが全然わからないというのは、法案の審議については重大な私は一つの欠陥だと思ふんです。というのは、指紋の押捺を拒否したら、今度は五年じやなくともっと短く言つてこれらるよということだけがわかつて、そして省令で決めるんだと、それじやそれはどのぐらいなのかということについて全然わからないよ。これはこの法を適用される人にとつて、言つてみれば白地で政府に問題を預けているようなことになるわけなんです。しかも、この期間で押捺を拒否するということになれば、再度押捺拒否という十八条違反の罪が成り立つということに刑事局長なんですか、どうですか。

○国務大臣(遠藤要君) 白紙でというわけではございませんが、とにかく一年以上五年未満ということでごさいます。さらにまた、これは我々も永住者に対していろいろPRその他もしていかなければならぬ。理解と協力を求めなければならぬ。日本国民も外国人も日本に居住する限りは、日本の法律というものは守つていただいでこそ初めて立派な社会、民主主義社会が構成されていく、こ

う思いますので、そういうような点の理解もちょうだいしなければならぬことだし、そういうような点を考えると五年未満ということでは、その中で、一応は指紋の押捺を拒否したけれども、それほどあれならば指紋を押さうという心境の変化といひましようか、日本の法律に対して理解をしていただく方も出てくると思ふんです。

それが、ほんと五年間投げておいていいのかどうか、なかなか向こうの方から出づらいつつあるのではないかなという感じもするので、どうでしょうかとその気持ちのところにこちらの方も理解をもちたいという点等も考えてみなければならぬのではないかなと、こういうような点を今検討しておるところでございます。

○橋本教君 お言葉を返すようですが、この点について私は大臣のお考えには賛成しにくいんです。

刑事局長に伺つておるわけですが、登録拒否をしますと十八条の違反の罪を成立させるということとが考えられるでしょう。その時効は三年です。今ですと五年ごとですから、次の五年先にもう一遍指紋を押せと言われてそれを拒否するといふまでにこの三年の時効は進みますから、時効は三年ですから今拒否した者はその責任は時効で消滅する可能性がある。ところが、今度こうなりまして五年以内に抑えられますから、例えば三年以内に抑えられ、今大臣は検討中だと思つてわからぬのですが、三年以内に短くされまして五年を待たずに二年先にもう一遍呼び出されて指紋を押せと、こう言われまして、前の押捺拒否罪それから、今なら五年で時効で消えて罪が重なりませんが、今度三年以内にもう一遍拒否をしますと累犯ということになる可能性があるんじゃないやありませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 累犯は「懲役二処セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日より五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ処ス可キトキハ之ヲ再犯トス」という規定になっておるわけでございます。したがって、仮に罰金刑に処せられた場合にはそれは累犯にはなりません。この刑法五十六條に記載されておりますように、懲役刑に処せられますと累犯になる可能性というのは出てくるわけでございます。

○橋本教君 私が言うのは、一つは時効の利益が失われるという可能性があり、そして實際刑に処せられれば今度は累犯ということになって追つか

けていけるということになって、改善とおっしゃいますけれども、一回というもののその一回の指紋の押捺を拒否すれば今度は期間を短くしながら行政上の命令とそれから刑罰の制裁の威嚇で追つかけるということ、結局指紋をとるまで追つかけるのではないだろうか。もしも数回拒否するということになってどうなるかと言え

ば、局長がおっしゃったように刑事上の刑罰の制裁があるということですから、刑罰の制裁を加えられますと今度は何回も拒否しているから

というところで、あるいは累犯加重ということでは法律上も刑が重くなつて罰金で済まされずに禁錮以上あるいは懲役という刑に処せられる。こうなりますと、今度は在留資格そのものを失つて退去強制命令の対象に法律上はなるのではありませんか。

○政府委員(小林俊二君) 押捺拒否というやうなことで懲役一年というやうなことになるかどうか私も全く見当つきませんけれども、仮にそういうことがあるとすればこれは入管法上退去強制事由には該当いたします。

しかしながら、我が国に在住する永住外国人の大半を占める韓国人、朝鮮人の場合には御承知のように協定永住という制度がございまして、日韓法的地位協定によつて七年以上の禁錮または懲役に処せられなければ退去強制事由の対象とはなりませんし、また事実上の在留管理上の配慮として均衡の観点から協定永住を持たない朝鮮半島出身者、一六と書かれていた方々、あるいは同じような立場にあつて特例永住を得た方々につきましてもこの日韓法的地位協定の規定を事実上準用しておりますから、七年以上の懲役に処せられるということがなければ退去強制事由の対象とはならないということでございます。

○橋本教君 それは運用の問題として局長はおっしゃるんですが、理屈の上では退去強制の要件に該当することは一切ないと、こう伺つていいという意味の答弁ですか、これははっきり聞きたいんですよ、局長。

もう一遍確認しますが、今のあなたの答弁は、いいですか、運用上も含めて一回の押捺を拒否したすべての外国人に關して私聞いています。在留朝鮮人だけじやありません、韓国人だけじやありません、これはもう外国人すべてに適用されるのですから、それでしよう。だから十六歳以上になつて指紋を押捺しないといふこの拒否をずっと続けるということになつて、結局刑罰の制裁を受けるということになる可能性がある。これは局長もお認めになつておられる。その刑罰の制裁の結果は、情状が重いか累犯加重だとか法を守る認識がないとかいうやうなことで重く処罰をされて禁錮以上の刑、十八條は禁錮以上ありますね。

「一年以下の懲役若しくは禁錮」、こうありますから、こういう禁錮もしくは懲役に処せられた場合は強制退去というその要件に該当することに法律上なるじやありませんかと、なる可能性があるじやありませんかと私聞いていますよ。一切そうならないと言ふといふふうな答弁なされたのですか。

○政府委員(小林俊二君) 協定永住者その他の外国人の場合には地位の相違がございまして、したがつて、退去強制事由の該当性という点においても相違がございまして、先ほど私は七年以上の禁錮または懲役に申し上げたのは間違ひでございまして、外国人登録法に關しては禁錮以上の刑に処せられた者につきましては退去強制事由の対象となりますが、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者はこれから除かれます。

したがって、委員の御質問が我が国の在留者、永住在留者の大半を占める朝鮮半島出身者といふことであるならば退去強制手続の対象にこの外国人登録法違反といふことを事由として付されることができないかと思ひます。ただ、しかしその他の外国人の場合にはそれはその限りではないといふことであります。

○橋本教君 ですから、まさにその他の外国人に

ついでに退去強制ということにつながつていくということになるんですよ。

それでも一つ聞きますが、在留朝鮮人の皆さんについては韓国籍であれ、また北朝鮮民主主義人民共和国を私の国籍だというように選択したい、こういう人であれ差別はありませんか、ありますか。これは大事なことでですから間違いないように答えてください。

○説明員(黒木忠正君) 先ほどのお答えは出入国管理及び難民認定法二十四条の規定に関する局長からのお答えでございます。

今度のお尋ねは、その出入国管理及び難民認定法の適用を受けない我が国において協定永住の許可を受けている在留外国人ということについてお尋ねのようでございますが、これにつきまして七年を超える刑に処せられた場合に限り、もう一つ麻薬その他の場合がございしますけれども、一般の場合ですと七年を超える刑に処せられた場合に限り退去強制するという事になっておりますので、仮に外国人登録法に違反して六ヶ月とか一年とかという実刑に処せられたことがあったとしても、そのことは直ちに退去強制事由にはなりません。ただ、委員お尋ねの協定永住の許可を受けていない朝鮮半島出身の人、この人たちは今の協定永住を定める特別法の適用を受けませんので、一般法でございします入管法の適用を受けるといふことになりす。

ただ、もう一つ余計なことを申しますと、退去強制事由に法律上は該当するけれどもその処遇については先ほど局長が申し上げましたように、韓国籍で協定永住を持っている人と同じような処遇をするという方針で臨んでいるということでございます。

○橋本教君 だから、処遇方針は同じように差別しないというのは非常に結構です。また、そうあらなきやなりません。しかし、我が国の法制度としては違うんですよ。ここに大きな問題があるんですよ。だから、おっしゃったように、すべての朝鮮半島出身者の在留外国人の皆さん、いわゆる

北朝鮮籍を希望する皆さんについても法的にすべて平等に扱ってない。これはまさに今日の日本と朝鮮との関係を一つは象徴する不幸な事態からもきているんですが、法制度はそういうことも含めて、この指紋捺捺制度について法のものとの平等かどうかというそういう大事な問題もはらんでいふということをお尋ねしたかったわけでありす。だから、指紋制度がなければこういう問題は起こらない。

それからまた、同時に一回限りで改善だと言われども、その改善が実際に改善にならないで、今お話ししたように一般の外国人についても結局は最後は強制退去するぞというおどしになるかならないかというところまで法的には追いつけられなくていくわけですから、そういう意味ではその不利益は押すまで一生続いていく、あるいは退去するまで続いていくということがぬぐえない性質のものでありますから、私は改善ということを超えて指紋制度そのものを見直さなくては根本的な解決はできないということを感じているわけでありす。

そこで、もう一つ伺いたいのですが、けきも矢田部議員から質問のあった問題、私も重大な関心を持って見ておりました。亜東関係協会でありす。この亜東関係協会というのとは一体どういうもので、この亜東関係協会の関係者については指紋免除をしたのはいつからで、それ以前はどうなっていたのか、御説明いただけますか。

○説明員(黒木忠正君) 亜東関係協会の性格と申しますと、これは日本と台湾との間の各種民間交流が円滑に進められるというために双方が在外事務所を設置する取り決めによってできているというものであると承知しております。

それから第二点の、そういう措置をいつからとっているかというお尋ねでございますが、これは昭和五十一年以降のことでございます。○橋本教君 台湾と我が国との関係について言うなら、御承知のように昭和四十七年に中国との国交回復ということで台湾との外交関係が断絶したわけでございますから、したがってそれまで台湾

関係ということで外交官あるいはその関係ということでの特別の権利や利益というものは本来消滅をすることになりますから、したがって登録と、うことについても外国人登録法の適用を受けな登録、指紋もとるといふことにならざるを得なかつたはずですね。だから、私が聞きたいのは五十一以前は指紋をとっていただんではありませんかと、こういう質問なんです。どうですか。

○説明員(黒木忠正君) 突然のお尋ねでございますが、ちょっと手元に資料がございませんで明確にはお答えいたしかねます。

○橋本教君 ああそうですか。それじゃまた調べておいていただけますか。あしたの朝までに調べておいていただけますか。

○説明員(黒木忠正君) 調べておきたいと思ひます。

○橋本教君 台湾関係の民間利益代表部にすぎない亜東関係協会の職員について五十一年からその登録が免除されたということですが、これは局長もお答えになっておりましたが、これは法的に免除規定があるわけじゃありませんね、黒木さんでも結構ですが、五十一年から登録が免除されているわけでしょう。だけど、法的に免除できる条項があつて、その規定で免除しているわけじゃありませんねと、こういう質問です。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録法上、特定のこういう種類の人たちと申しますか、については外国人登録を免除するという明確な規定はございません。例えば、外交官といったような人たちに於いて登録を免除するとかという規定はございませんで、こういったものは普通条約に基づき免除という措置がとられております。

○橋本教君 だから、台湾の亜東関係協会の職員については、条約上というふうなことはないんですから、したがって法的具体的な実定法上の免除の根拠規定はないと、これははっきりしてございますね。

○説明員(黒木忠正君) そのとおりでございます。○橋本教君 そうすると、法律に根拠がないのに免除されるというのは、免除してよろしいという

法律の適用じゃないんですから、そういう法律はないんですから、この免除というのは法的には一体どういう意味を持っておるんでしょうか。それがこの免除をできるんでしょうか。

○説明員(黒木忠正君) 二つあると思ひます。一つは、条約その他の法律によって免除される場合が一つございします。それからもう一つは、その人の置かれてゐる、何と申しますか、例えば公用入国者であるとか、外国の公務員であるとか、こういふ人たちは、それから先ほど申し上げましたその人の身分関係、居住関係が明らかになっている人たちは、こういった人たちにつきましては必要に応じて登録を免除するという措置がとられております。

○橋本教君 ちょっと待ってください。黒木さん、今大変なことをおっしゃいましたよ。条約や外交官、それはいいですわ、条約、協定、それ以外に住所とか生活関係が明瞭である外国人の人には登録免除できるといふ規定はどこにあるんですか。どこにもないでしう。

○説明員(黒木忠正君) 登録法上にはございません。○橋本教君 ないでしう。登録法上になければ、住所とか職業その他地位関係が明瞭であつたら免除してもらえんというんなら、不幸にして我が国に長く祖国を離れて我が国に在在しておられる韓国人の皆さん、朝鮮人の皆さん、二世、三世の皆さん、ちゃんと学校にも行き、家もあり、職業もある。皆明らかですから、みんな免除したらどうですか。

○政府委員(小林俊二君) この点は、午前中の答弁においても御説明申し上げた点でございますけれども、外交官であるとか、外国公務員であるとかの人々について、明文上の規定がないにもかかわらず、国際条約あるいは国際慣習その他を準用して免除の取り扱いをしていふと申しますのは、外国人登録法の本来の目的であるところの外国人の居住関係、身分関係の明確な把握ということが、これらの人々の所属する外国公館あるいは

は外国政府を通じて明確に可能であるという点にその理由があるわけであります。したがって、そうした物の考え方を準用いたしまして、亜東関係協会というのも民間機関ではございまして、それとも、その機関を通じてそれに所屬する一定の人々の我が国における在留につきましては枠がありまして、その枠の範囲内で実際に明確に取り扱いを行ってゐるわけでありまして、そういう統一的な身分関係、居住関係の把握ということが間違ひなく可能であるということ、要するに個々の人々について調査の上確認するということではなくて、統一的な所屬機関を通じて、その機関の信用性と申しますか、そういう関係から判断いたしまして、外交官に免除した場合、あるいは国際公務員に対して免除した場合、あるいは外国公務員に対して免除した場合に準じて、その同じ考え方を適用したということであるというふうに申し上げることができると思ひます。

○橋本教君 局長の答弁は二つの点で重大な矛盾があるんじゃないんですか。外交機関がその国の政府を通じて居住関係、身分関係が明確に把握ができるという場合は例外的に枠の中で認めると、こう言うんですが、その枠があること自体私はよくわからぬんですが、特権的な枠になつちやいかぬと思ひます。

(理事猪熊重二君退席、委員長着席)

台湾に対して外交的にそんなことが今できやしません。台湾と外交関係ありやしない、中国は一つだ、そうでしょう。だから亜東協会の人について外交関係あるいは政府を通じて身分関係、居住関係が明確にできるということをおっしゃるのは間違ひですよ。それじゃ今度は中国の人があるいは韓国の人は今あなたのおっしゃった説明では納得できません。私は韓国の政府があるじやないですか、私は中国の政府があるじやないですか、中国の政府を通じて身分関係、地位関係を明確にしようと思へばできますよと言へば登録法を免除しますか、そうならぬでしょう。だから、どう説明されようともこの問題は矛盾の一つなん

ですよ。今日までの日本の外交関係から出てくるし、それから外国人登録制度と指紋捺捺制度ということが持つてゐる矛盾の一つとしてこれはあるんですよ。

外務省お越しいただいておられますが、ちよつと伺いますが、今在日米軍の軍人、軍属、家族、日本にどれぐらゐる駐留されておられますか。

○説明員(岡本行夫君) 合衆国軍隊の構成員、いわゆる軍人さんでございまして、これは大体五万人強でございまして、それから軍属の方々が約三千名おられます。それからその軍人と軍属の家族の方々が約四万五千名、合わせて十万人程度と御承知おきいただきたいと思ひます。

○橋本教君 在留外国人で中国からの人あるいは中国以外の国から十万人程度もおられる国というのはいくらありますか。

○政府委員(小林俊二君) 十万人以上というのは朝鮮半島出身者だけであらうと思ひます。

○橋本教君 中国の関係者はどれぐらゐるんですか、約で結構です。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録数約七万五千でございまして。

○橋本教君 だから、我が国に在留する外国人の数で言えば二番目に大きな数字である米軍関係これについて外国人登録法は適用除外されているということですが、その根拠法令はどこですか。

○説明員(岡本行夫君) 安保条約に基づきます地位協定第九條二項にこのよう規定がございまして、「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。」これが根拠でございまして。

○橋本教君 ですから、米軍関係者は安保条約に基づき地位協定によってこれはもう全部登録が免除されるということになっていきますから、だから指紋の問題も起こってない。しかし、在日米軍の軍人の日本国内における犯罪は沖繩だけでなくて数々あることは御承知のとおりです。裁判権は、公務中は第一次的に地位協定によって米軍が持ち

ますが、公務外の米軍関係者の犯罪は、裁判権はもちろん日本が持つ。捜査権は裁判権が第一次的にアメリカにある場合であつても捜査権そのものは失われてはおりません。

だから、そういう意味で十万人にも及ぶアメリカ人に対する我が国の主権の行使として言えば、非常に大きな部分が適用除外にされてしまつておるということ、ほかの外国の皆さんとの平等な扱いという意味から言えば安保条約がいかに大きな有利な地位を米軍関係者に与えてゐるかがわかるわけですね。こういうアメリカの十万人を超える在日関係者については我が国の在留外国人に対する行政として全然ノータッチで何の矛盾も混乱、困難も一切法務省としてはない、というお考えですか。

○政府委員(小林俊二君) 在日米軍の関係につきましては、在日米軍という組織を通じて管理が行われております。したがって、この構成員については在留上の問題が生じた場合には当局としては直ちに問題を提起する相手方があるわけでありまして、それらの相手方、すなわち先方当局はこれらの構成員に対して身分上の管理権を持つてゐるわけでありまして、その意向によって、交渉の結果によつて、あるいは先方の意向によつてその処理が可能であります。そういう意味において、これらの構成員については統一的な管理が行われてゐるということでありまして、むしろ一般の在留米国人に比べて在留米軍の場合にはそうした管理がより徹底してゐるということも、あるいはより容易になつてゐるということも言えるかと存じます。

○橋本教君 事態は全然逆ですね。例えば、米軍機墜落で日本人の子供が死んだ。火災に遭つたあの神奈川の植葉さんの事件でもパイロットについては全然日本は何の追及もできないまま、捜査もできないままでしょう。私がこの間行つた米軍機の十津川谷における、奈良の山奥でワイヤロープを切断した事件でもパイロットの名前を言ひなさい、こう言つても、外務省を通じて言つても言

てきませんよ。警察が照会したつて回答してきませんよ。そういうことですから、日本の主権は大きく侵害され制約されておるんですよ。局長がおっしゃるようなきれいなことで管理ができてゐるんじや決してありません。今日まで米軍の犯罪について、それじゃ第一次裁判権を持つてゐるアメリカが日本において犯罪を犯して、その結果どういふ裁判をしたか一切報告はないですよ。これは予算委員会でも明らかにしましたよ。

そういうことですから、在日、在留外国人に対する日本の主権に基づく平等な管理ということから言えば、安保条約は大変な特権を米軍関係者に認めて、それ以外の外国人については指紋を強制する。それからまた、常時登録証を携帯せよ、しなかつたら罰則、こういうことですから大臣も大変苦慮されて、余りにひどいことにならぬように処罰の問題も考へるといふことをおっしゃらざるを得ない状況になつてゐる。そういう意味で、私は今日の日本における在留外国人の皆さんに対する憲法の法のものとの平等における本當の行政というものとは根本的に考え直さなければならぬということを感じておるわけでありまして。

そこで、次の問題に、もう時間がありませんから質問を移しますけれども、今度……

○委員長(三木忠雄君) ちよつと答弁があるらしい。いいですか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど答弁を保留いたしました昭和五十一年以前の処遇でございまして、外国人登録はしておりましたけれども、指紋捺捺義務は一年以上の滞在期間を付与されると発生するということ、その一年以内に必ず一遍国に戻る、それで改めて出直してゐる、こういう取り扱いで当時指紋捺捺を避けていたと、こういうことでございまして。

○橋本教君 指紋捺捺を拒否して一たん自分の国に帰るでしょう、中国でも朝鮮でも韓国でも。今度は再入国はなかなか日本は今認めてくれていませんね、実際、局長、どうですか、指紋捺捺拒否者に対してすんなり認めますか。

○政府委員(小林俊二君) 指紋押捺の義務が発生したにかかわらず、その義務の履行を拒否した者については再入国は認められていません。

しかしながら、それは今の話とは全く関係のないことでありまして、亜東関係協会の職員につきましては当初から一年以上の在留を認められるという資格を得ることなしに単独出国しているわけでありまして、そもそも指紋押捺の義務が発生していないケースであります。

○橋本敦君 先走って答弁してもらわぬでもいいですよ。日本の政府の方から一年になるからはよ帰って、またいらつしやい、こういう扱いをしていくというのですよ、今の亜東協会は、ところが、指紋押捺拒否した人には厳しい対処をしているというのですよ。こういう差別があつたらいかぬのですよ。

次に、質問に移りますが、第四条で登録原票に記載する問題であります。そこで十四で「在留の資格」ということを入れることになりました。そして第六で「国籍」というものも入れることになりました。そうすると、登録カードには国籍が、そして第十四号によりまして「在留の資格」として、例えば日韓地位協定、これに基づいて在留するんだということ、これは全部明白になるようになっていと思うんですが、そのとおりですか。

○説明員(黒木忠正君) 現在、在留資格と申ししますのは入管法に定める在留資格という限定がありますために、ここにございます日韓地位協定に基づく協定永住許可という永住許可、それから在留資格ではございせんが、我が国に在留することのできる昭和二十七年の法律百二十六号二条の六項該当者につきましては、在留資格として表示されてないわけでございます。今度この改正を行うことによりまして、そういう安定した地位を持つていられる人であるということが登録上に明らかにされる、こういうことでございます。

○橋本敦君 そこが問題なんです。安定された地位を持つていられる人というのは、朝鮮半島の出身者の皆さんについて言うならば、日韓地位協定に基

づく韓国との関係において安定した地位を持つていようことを一層明白にするということであつて、先ほども議論しましたけれども、北朝鮮を自分の国籍としたいと、そういう意味で日韓地位協定は差別を助長することになるから反対だということ

を意思表示した人たちに於いては、この表示によつて今度は日韓地位協定反対の人だということよなこともはっきりわかることになつてしまふことになりやしませんか。今ならそうはならないんです。

○説明員(黒木忠正君) 私どもそういうことは全く考えていないわけでございます。しかも、在留資格として表示されることによりまして、特段不利益を受ける人もないというふうに理解しております。

○橋本敦君 在留資格はいろいろありますからね、そうでしょう。その在留資格はいろいろあるけれども、今度第四条の十四で在留資格としてわざわざこれを決めたというのは、それじゃ現状には一体どういう不便、不利益が、あるいは管理上の問題があるというんですか。

○政府委員(小林俊二君) 現在のところ、朝鮮半島出身者のうち協定永住者については登録証明書の備考欄にその事実が記されているということでありまして、いわゆる法一二六の二の六の該当者につきましては、これを登録証明書に記載する法的な根拠がありませんので全く記載がないわけでありまして、したがって、全く記載がないという状況、すなわちあたかも在留資格が全くないといううがごとき印象を与える状況は適当でないということで、これを備考とかあるいは記載をしないとかいう扱いではなくて、在留の資格という欄を設けて、そこに統一的に記載をする、その身分関係を明らかにするということでありまして、単に一定の人々が協定永住者か否かということと判別するということだけのことであれば、現在でもその備考欄にそういう記載があるかないかによつて判別が可能なのわけでありまして、その点について新しい取り扱いが何らかの変更を来すことということ

はあり得ないわけでありまして。

○橋本敦君 それはそういうふう何つておきまず。

そこで、次の問題に移りますけれども、今度はいわゆるラミネート方式の問題であります。先ほどからも議論になっておりますけれども、確かに市町村の窓口で全部機械を据えつけるといふのは大変でしょう。しかしこれは、だからといって入管の方ということで「当分の間」という法律用語で決めることが正しいだろうか、やはり疑問が残るんですね。ここで言う「当分の間」というのは、当分の間だけれどもいつまでか、これは国の財政事情やらいろんな体制でいつのことになるかわかりませんよという意味にすぎないという感じがする、率直にするでしょう、また実態的にもそうじゃありませんかね。ここらあたりについて将来どういうふうな、どういふことで当分の間をなくして改善する方針なのか。この方針は明確にしておいていただきたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(小林俊二君) 前の答弁と重複することになる点は若干恐縮でございますけれども、現在の方式を改めて市町村の窓口でもカードの調製が行われるという事態があり得るとすれば、それは幾つかのケースがあると思ひます。一つは、この調製の機器が将来非常に安価に製造されるようになった場合でございます。もう一つは、依然として高価ではあるけれども、地方自治体の側の現在の反応、考え方が変わつて、例えば外国人人口の非常に多い市区町村については窓口で調製することにしようといったようなことになつた場合には、例えば外国人人口が五万人以上とか十万人以上といったような地域のみについてその機器を設置する、配備するということ、法務省としては少なくとも原則的に何ら反対する理由はないわけでありまして。

また、財政的にもそれは可能になるということもあり得るわけでありまして。しかしながら、現在のように地方自治体の側においてそのばらつきが

出るのは困る。隣の市では即日やつてくれるけれども、自分のところでは二週間かかるというのでは困るというふうな、そういう苦情が出てとても手に負えないというふうな考え方が一般的である間は、すなわちオール・オア・ナッシングという地方自治体の態度が継続する限りにおきましては、先ほど申しましたように機器が非常に安くなつたというふうな状況を除いては考えられないということとは事実だろうと思ひます。

○橋本敦君 答弁する方も非常に困難な問題ですわね、これは一体将来どうなるかですわね。オール・オア・ナッシングですから、いつまでもナッシングといふこともあるわけでしょう、実際問題として、ある自治体は財政基盤ができたから機械を据えますよとやれないわけですよ、オール・オア・ナッシングだからね。違いますか。

○政府委員(小林俊二君) オール・オア・ナッシングと申し上げておるのは、入管当局ではございせん、地方自治体の方でございせんので、地方自治体の方の考え方が変わればこれに対応する用意はあるということはありません。

○橋本敦君 地方自治体と呼んで来にやならぬというのはいふに及ばぬ話で、この委員会ではね。これは問題なんです。

さて、時間がだんだんなくなつてしまつて、まだ幾つか課題があるんですが、時間切れになつたらやめますが、一応質問に入つておきます。

質問は、十四条の再押捺の命令に関することなんです。どういふ場合に一遍指紋を押捺したのにもう一遍押せと言われるか、これは大問題であります。一回限りだということにもう一遍押せという命令が来るということがありまふというんですからね。それじゃ、どういふ場合に来るか。それは一つには、「登録されている者と第一項又は第三項に規定する申請に係る者との同一性が指紋によらなければ確認できない場合」、これは猪熊先生も先ほど議論されたんですが、「確認できない場合」といふのは一体どんな場合を想定してこの法律はできていんだらうか、これが一つあるんです。

それから、「既に押した指紋の指を欠損している場合」、これは指がなくなったという場合。それからその次に、その「登録原票及び指紋原紙のいずれもが次のいずれかに該当する」ということで、「紛失し、又は滅失したとき」と。登録原簿ですから本人がなくすわけじゃなくて、登録原簿を保管している市町村がなくなってしまう。だから指紋を押さされた本人に責任はないことであります。責任はないけれども、市役所の方で何かの職員が何かのことで紛失したからもう一遍来て指紋押せという命令を出す。これもひどい話だと思いませんか。本人に責任のないことですからね。そうしてそれだけじゃなくて、今度は汚れたり退色したりして不鮮明になった、不鮮明というけれども、どの程度退色して不鮮明になるというところで命令を出すのか。命令を出した以上はそれに従わなかったら今度は十八条で罰則ですからね、刑罰ですからね、出される方になったら大変でしょう。

だから、そういう意味で、再押捺命令を出せる場合をこのように書いていますが、これらの構成要件は客観的にきちっと見定めができるような具体性を持っていないければ、刑罰の制裁ということになれば憲法三十一條にもかかわる重大な問題になる。そこで一号から三号まで具体的にこういうような場合だということを書き加え、市町村長がそれぞれにばらばらに再提出命令を出すようなことがないように、命令を出される外国人の皆さんの利益をきちっと守って、無用な混乱と刑罰の乱用を起さないようにここは規則が何かで具体的ににびしやっとなんていうようなことは考えていますか。

○政府委員(小林俊二君) 御指摘のように、この取り扱いについて地方ごとにばらつきが生ずるといふことは極めて好ましくございませんし、これをあらかじめ排除する必要があるわけでございます。そのために入管当局といたしましては、市区町村に対して通達等でできる限り詳細にこの具体的な基準を明らかにしていきたいと思っておりますし、また単に文書を配付するだけではなくて、

都道府県に対する研修その他の機会を通じて、そうしたばらつきの生じないようにできる限りの配慮をしていきたいと思っております。

また、滅失、紛失についてのお尋ねでございますけれども、そういう場合に改めて指紋を押捺するというのは、単に登録原票が滅失したり紛失したりするだけではなくて、法務省が保管しております指紋原紙も同時に滅失、紛失したというような場合でございます。こういった一人の人間についての二つの書類が同時に滅失、紛失する、あるいは汚損、棄損するということはず希有のことであろうと思っておりますので、あり得ないに近いというふうに私どもは期待しております。

○橋本敦君 この問題については、その具体的な基準と中身、これは刑罰との関係がありますので、もう少し質問したいと思っておりますが、きょうは時間が来ましたので、終わっておきます。

○関嘉彦君 前回のこの委員会では指紋押捺の問題性につきましては質問いたしました。そして、法務大臣から将来の問題として制度の再検討について大臣としてきりぎりの答弁をなされましたから、きょうは指紋押捺の問題を離れまして、今度の改正案の運用上の問題について若干質問したいというふうに考えております。

しかし、その前に、去る十一日の質問のときにも、私の質問の仕方が悪かったのかもしれないけれども、ちよつと誤解を与えかねない答弁がございましたので、それを再確認しておきたいと思っております。市町村からの指紋のその原紙との照合があつたときに原紙と照合をするその問題に関連しまして、たしか審議官からではなかったかと思ひますが、原紙が送られたときに古い原紙と照合している、そのときに合わないものが毎年数百件あるというふうな御答弁がありました。これはちよつと聞きようによりますと数百件不正があつたというふうな聞いた人もあるんですけれども、真意は一体どうであつたのか、それを確認しておきたいと思ひます。

○説明員(佐藤勲平君) 前回の御説明のときにや

や私の方の説明不足の点があつたようにも思ひますのでその点はおわび申し上げますが、私の申し上げた趣旨は、今も委員おっしゃられたように、市町村から法務省に対して指紋の照合に關しての照合があつたかどうかというのがまず最初の御質問であつたと思ひますが、それについてはそれはないというふうに申し上げたわけなんです。

それで、誤解を招くのではないかと仰せられるのはその次の問題であるわけでありまして、市町村から送られてきた指紋原紙の照合の結果数百件という数字の話になつたわけでありまして、その数百件というのは、再調査を要する指紋がある、そういう趣旨であります。

その数百件といひますのは、今申したような指紋原紙による照合によつて、前に送られてきたものと今回送られてきたものとの同一性がその場ですぐ確認ができなかつたような場合であるわけでありまして、その結果、再調査をした結果、いろいろの場合がありますけれども、大体ほとんどは同一性の確認が結局はできたということでありまして、その点の御説明がちよつと不足であつたかと思ひます。

そういう意味で、指紋照合を直接の契機といひまして、それから直接不正登録が発見されたといふことはありません。

以上でございます。

○関嘉彦君 その点がはっきり確認できればそれで結構です。

次の問題は、この法律は昭和五十六年に改正されております。最近の例だけをとりましますと、昭和五十六年、これは写真を三葉であつたのが二葉にすると、都道府県知事が行つた写真の分類整理を廃止するとか、それから五十七年に改正されて、新規登録の年齢を十四歳から十六歳に引き上げるとか、それから昭和六十年に再び改正されました。指紋を回転指紋から平面指紋に改めるとか、そういうふうな改善されてきたわけですが、その結果、外国人管理上何か重大な不都合が生じましたか、その改正されたことによりまし

で。

○説明員(黒木忠正君) 特段不都合は生じておりません。

○関嘉彦君 それではありますならば、これは指紋の問題にまたちよつと返るわけですが、指紋制度の根本的な改正はこの一、二年というわけにはあるいはいかならうと思ひますけれども、年齢の問題で、十六歳までは指紋押捺を免除されているわけですが、それをさらに引き上げて、前回西川委員からも具体的な例を挙げて質問されましたけれども、さらにこれを引き上げて、例えば二十歳にこれを引き上げる。まあ二十歳というのは成人になる年ですけれども、自分の将来なんかについてどうするかという判断なんかでもできる年齢だと思ひますが、その年齢を引き上げる問題につきましては、さらに遠い将来の問題としてではなしに近い将来の問題としても改善してもそれほど不都合が起らないんではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 指紋押捺義務発生年齢の問題につきましては、今般の法改正検討の過程におきましては政府部内で種々検討を加えた点でございます。

率直に申し上げまして、この押捺義務発生年齢につきましては決定的な議論というものはございません。世界的な各国における慣行を一つ一つたしましても、一歳から二十一歳まで極めて多岐にわたつていてございまして、それぞれにその国の実情があつて、説明があつて行われていものと推測いたします。

十六歳ということに十四歳から引き上げたのは、十六歳というのは義務教育を終えて社会的に独立した行動をとる側面が多くなる年齢であるといふことで、そういう御了承をいただいた結果改定が加えられたものでございます。

二十歳となれば、自分の身分上の問題について独立した判断を加える能力は十分に備わるとか、あるいは法律的にもそういう判断を求められる側面が多くなるとか、いふのは、二十歳という年齢を

主張する際の根拠になるものと存じます。したがって、十八歳であればどうであるとか十四歳であればどうであるとかというような議論はそれぞれに可能でございますので、今後とも検討の対象として議論はされていくものと存じます。今日まで、昭和二十七年の登録法制定以来かなり多数の回数にわたってこの登録法の改正というものは行われてまいりました。その改正の内容はいずれも要件の緩和であつたわけでありまして、その要件の緩和は登録法をめぐる客観情勢の改善、好転ということを背景として行われてきたわけでございますから、今後もこれをめぐる状況が改善、緩和していくということであれば、さらに要件を緩和する余地も当然出てくるものと言ひ得るかと存じます。

○関嘉彦君 これは制度の根本的な改正ではないわけですから、早急にこの問題は再検討していただきたい、年齢の問題。そのことを希望しておきます。

それから、法令の解釈及び運用の問題、これも既に多くの委員から質問があつたことと重複いたしますので、確認の意味で質問するわけですが、第四條の十四号、今まで「在留資格」だったのを「在留の資格」と「の」を入れた理由は、今まではブランクであつたところに、そこにどういう理由によつて在留の資格を得たかということを書くんだ、協定移住者は今まで備考欄に書いていたのを在留の資格欄に書くんだと、そういう御説明だったんですけれども、これによつて何か不利益な取り扱いを受けるというふうなことはございませんで、改訂したことによつて。

○政府委員(小林俊二君) これらの人々は出入国管理法に言うところの在留資格を付与されている人々ではないけれども、適法に在留を認められている人々であるということが明確となるだけのことでありまして、これによつて何らかの不利益をこうむるということは全くあり得ないと思ひます。

が、申請及び受領の問題、第十五條の第二項、これは、本人が受領に出頭できないときは「配偶者」「子」「父又は母」「親族」「同居者」の順位により行わねばならないとありますけれども、この順位というのは、やはり今書いてあるとおりの順位を必ず守らなくちゃいけないのですか。そのうちのどれか一人でもいいいんではないかと思うんですけれども。

○説明員(黒木忠正君) ただいまのお尋ねは現行法第十五條第二項についてのお尋ねと思ひますけれども、ここに書いてございまして「配偶者」「第一号、第二号が「子」、三番目が「父又は母」四、五と続くわけでございますが、これは「順位」と書いてございまして、結局配偶者が出られない場合はその次の第二順位の子、その次、子が出られない場合は父または母というふうに、順位は法定されております。

○関嘉彦君 そうすると、その順位、例えば配偶者が病気であつて行けないというのは、証明書を持つていく、その子供はちやうど学校に行つていく、それも証明書が何か持つていく、そういうふうに厳密に順番にやつていくわけですか。

○説明員(黒木忠正君) 原則はそういうことでございまして、ただ、実際の運用につきましましてはある程度弾力的な運用を行つております。

○関嘉彦君 実際の運用についてはこの順位にこだわらないという趣旨だと承ります。

それから、市町村長の指定する期間内に受領に出頭しなければならぬというところになつておりますが、これ、聞くところによりますと、現在大体一週間ということになつてゐるようですが、これも弾力的に運用することによつて二週間ぐらいに延長するということは可能じゃないかと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 受領すべき期間といひますのは、現在省令で特定の日にちを三日間指定するという取り扱いになつております。ただ、今度の改正法第十五條の第三項でございまして、「受領」につきましては別途また考えたいという

ふうに思つております。

○関嘉彦君 それもひとつ弾力的にやつていただきたというふうに考えます。

それから、この登録証の受領ですね、この受領が本人に確実に渡るのが目的であるならば、本人、配偶者、子供云々、そういうふうな直接出頭して渡すよりも、むしろ書留郵便の方が本人の現住所の確認もできるわけですから、書留郵便でもいいんではないかと思ひますけれども、やはり本人を出頭させることが必要でございませうか。

○説明員(黒木忠正君) 登録証明書は本人携帯義務を課しておりますので、これが確実に先方に届いて、本人が必ずそれを受領したということを確実にする必要があるわけで、郵便の場合は事故等も起り得ますので、確実に本人に渡るといふ方法であればこれはやはり同居している人が取りに来てもらつて本人に確実に渡すというのが最も確実な方法であると思つております。

○関嘉彦君 これは根拠法律が違ふんですけれども、別の人が受け取つて悪用する心配があるというのでありますならば、運転免許証なんかはほかの人が受け取つて悪用する心配があるわけですから、運転免許証は書留郵便でやつておりますですね。

○説明員(黒木忠正君) 運転免許証と外国人登録証明書はちよつと性格が違ふと思ひます。免許証の場合ですと車を運転する際に携帯するといふことでございまして、仮にこれが到着しなかつたという事態であれば、その日といひますか、到着していない間はハンドルを握らないといふことで済むわけでございますが、外国人登録証明書は携帯の義務がございまして、仮に郵便がおくられて着いたとか届かなかつたといふ場合は本人が動けないという状態にもなりますので、やや免許証と同列に処理するといふわけにはまいらないといふふうに考えております。

○関嘉彦君 私が言ひますのは、本人が出頭して取れば一番いいんですけれども、その配偶者、子云々に用事があつて出られないような場合、その

場合には書留郵便でもいいいんではないか。書留郵便であれば、もし本人が受け取らなけりや必ず返つてくるわけでは受け取れない。本人も自分のところに来ていないといふことがわかりますから、照会できるわけですね。そういう意味で聞いたわけですね。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録法は受領といふ一つの行為をとらえておりまして、郵送の場合に、発送してそれが相手方に到達したと申しますか、その場合、それが果たしてどの時点で受領になるのかといふたような問題もございまして、私も確かに郵送といふようなことも議論としてはいたしましたけれども、どうも外国人登録の制度上なじまないといふことでございまして。

○関嘉彦君 これも将来の検討問題として考えていただきたい。今すぐといふことはあるいはできないかもしれないけれども、考えていただきたいと思ひます。

それから、これも今まで多くの委員が質問されたことですが、附則の9の「市町村の長が作成して交付する登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて、地方入国管理局は「処理するものとする。」これに關しましてことしの九月でございまして、ある新聞を読んでおりましたら、識者の意見という意見の中に、指紋入りのカードを国の機関がつくることは国が外国人を直接管理するための第一歩ではないかといふふうな意見が出ておりましたけれども、この人の意見は正しいですか、どうですか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録制度といふものは、本来国の機能でございましてから国の機関が行うといふこと自体に問題とさるべき点があるうとは思ひませんが、これは行政の便宜の上から機関委任事務として市町村、要するに自治体にその実際の業務を委託してあるわけでございます。したがつて、現在行政の主体は地方自治体、直接には市区町村でございまして、この仕組みを私どもはこの法改正を通じて変更すると

いう気持ちは全くございません。地方入管局においてカード作成の作業を担当するということは、単にその作業の便宜の上から手配をしようとしていることでございまして、それ以上の積極的な意味は何ら考えていないのが実態でございます。

○閣下 次は、これもたびたび今まで多くの委員から質問があった問題でございども、常時携帯義務について、これも確認の意味で質問しておきたいと思ひます。

警察の方、見えていますか。——実際、現場でどういう取り締まりが行われているか。今までの御答弁で、例えばふろ屋に行くとか、買い物に行くとか、そういうふうなときは含まれないんだ、そういうときは実際には問題にしないんだというふうに承ったんですけれども、取り締まりの実態はそういうことでございませぬ。

○説明員(国枝英郎君) 警察庁としてたびたび御答弁いたしておりますが、近所のふろ屋あるいは近所の商店に買い物に行く、その際にたまにか証明書を忘れたという場合にまで必ずしも立件すべきものとは考えておりません。

○閣下 それを質問したのは、私の友人のあるアメリカ人が、これは昭和六十年以前ですからちょっと時代的には古いんですけれども、朝ジョギングをしておりまして外人登録証を見せろと言われた。持たなかつたら派出所から本署まで連れていかれたという例を聞きました。それから、これも同じ人ですけれども、中野駅前の中野サンプラザ、あそここのプールに泳ぎに行っていたら、やはり同じように外人登録証を見せろと、これなんか全く嫌がらせじゃないかと思うんですけれども、現在もそういうふうな取り締まりをやっておりますか。

○説明員(国枝英郎君) 今、先生御指摘の事案につきまして、具体的な中身は承知いたしております。ただ、これまた一般論でありまして、近所ジョギングをなさっているときに登録証明書の提示を要求するというのは通常なふうかと思ひます。

ただ、これまた一般論を申し上げるわけでありまして、不携帯事案の取り締まりあるいは外登録の提示要求というのは個々の事案ごとに応じて判断すべきものでございまして、したがって、たとえ近所でありまして提示を求める場合というのは当然あり得るわけでございます。

○閣下 特殊な場合には提示を求めることもあるでしょう。しかし、例えばジョギングとか、うちにとりに行けばすぐわかるというふうなことがあるんで、ジョギングのときには入れるところもないわけ、うっかり持つて走っていたら落ちてしまふ。したがって、自宅にそれが保管してあれば、その自宅まで行くのに一日がかりで行くとか、遠いところに行っている場合はこれは別ですが、自宅にとりに行くと見ることができれば、そういう場合にはいゆる常識的な取り扱いとしてやましく言わなくてもいいんではないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○説明員(国枝英郎君) 例えば一時間ということでございますけれども、基準を設けるということにつきましては、再三申し上げておりますが、個別の事案ごとにその場所あるいは時間、例えば夜中であるとかいうそういう時間的な関係も考慮いたしまして処理いたしておるわけでありまして、その意味におきまして、一時間以内あるいは数時間以内で確認できる場合は処理しなくてもいいではないかという御質問でありますけれども、かかる統一的な基準を設けるのは甚だ困難でございます。

○閣下 それじゃ、例えば通学ですね、毎日小学校に行っている、これも夜中あたりだったらば、これはちょっとおかしいですから見せろということは言えると思ひますけれども、普通の時間に登校して普通の時間に帰ってきている。そういう通学なんかの場合、これもやはり一々見せろということと言われるわけですか。持たなければ問題にされるわけですか。

○説明員(国枝英郎君) 不携帯事案の取り締まりという面からの御質問かと思ひます。例えば、少年で通学途次たまに携帯してなかったというふうな場合につきまして、少年の健全育成という観点から事件として処理しない方がいいという場合も当然あり得るわけでございます。そのような場合につきましては事件として処理せず、始末書なりあるいは注意処分をやっている場合も現にあるかと思ひます。

○閣下 先ほどの中野サンプラザのプールに行っていた外人の話ですけれども、調書をとられたそうだけれども、これなんかでも注意を喚起するという程度で差し支えないんじゃないかと思ひますけれども、どうでしょうか、そういう場合。

○説明員(国枝英郎君) 具体的な事案について承知いたしておりませんので、いかんとも申し上げづらいたしておりますけれども、プールサイドで提示を求めるといふのは、これ一般論でありますけれども、通常は考えられないというふうに考へます。

○閣下 それから、これも実際に私聞いた話なんですけれども、常時携帯義務違反を問われるのは交通警察で免許証を持っているかどうかと、そのときに外国人であるか外人登録証を持っているかどうかということとを尋問される。その場合に、例えば調書をとられる場合でも、なぜ持っていないか、忘れてきたと答えると、忘れてきたというのは理由にならないんで何か理由があるだろうというふうな質問されて、何とかかとか書かされるらしいんですけれども、忘れてきたというのはこれも立派な理由になるんであつて、忘れてきた理由を一通り聞きただすということとは不可能じゃないかと思ひますけれども、忘れてきたというのじゃ通用しないんでしょうか。

○説明員(国枝英郎君) 御質問の趣旨がいま一つ明らかでないわけですが、登録証明書の不携帯という事案につきましては当該事実のほかどこに置いてあるか、あるいは一般的に何らかの動機があるのか、そういう点について取り調べを行

うのはこれまた一般的な取り調べ内容でございます。

○閣下 法務大臣に、常時携帯義務についてお願いしておきたいんですけれども、この法案が成立した後において、運用上の問題について必ずしも先ほど法務大臣が答弁された趣旨のことが徹底しないケースなんかがあるように思ひますけれども、常識的に取り扱う、その常識の範囲、どこからどこまでが常識かということとはなかなか難しいんですが、取り締まる側ではなく、できるだけ普通の人の常識に合致するようにこれを運用していくということを警察庁長官あたりにも十分徹底していただきたいと思ひますけれども、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(遠藤要君) 先生のお話でございますが、今までも、かつて昭和六十年ですか、法務大臣と国家公安委員長との話によって非常に常識的、弾力的な運用を要請した、その結果が、先生の先ほどのお話はその前だという話でございますが、その後逐次運用の面において大変改善されたところ、承知をいたしております。しかし、この改正に当たってさらに皆さん方がもろもろ御懸念を持たれておりますので、機会をとらえて国家公安委員長に対して改めて法務大臣として要請しておきたい、このような考えでございますけれども、御承知のとおりこの法令は常時携帯が原則でございます、自分の方で常時携帯の罰則の規定をつくつていて、それを運用において十分常識的な運用をしてほしいと言ふのも法務大臣としてちよつとどうかなと思ひますけれども、あくまでも永住者なり登録者に対して処罰するという姿勢でなく、やはり常時携帯を指導していくという建前をとつていきたい。そういうような点で国家公安委員長にも、先生のお話もございまして、よく要請をしておきたい、このように申し上げておきます。

○説明員(国枝英郎君) 警察庁におきまして、登録証明書の提示要求あるいは不携帯事案の取り締まりにつきましては、社会常識に沿うように、かつ柔軟にこれを処理することにつきましてはか

ねてより指導を行つておるところでございますし、今後ともその方針で都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○閣僚答復 本省におられる人はよくわかつておられると思うんですが、それが現場には必ずしも徹底してないことがしばしばあるように思いますので、その点を、現場の取り締まりに当たる人たちに對して十分徹底するようにさらに御努力をお願いしたいと思います。

それから、押捺拒否者に対する今後の取り扱いの問題ですが、これも既に各委員から再三質問されたことでございますから、私からも希望を申し上げたい、希望を述べるとともに、今までの確認のための指紋押捺を拒否してきた人に対する行政罰、再入国の拒否、そういったふうな問題について行政裁量で余りやかましく言わないというふうな問題、これはなかなか答えられないでしょうけれども、ひとつ大臣としてもその問題について十分御配慮をお願いしたいことを希望いたします。いかがでしょうか。

○國務大臣(遠藤要君) 外国人で指紋押捺を拒否されておる方だと、こう思いますけれども、先ほど来申し上げているとおり、日本国は法治国家であるということを御理解を願つて、より民主的な自由な、立派な国をつくり上げていく、登録者の方々にも快適な生活を送っていただくというふうな方向で、できるだけひとつ拒否者の方々に御理解をちょうだいいたして、日本国に居住する限りは日本国の法を守つて理解され、そして遵守してほしいというふうなことを強くこの場をかりて要請をしておきたいと思つております。

先ほど来申し上げているとおり、私どもとしては取り締まり、罰則ということを中心に置いて進めておるものではないということを御理解願つておきたいと思つております。

○閣僚答復 二、三分時間がありますので、これは入国管理法上の問題ですが、質問しておきたいと思つております。

それは、中央公論の今出ております十月号に竹内弘高という人が「人的鎖国体制から脱皮せよ」ということで、外国人労働者の問題でありまして、あるいは帰化の問題でありますとか、いろいろ問題についてひとつ国際化を進めていくべきじゃないかという趣旨から論文を書かれておられますが、その中に国際結婚の問題を述べられておるわけでありまして、昭和五十九年の国籍法の改正で外国人を父とし、日本人を母とする子供の日本国籍の取得が可能になった、この点は私は非常にいいと思つていますが、国際結婚をしている外国人がその在留資格を更新する場合に、こういうふうなことが書いてあります。「たとえば、日本の入管法上、国際結婚を行つた外国人は最高三年の在留資格しか有することができない。以後これを更新することは、きわめて煩雜なうえ、更新を拒否される可能性も常にあるから、居住の不安定さを避けることができないのである。」云々ということが書いてあります。

私は、実際に外国人—アメリカ人やイギリス人の中で国際結婚している人たちがすけれども、二、三聞いてみました。そうしたら、人によつてはその更新は別に煩雜でもないし、更新を拒否されることはないんだという人もありましたけれども、別な人は、あなたはまだ子供がいないから三年の更新は無理であつて、一年間しか認めないんだというふうなことを言われた人もあります。それから、結婚をしていることの証明に写真を提出しろというふうなことを言われたこともあるそうです。

もし、そういうことが頻々と行われているのでありますならば、ここに書かれているようなことで、私はこれはもうごく例外的なことだけを誇張して言っているのではないかと思つてしまふけれども、そういうふうなことが頻繁にあるようでありまして、これはやはり極めて煩雜な事例ということが言えるのではないかと思つておすけれども、現在どういうふうな方針でやつておられるのか、国際結婚した場合の在留資格の更新

の問題です。

○政府委員(小林俊二君) 国際結婚につきまして入管当局が問題にしますほとんど唯一の点は、その結婚が本當の結婚なのかどうか、要するに偽装ではないのかどうかという点だけでございまして、その結婚の真正さが立証できる、確信ができるという事例につきましてはその手続が煩雜であるとか、あるいはその期間が一年に限られるとか二年に限られるとかいうようなことはございません。

日本人の配偶者の場合には、在留資格四—一六の一という特別の資格がございまして、その在留期間は最高三年でございまして、さらにそれ以上の処遇が行われたいというのには先生の御指摘の論文の誤りでありまして、これらの人々につきましてその婚姻についての疑いがなければ永住という許可が一般よりも簡易に認められるという扱いが行われております。すなわち、一般には永住許可というのは素行が善良であるとか、あるいは独立した生計を維持する能力があるとか、あるいはいかなる要件を条件としているわけでありまして、日本人の配偶者の場合にはこういう要件を問わないということになっておりまして、簡易に永住も許可されるということになっております。

したがって、もしその審査の過程においていろいろさう言われたというふうなことがあるとすれば、それはその婚姻が本當に真正なものであるかどうかという点についての疑いがあつたのではないかというふうな思われます。そういうことがありさへしなければ、手続が煩雜であるとか取り扱いが厳しいとかということとはほとんどあり得ないことであります。

現に、昭和六十一年度一年間について、昭和六十一年度暦年でございまして、一年について見ますと婚姻を理由とする在留期間の更新許可申請のうち、許可になったものが二万三千六百四十三件ありまして全体の申請数の九十九%を占めております。したがって、直ちに許可にならなかつた案件、不許可になつた案件八十七件、短縮あるいは出国

準備として短期間の許可が認められた案件が百三十九件、両方合わせても一%ということでございます。この統計からも明らかでありますように、日本人との婚姻を理由とする滞在の延長あるいは許可につきましては、私どもとしては今申し上げたようなことで、その真正さに疑いがなければ全くほとんど自動的にこれは処理し得るという方針をとつております。

○閣僚答復 今の人の例は、一九八二年に学生結婚した人なんですけれども、八六年までは一年の更新期間しか認められなかつた。子供がない。八七年、ことしやと三年になつたそうです、子供ができたので。しかし、子供があるなしによつてそういう不利益な取り扱いを受けるということはあり得べからざることでございましてね。

○政府委員(小林俊二君) 単に子供がいるとかいないとかいうことでどういう取り扱いの差があるというところはあり得ないのであります。入管当局としては、その婚姻の真正さに問題があると考えられる場合には、単にそういう表面的な状況のチェックだけではなくて、実際に同居して婚姻生活を営んでいるかどうかというふうな点について現地の調査も行ひますし、その関係者からの事情も聴取いたします。したがって、一つの事例、事象をとらえて自動的に何か不利益な処遇を行うということとはあり得ないことであります。

○閣僚答復 私いろいろ聞いて、非常に簡単にやつてくれるところと、それから今言つたように、私は非常識だと思つけれども、子供がないから云々という随分ばらつきがあるように思ふのですけれども、やはり十分末端の方にも今言われた趣旨が徹底するように指導していただきたいと思つております。よろしいですね。

○政府委員(小林俊二君) 少なくとも、子供がいない場合には云々というふうなことはあり得ないことでありまして、もしそういう事例があつたとすれば、それは非常な行政処理上の不手際と申しますか、あり得べからざることであると考えます。何かほかに理由があつたのではないかと私は行政

執務上の常識からして推測せざるを得ないわけでありますが、事ほどさようにそういう機械的な扱いは、こういう難しい問題につきましましては、あるいは微妙な問題につきましましては特に注意しておりますのであり得ないことと考えております。

○閣僚答復 時間がございませんで答弁は必要ございませけれども、大臣にもお願いしておきたいのです。

日本の国際化という点から単なる商品とか資本の問題だけではなしに、やはり人間的な交流、外国から非常に来やすくする、外国から来た人が快適な生活を行えるようにする。もちろん単純労働の外国人を今入れるというふうな問題はこれまた別個な問題で、慎重に検討することを要すると思ひますけれども、国際結婚であるとか帰化であるとか、そういうふうなことはむしろエンカレッジしてもいいんじゃないかというふうに私は思ふんですけれども、そういうふうなことに在任中にぜひそういう面について十分前向きに検討するように御配慮願ひたいということを希望して、私の質問を終わります。

○西川潔君 いやいよ最後にになりました。よろしくお願ひいたします。

先日来の委員会として本日の委員会、諸先生方の御質問そして皆さんの御答弁を聞かせていただきまして、もう一度僕なりに素朴に疑問に思つたことを質問させていただきたいと思ひます。長時間本日に御苦労までございしますが、重複するところがたくさん出てくると思ひますが、どうぞひとつつよろしくお願ひいたします。

まずお伺ひしたいのですが、外国人登録法の目的をもう一度お願ひいたします。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録法は、我が国に在住する外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることによつて諸般の行政に資する、と、法律用語の上では「公正な管理に資する」というふうに規定されておりますが、そういうことでございします。

○西川潔君 それは、どういうときにどういう意

味でもってお使いになるんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録制度を通じて正確に記録されている身分事項、居住事項、身分関係、居住関係の諸事項は外国人にかかわる諸般の行政にその基礎として提供されるわけであります。外国人にかかわる諸般の行政と申しますと、まず第一に出入国管理、在留管理の問題がございします。そのほかにも福祉関係の諸行政あるいは教育関係の諸行政、さらに税務関係の諸行政等が挙げられるわけであります。

○西川潔君 僕が不思議に思ふのは、一律に全員から指紋をとるのですけれども、これはどういうことでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) ただいま御説明申し上げたような在留外国人の在留管理あるいはその他の諸般の行政に正確な資料を提供するためには、極めて短期の在留者を除く一定期間以上我が国に在留する外国人について、そのすべての人々にわたつて資料を整備し提供する必要がありますわけでありまして、その一部についてののみ資料を整備するというのでは行政の目的、したがつて外国人登録制度の目的を達成することは難しいということになるからであります。

○西川潔君 指紋をとつて、例えば我が国にとつてはメリットといひますか、どういうふうに我々日本国民にとつて、指紋押捺をしまして、我々のどういふ部分を守つていただいているんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 一口で申し上げれば、行政の適正な運用あるいは執行ということでありまして、さらに具体的に申し上げますと、出入国管理、在留管理についての事例として挙げられるのは再々申し上げておりますとおり不正規入国、不正規在留者の排除ということでありまして。

○西川潔君 自分が相手の立場になつて物を考えますと、特に日本人といふのは指紋を押捺するとかきといふのは悪いことをした後警察に捕まえられる、そうして指紋をとられる、何か指紋押捺といふのは暗いイメージがあるんですけれども、韓国

の人たち、朝鮮人と言われる方々はどうして拒否をなさっているかといふところをお伺ひしたいんですけれども、どうして皆さん方はあんなに拒否なさるんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) これは、当局といたしましてはいろいろな事実あるいはいろいろな関係者の方々の陳述あるいはいろいろな方々の意見等を総合して分析する以外にないわけでございします。また、事実拒否をしておられる千人足らずの在日外国人の方々にしても、その中ですべてが同じ理由で、同じ動機で拒否をされているわけではなくて、人さまさまに違つた考え方があつたということもあり得るかと思ふのであります。しかしながら、そういう点を拾ひあつたしまして、一般論として私どもが理解している点は次のようなことであります。

すなわち、この指紋押捺拒否といつたような事象が表面化してまいりましたのは昭和五十五年以後のことでありまして、外国人登録制度は二十七年に発足し、指紋制度は実際には三十年から実施されております。その後三十数年を経過しておりますけれども、その間において当初の散発的な、あるいは限られた押捺に対する抵抗といふことを除けば、これが一般的に問題となつたのは今から七年前のことでありまして。この今から七年前の時点をどう理解するかといふことであります。これは既に今次国会におきまして法務委員会、衆議院であつたと思ひますが、私も答弁申し上げたとおり、一つには五十四年に国際人権規約が我が国によつて批准されたということがございします。このことが一つの契機となつて人権意識をかき立てたといふことになつたのではないかと云ひ得るわけでございます。

もう一つの問題点は、在日韓国人・朝鮮人社会において三世、四世あるいは二世と言われる方々の考え方が表面に出てくるようになった、あるいはそういう方々が独自に社会的な行動をとるようになったといふことが大きく関連しているのではないかと思ひます。これらの方々の物の考え方が、

いわゆる一世なり二世なりというゼネレーションの人々との間に意識の上でのかなりの相違があつて、そうした相違が表面化してきたといふふうに推測される点があるわけであります。すなわち、この三世とか四世とかと言われる方々は、日本で生まれ、日本人を友人として育ち、ほとんど日本語以外の言葉をしゃべることができず、かつ本国である朝鮮半島に帰つたこともないといふような人々が極めて多数を占めるわけでございまして、こうした人々にとっては実際の生活感覚においては日本人とほとんど変わらない面が極めて大きかつたといふような事実が一世、二世とは違つた特質として固定していったのではないかと。

そうした状況の中で、ある日突然、十六歳といふことでございませけれども、指紋の押捺といふことで日本人には課されていない義務を要求されるというように対する違和感が、一世、二世のように自分たちは外国人であるという意識、自分たちは韓国人である、あるいは朝鮮人であるという意識が極めて濃厚に日常生活の感覚の中で持たれていた人々に比して違和感が非常に大きかつた、大きいという結果になつたといふことが、最近数年間におけるこうした若い人々を中心とする押捺拒否といつた動きにつながつていったのではないかと。

以上は当局における単なる推測でございしますが、いろいろな事象を分析した結果、私どもはそうのように考えております。

○西川潔君 そこで、僕も年齢のことでお伺ひしたいんですけれども、現行で十六歳の子供たちが押捺を拒否した場合と、改正案になつてから拒否した場合には何か大きな違いが生じてくるんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 改正法が施行された以降における拒否といふのは、最初の一回の拒否といふことに限られるわけでございしますから、二回目、三回目の押捺の拒否といふことはなくなるわけでございます。したがつて、その点においての違いはございしますが、拒否をするという事象を前

れ、愛護されなければならない。」という意味においては、この子供たちは大変なつらい、悲しい差別をされているのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 私、去年の九月でしたか東京の外人記者クラブでこの問題について講演をしたわけでありまして、その講演の中でも申し上げたのでありますけれども、指紋問題というのは本当は指紋の問題ではないんだということを申し述べたわけでございます。衆議院におきまして、指紋にかわる識別の手段を開発研究するようにという御要望がございましたので、政府としてはその方向で努力はするつもりでございますが、しかし本当はこれにかわる手段が開発されることによって指紋制度、指紋問題というものは解決するんだらうかということについて、率直に申し上げて私は疑問を持っております。

例えば、これは経費の問題がございましてけれども、個人の網膜の写真を撮ることによってその識別をすることは技術的に可能なんだそうでありまして、もちろん、今申し上げたように経費の問題がありますから、市区町村の窓口で網膜を撮影する装置を設けるということはなかなか難しいと思いますが、例えばそれが資金的に可能になったとして、それでこの問題は解決するんだらうかということなのであります。

先ほど申し上げましたように、この問題の背後には在日韓国人・朝鮮人の三世、四世と言われる方々が日本人と違った取り扱いをされることに對して非常に異和感を持っておられることがあるわけでありまして、たとえそれが網膜の写真であろうとそこで違った扱いを受けるという事実が残るわけでありまして、それでこの問題が解決したと言えらうかということは残るわけでありまして、言いかえれば、この問題の基本的な解決は、我が国における日本人と在日韓国人・朝鮮人とと言われる朝鮮半島出身者との関係の改善を求める以外にはないかというふうなことを考えるわけでありまして、そういう方向での解

決こそが最も基本的なこの問題の解決だろうと、私は少なくとも個人的には思っております。しかしながら、そう言いつても、これは時間のかかることではございますから、それが実現するまで放置するというわけにはまいりません。

一方、その在日韓国人・朝鮮人の側において指紋押捺に対して心情的に異和感を持ち反発をするという、あるいは不快感を持つということがあるわけですが、これは事実として存在するわけですから、とりあえず政府としてはその制度を維持するぎりぎりの枠内においてこれらの人々の要望に應ずる措置を講じていこうというのがこの法案の趣旨でございます。

したがって、長い目で見れば今申し上げたような社会的な情勢の変化ということが基本的な解決の道であらうと思ひますし、またさらに長い目で見れば、戦後四十年の推移を振り返って、こうした点において状況は徐々にではあるけれども好転しているんじゃないかというのがまた私の観察でもあるわけでございます。将来に對して決して悲観的になる必要はないというふうにも考えております。

例えば、最近の統計で見ますと、在日韓国人・韓国人の若い人の結婚の統計がございまして、この結婚の対象として日本人を選んでいるケースは全体の結婚の案件の六〇%を超えているわけでございます。この数字は近年において非常に著実に増加しております。ということは、それだけ日本人と在日韓国人・朝鮮人との間の関係が改善されてきているということをも意味するのではないかと、いうふうなことを考えるわけでありまして、長期的に見て私はこの問題についての将来は決してそれほど悲観することではない、将来を期待し得る面がある、しかし基本的な解決はそこに求めなければならぬというふうなことを考えているわけでありまして、

○西川潔君 どうも本当にいいお答えをいただきまして感謝します。でも、やはり自分の気持ちに残るのはこの子供たちのことです。自分の子供がもし行つて押してこなければいけないということに置きかえまして、本当に心が痛みます。できることなら三世、四世という方々、何とかしてあげたい、何とかしていただけないものかといううな心で本当にいつぱいでございます。本当に前向きな姿勢でお願いいたします。

例えば、今局長さんのお話にも出たんですけれども、結婚も随分ふえてきた。そういう日本も本当に国際的にはすばらしい国になったんですから、今後日本はどんな外国の人を受け入れていろうなことをやらなければいけないんですけれども、そういうことで障害になるようなことは、この指紋押捺が対諸外国とのそういう交流に弊害になるようなことはございませんでしようか、大臣。

○政府委員(小林俊二君) 外国人登録制度、指紋制度を含むこの制度の本質的な制度そのもののあり方というものは、これは基本的に内政問題であります。これは各国にもそういう制度がありまして、各国それぞれの事情によってあり方が定められておるわけでありまして、したがって、この問題については韓国政府からの要望もあり両国首脳間の話し合いもございましたけれども、これはあくまで韓国政府から在日韓国人を代表する立場として日本政府に對して要望の表明があつて、その要望に對して日本政府として配慮を払い努力をしたということなのであります。決して両国間で国際交渉を行った、外交交渉を行ったという問題ではございません。そのことが示しますように、韓国に限らずその他の国々の国内の制度のあり方について、それが内政問題である限りにおいてそれぞれ国際的に制約を加えるとかあるいは交渉を行うとかということとは本来ないのが原則であります。

もちろん最近の国際社会のようによつての關係、特に經濟關係において關係が密接化してまいりますとそうとばかり言つていられないケースも徐々に出てきてはおりますけれども、しかし基本的にはその国の社會制度、政治体制の基本にかかわる問題というのはその国の内政問題でございまして、その点が國際的に何らかの摩擦を生ずるといふのは極めて例外的な事例であらうと思ひます。

○西川潔君 ありがとうございます。次に、常時携帯義務というのをもう一度再確認したいんですが、同一県内の場合には持たなくてもよいというようなふうなことを考えていただけないものでしょうか。例えば、他県に出る、遠いところに出る場合にはもちろん携帯しなければいけないんですけれども、先ほど来聞いておりますと、おふろに行つたり買物に行つたり公園に遊びに行つたりということのときはそういうことはいい。でも、関先生の場合は、プールへ行つた、ジョギングのときというお話も出ておりましたが、もっと広範圍にわたつていうことを考えていただくようなわけにはまいりませんでしようか。

○説明員(國枝英郎君) 類似の御質問はこれまでたびたび拝聴いたしておりました。御質問の趣旨は十分理解いたしておるつもりでございます。ただ、これまで警察庁といたしまして再三答弁いたしておりますこと、登録証明書の不携帯罪の取り締まりに当たりましては、場所あるいは時間といった条件あるいは被疑者の年齢、境遇あるいは違反の態様などを総合的に判断いたしまして、個々の事案ごとに常識的かつ柔軟な姿勢で処理しているところでございます。したがって、今先生御指摘の県内といった運用基準ないしかる統一した基準を示すことは甚だ困難なわけでありまして、ただ、統一した基準は非常に困難でありますけれども、法の許す限り常識的かつ柔軟な姿勢で処理するよう第一線を指導してまいりたいと考えております。

○西川潔君 大変唐突で本当に素人考えでございますが、例えばJRのようにもう少し範圍を広げて六つに分けるとか、北海道、本州、四国、九州というふうなもう少し大段から考えていただく、そんなお話なんかは全く出ないでしようか。

○説明員(國枝英郎君) 登録証明書の常時携帯義務の制度そのものにかかわる御質問かと思ひますので、本来法務省の方からの御答弁が適するのかなと思ひますが、私も取り締まりという観点か

らこれにかかわる際に、先ほど申し上げましたように個々の事案ごとに判断して処理いたしておるわけでありませう。現に注意処分済ませるといふのも相当数ございませうし、事件を処理するに当たりましては速捕をいたしております件数は極めて少ないと承知いたしております。

ただ、大きなブロックで分けるということにつきましては先ほどお答弁いたしましたことと、かかる基準を設けることは甚だ困難であると申さざるを得ないかと思ひます。

○西川潔君 例へば、検問の場合ですと運転免許証不携帯の場合でしたら、僕も一度経験があるんですけど、パトカーの後ろに乗せられまして、家の電話番号と、そして連絡をしていただきまして免許証の番号を言ってもらって照会します。そうすると、それやたら西川さん間違いないからそれではどうぞ帰ってくださいということでございますが、登録の方も不携帯というようなときには何かそういうふうな照会をしていただくというようなことの一案をお願いできないようなものでしょうか。外へ出るときに、例へば我々は頭が痛いとか気が重いとかがありませうが、皆さん方にとっては本当に一生懸命が重い気持ちで外出なさるわけですから、少しでも思ふんですけれども、いかがでございませうか。

○説明員(岡村英郎君) 登録証明書の提示を求めますのは外国人だからという理由だけでめったやたらにと申しますか、無差別に提示を求めておるわけではございませんでして、あくまで本人の身分事項等を確認する必要があるというような場合に行つておるわけでございます。したがって、登録証明書が不携帯であつた場合に、今先生御指摘のとおり、例へば市町村当局でありますとか家族等に電話で連絡をとるなどいたしまして、本人の身分事項の確認に努めておるの申すまでもないこととございませう。ただ、かかる方法によりまして身分事項の一応の確認ができたということと、当該事案を不携帯として処理するかあるいは処理しないかということはまた別の判断にならう

かと存じます。

なお、免許証の場合におきましても、免許取得の有無すなわち無免許でなくどうかというのを確認しておるわけでございます。免許証取得の事実が明らかになりましたときは免許証不携帯として通常処理いたしております。

○西川潔君 ありがとうございます。

次に、一度押捺を拒否した方は外国に出ますと再入国ができないというところでお伺いしたいんですけれども、先ほど出ておりますが、改めまして、NHKの青年の主張コンクールで入賞した日韓国人の高校生ですが、副賞のカナダ旅行が決まっていたのですが、法務省は指紋押捺拒否のままで再入国は認めないということでカナダ旅行をこの少年は断念したそうです。また、祖国にいる親兄弟が不幸に遭つても国へ帰れば再入国を認められないということですが、法律はよくわかるんですけれども、例へばこの少年の場合、そしてまた肉親がというときには、こういう人道的な問題である場合は外務省を通じて連絡をして、それが真実であるかどうかを確かめていただくぐらいの、確かめていただいてそれが確かであればこの場合特例でというようなことを、局長、お考えいただくようなわけにはまいりませうでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 再入国許可の問題であるとか、在留期間の更新の問題であるとかの問題は、一口で申し上げれば我が国の現行法に意図的に違反する、そこに定められている法定の義務を履行しない、しかもそれが外国人登録制度といつたような現行制度に対する反対の意思表示である、あるいはその修正なり変更なり撤廃なりを求める手段であるということで行われているという事実をどう評価するかということに帰着するものであらうと思ひます。こうした行為は、極端な言葉を使つて申し上げれば、民主主義的な立法制度に対する挑戦であるということも言ひ得るわけなのであります。特に我が国のように言論の自由なり政治活動の自由なりが保障されている社会においては、そうした意向、意図を表明する手段と

して違法行為を犯すということを正当化する余地は極めて乏しいというふうに私は考えております。したがつて、こうした行為に対する評価といふものは在留状況の評価という観点から検討の対象とせざるを得ないわけでございます。

ただいま御指摘の、NHKのコンクールに入賞した高校生につきましては、社会党の議員の御紹介もありましたので、私が直接局長室で二時間半にわたつて引見いたしましてお話をいたしました。

○西川潔君 青年に。

○政府委員(小林俊二君) はい。そして、そういう私どもの考えを説明をし、かつその青年の考え方について理解をしようと努めたわけでありませう。その結果、その青年の言つておりましたことが必ずしも私に十分理解できたとは申しかねますし、また残念ながら私の申し上げました諸点がこの青年に十分に理解されたとも言いがたい状況でありましたけれども、少なくともその青年の考え方を理解しようとした私の気持ちはその青年にはわかつてもらえたと思ひます。

翌日、その青年から電話がかかつてまいりました。押捺に応ずることはできません。しかし私の考えをまだ十分理解していただけていない点があると思ひますので、いづれ手紙でその点について御連絡をしたいと思ふので、それに対して御返事しましたから、そういう手紙を出されるのであれば、私としても、個人的な立場かもしれないけれども、できる限りわかりやすく返事を書くようにしようというところをお話したような経緯もございませう。

そういうことで、結論におきましてはその青年は今回はカナダ旅行は取りやめなすというようなことでありましたけれども、しかし少なくとも私が述べておりました論点を、同意はしてくれなかつたにしても、少なくとも何を考へて当局はこういう措置をとっているかということを概念的に理解はしてくれたのではないかとこのように期待

をしておるわけでございます。

今後、法改正の施行後という立場をとるかというところにつきましては、施行後の諸状況をにらみながら改めて見直す機会もあらうかと思ひますが、現在の段階におきましてはこれまでの方針を變更する契機はないと、まだそういう状況にはないと言わざるを得ないのが現況でございます。

○西川潔君 そういふことが僕は悪い前例には決してならないと思ひます。できることならひとつこういう場合よろしくお願いいたしますと僕はお願いして、局長さんに対する質問は終わりたいと思ひます。

最後の質問になりました。いろいろ自分も勉強さしていただきまして一年二カ月になるんですが、国会に参加させていただいてこんなになくさんの陳情があつた法案も初めて体験させていただきました。

最後に法務大臣に、どうぞ我々がこの問題に関して大臣の言葉を聞いて、将来明るい見通しにな、あ、うん、ほつとした、これなら何とか努力してみよう、勉強してみよう、頑張ってみようというやうな御答弁を最後にいただきたいと思ひます。

○国務大臣(遠藤要君) 今のNHKコンクルールの青年の問題は、ここにおいでになる安永委員からも何回か個人的にも要請を受け、先ほどお答えの中において、この法の成立後において改めてそういうふうな問題について検討してみたいというやうなお答えを申し上げておるわけでございます。もうもろの問題については先生からも御指摘をちようだいたしましたけれども、先ほど来申し上げているとおり、外国人登録者に対して取り締まりといふことで進んでおるのではなくして、あくまでも登録といふことはやはりその確認といひましようか、本人の身分証明だといふやうな意図のもとに進めておるといふことを御理解願つておきたいと思ひます。きやうな点で、今後指紋の問題といひ、携帯の問題といひ、十六歳といふ年齢の問題等について、この法が成立して、定着後においてやはり新たに検討してみたいということとを

申し上げておきたいと思ひます。

さらにまた、先ほど警察庁にもろもろ御質問されましたけれども、法務大臣として非常にその点が心痛む点でございまして、法務省では常時携帯、罰則その他を決めておいて、それを警察庁の方に皆さんから何とかならぬかと言われると、どうもこっちの方も何となく申しわけないような感じ、こっちがつくつて、その緩和策を警察庁の方に求めるということもどうかと思ひますけれども、幸い好意的な答弁をしていただいております、先ほど来お話がございましたので、国家公安委員長に対しても機会をとらえてこの皆さんのムード、御発言等を参考として柔軟な対応をしていただこうというようなことで改めてお願いしたいと、こういうふうな気持ちでございまして、もろもろの問題がございすけれども、私自身としては一歩か二歩前進した法案だと、こう思っておりますので、とにかくこの踏ん切りを切らせてもらつて、さらに前進しようというひとつ勇氣を与えていただきたいと、こう思ひます。

○西川潔君 どうもありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 本案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案反対に関する請願(第二二四六号)

第二二四六号 昭和六十二年九月十一日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯本一ノ二五四ノ三

鎌田ヒデ子 外千三百六十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五三号と同じである。

昭和六十二年十月一日印刷

昭和六十二年十月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局